

第10回平成19年6月定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成19年6月21日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後6時49分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	副町長	堀口卓也
代表監査委員	足立正人	総務課長	大下修
教育委員長	白杉直久	企画財政課長	吉田伸吾
商工観光課長	太田明	岩滝地域振興課長	小林哲也
農林課長	浪江学	野田川地域振興課長	平野勝彦
教育推進課長	土田清司	加悦地域振興長	和田茂
教育次長	鈴木雅之	税務課長	和田茂雄
下水道課長	小西忠一	住民環境課長	藤原清隆
水道課長	芋田政志	会計室長	金谷肇
保健課長	佐賀義之	建設課主幹	西原正樹
福祉課長	岡田康利		

5. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 66号 | 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 2 | 議案第 67号 | 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 3 | 議案第 68号 | 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 4 | 議案第 69号 | 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 5 | 議案第 70号 | 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議案第 71号 | 加悦簡易水道算所水場改良(上水設備)工事請負契約の締結について |
| 日程第 7 | 議案第 72号 | 加悦簡易水道算所浄水場改良(電気計装設備)工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 73号 | 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 74号 | 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 意見書案第 2号 | 「水稻」をバイオエタノールづくりの核とした早期の研究を
求める意見書(案) (提案~表決) |
| 日程第 11 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 12 | 閉会中の継続審査(調査)申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

ご苦労さんでございます。早速始めたいと思いますが、開会前に報告事項2件ございます。

一つは、本日も建設課長、病気療養のための欠席で、かわりに西原主幹が出席しておりますので、報告いたします。

それから、6月19日に京都へ行きまして、京都府の開庁記念が行われました。その際、表彰を受けられましたので報告をいたします。

まず、市町村地域自治功労者として服部議員と赤松議員の両名が表彰されましたので、まず報告しておきます。

それから、地域力再生功労者表彰として、団体に石川塾さんが表彰されました。

それから、もう一つ、地方自治法施行60周年記念自治功労者特別表彰として、才本次男さんが表彰をされております。以上、報告をしておきたいと思います。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第66号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) おはようございます。

それでは、一般会計の補正について、何点が質問をさせていただきたいと思っています。

まずはじめに、地方債補正について、まず伺っておきたいと思っています。6ページですが、今回も合併特例債ということの関係が出ておるわけですが、現時点、特例債は到達でどのくらいされているのかという点を概要で結構ですから、お伺いしたいと思っています。

議長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

本年3月の当初予算の審議のときに、財政シミュレーションを出させていただいております。合併特例債の枠といたしましては、約120億円程度でございますけれども、一応今後の財政シミュレーションとしては、50億円弱程度の借入ということで抑えさせていただいております。ただ、これはこのままいけばということでございまして、今後の政策的な動きによってはわかりません。そのときはそれでまた、皆様方とご協議をしながら、進めていきたいということでございます。

議長(糸井満雄) 伊藤議員。

7番(伊藤幸男) 申しわけありません。

それでは、次の質問ですが、ちょっと気になる点なんでお伺いしたいと思っています。一つは、26ページの地区公民館の整備事業ということで今回計上されておるわけですが、これについて、この間、男山の公民館問題等もありまして、改めてこういう改修の場合の基準なんかも鮮明にさ

れているのかなというふうに思っております、この点で、どういう基準で対応されるということなのか。今回の場合はどうなのかという点をお伺いしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 伊藤議員さんのご質問でございますが、26ページに書いておりますこの地区公民館の工事請負費のご質問だったと思えます。地区公民館としまして、条例にうたっております公民館につきましても、軽微なものにつきましても地元で修繕等をしていただいております。それから、大きな修繕、今回のように、今回の岩屋地区公民館便所改修等工事費ということでございまして、これは岩屋公民館の2階のトイレ改修の部分が、予算上では70万円、それから、四辻公民館のエアコンの修繕としまして、これが予算上では50万円、合わせて120万円というふうにこの予算書では計上しております。したがって、こういった大きな修繕、あるいは工事等につきましても、町の方で負担をさせていただいて、修繕をするという考え方であります。

したがって、その基準につきましても、先ほど申し上げましたように、軽微なもので、例えば、大体約10万円以下ぐらいのそういった修繕につきましても地元負担ということでございます。

公民館活動をしていただいております公民館につきましても、地区公民館として、先ほどもふれさせていただきましたが、条例の中でも町の公民館という位置づけをしておりますし、そういった公民館につきましても、大きな工事につきましても、町費でもって負担をさせていただいておるといった状況でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、答弁の中で、大体概要はわかりました。基準という問題については、2点、今、この問題意識私持っております、一つは公民館活動やっている会館という問題がありますね。これは、旧来、今田議員も1回質問があったと思うんですが、基準が、例えば香河の場合ですと、世帯わかりますよね。60戸ないですよ。一方で、その10倍以上もあるような、10倍どころじゃないですよ、20倍ぐらいになるのかな、大きな区もあるという中で、公民館活動の基準ですね、見方について、その人数で機械的にやっている部分がかなり基準、この間の答弁ではあったわけですが、その点で、私はどう考えるかという問題があると思うのですね。ここははっきりしないと、非常に小さい場合と、大きい場合の差があるという点を、これ1点お伺いしたいという点と。

それからもう1点は、これは予算の計上の仕方の説明で、私自身がよくとらえてなかったんですが、この請負費計上で、加悦奥区の方もあったようにちょっと私誤解だったか理解したんです。この点はどうかということと。

それから、今の説明ですと全体の予算としては、今回はじめという形で120万円という計上なのかということですね。当初予算との追加という措置ではないのかという点をお伺いしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの伊藤議員さんのご質問でございますが、その公民館活動、人数と言いますが、区民さん、あるいは町民さんの人数の大小ということは関係はしておりません。関係はないです。と言いますが、いわゆる公民館活動をしている公民館と申しますのは、例えば館長

さんが設置されておる。それから公民館の主事さんが設置されておる。そしてまた、その公民館活動として、区民さんがいろいろな公民館活動をされておるといふことで、大きい地区、あるいは人数が少なく、小さい地区といふことで、公民館に認めておるとか、いないとか、そういうことの人数の大小につきましては、直接公民館活動の位置づけには関係はしてきておりません。

それから、2点目の加悦奥の関係ですが、これは当初予算では加悦奥の公民館の確か下水道でしたか、これの予算が計上されております。それで、今回は補正予算でございますので、先ほど私が申し上げました120万円の内訳につきましては、四辻公民館と岩屋公民館の工事請負費の分だといふことでございます。それから、当初予算では330万円の予算をお認めをいただいております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。

次に、その下になるんですが、もっと前のページからの関係もありますから、学童保育の関係で、農村文化保存伝承センターですね、これを活用するといふふうに説明を受けたと思っておりますが、このまず、考え方なんですが、いわゆる学童保育そのものに活用すること自身があかんということではなくて、このセンター自身をどういう形で、今後、考えているのかというあたりについての問題整理が一点あるのではないかとこのように思っております、この点で、まず教育委員会の方の見解をお聞かせ願いたい。

議 長（糸井満雄） 土田課長。

教育推進課長（土田清司） 伊藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。農村文化保存伝習センター、農村ですので農林課ではなしに教育委員会の方が管轄をしております。この建物については、昭和56年の5月に建築をされた建物でございます、設置目的が町の農村文化の保存及び伝承並びに地域住民の研修、会合等の用に供するために設置をされたという目的で設置をされております。ここに今回、補正であげさせていただいておりますのは、減額の18万5,000円でございます。議員さんご承知のとおり、学童保育に関して、その1室を集会室72平米、事務室7.2平米について、今年度学童保育に1年間に限り、お貸しをしているというような状況でございます。学童保育については、校区について20名以上の学童が今度対象になるといふことで、どうしてもその場所がないといふことで、福祉課の方から要請がありまして、昨年までは民家をお借りをされておったといふふうなこともあります。どうしても近くにないといふことで、この部分について、お貸しをしたといふふうなことでございます。今、農村文化伝承センターについては、民俗資料と、伝統芸能分の収蔵庫が奥にございます。それから、遺跡関係の発掘した部分の埴輪とかの分も貯蔵しております。今後のどういうふうな方向というものはっきりした部分についてはまだ方向性がつかめてないんですが、旧野田川町、岩滝町にもそういった部分ございますので、できれば、その農村文化伝承センターの方に一括して、保存ができないかといふようなことも、事務局としては考えておりますし、その分については、今年度協議が必要かなといふふうな今のところ考えております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私、心配をしておりましてのが、旧町時代から、ここの伝承センターが機能とい

いますか、当初からなかなかうまく利用できないというようなこともあったり、それから、現実的に中台でいえば、発掘された遺跡の数々が管理する場所がないというような経過もあってですね、大変苦労されて、場所確保の一翼を担うといふかね、俗な言い方をすれば、倉庫がわりに使っちゃうというようなことで、非常に苦労をしてきたわけですね。それで、どう言いますか、あそこの古墳公園での展開も含めて、有機的な対応をしようということで、非常に努力をされてきたようにも伺っているわけですが、改めてやっぱりセンター自身の位置づけをもう少しはっきりさせて、今までの蓄積の上になって、新たにやっぱりその転換を考えていくということが大事ではないかというふうに思っています、改めて今、学童保育を使うということなので、お伺いさせていただきます。これは、参考にとどめていただけたらというふうに思っております。

余りやるとほかの人ができなくなりますから、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） おはようございます。

今、伊藤議員も質問ございましたけれども、私もちょっと地区公民館整備事業につきまして、ちょっとお尋ねするんですが、このたびトイレという形でということですけども、どういうトイレができるのかなと思ったりして、いわゆるちょっと私も、高齢の方が増えておられるので、いわゆる洋式トイレが希望される方が、一つくらい欲しいと、公民館に、そういうことを地元からも聞いておるんですが、和式の方でやられるかといったこと、せっかくされるのであればそういう高齢の方にも向くようなトイレがされたらどうかと思って、今ちょっとお伺いします。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの小林議員さんのご質問でございます。この岩屋地区の公民館のトイレ改修につきましては、この岩屋地区公民館もかなり老朽化をしております、もともとの区の要望の発端が、まずは男子トイレと女子トイレのまず仕切りをつくってほしいと、入り口が一つだったわけですので、まず仕切りをつくってほしいというご要望がございました。それをきっかけに、その仕切りをすることによりまして、ゲアを出すとか、面積を広げるということが、この岩屋公民館の場合でき兼ねますので、今のトイレのスペースの中で、まず仕切りをつくって、そして便器の設置を配置換えをするというのが、まず一つでございます。それは当初予算の中でもさせていただいておったわけですが、それでいまの予定としましては、先ほど洋式トイレの話が出ておりましたが、女性用のトイレにつきましては、その洋式トイレも一応この2基のうちの1基につきましては、洋式トイレも設けるという計画をしております。

それから、今回の6月補正の部分、先ほど伊藤議員さんのご質問にお答えしました、いわゆる70万円の補正額でございますが、これは1階のトイレを男子トイレ、女子トイレと仕切りを設けまして、そして便器の配置換えをしたわけですが、そうしますと男子トイレの部分が小便器は辛うじて設置ができたわけですが、言葉がちょっとあれですけど、大便器の方の設置ができませんので、たまたま岩屋公民館につきましては2階にも過去からトイレがございますので、そこを男性用のトイレとして改修をしていこうというものでございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） わかりました。できたら、今後、計画的にと申しますか、そういう下水道工事に

伴うようなトイレ改修なんかありましたら、あるいはまた一つの公民館に一つぐらいはそういった膝が痛くてなかなか足が曲げれないという方もおられますので、洋式トイレを一つぐらいは設置していただくような一つの目標を持って、今後、取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） まず、6ページの先ほど伊藤議員がお尋ねになりました件なんですが、地方債補正ですね、これの小学校整備事業ということで330万円の借入をされるわけですが、これは年利0.5%以内ということで、政府資金であるのか、あるいは公営企業金融公庫であるのか、銀行等の縁故資金にあるのか、まずどの辺の資金でしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一応、この起債につきましては、合併特例債の借入を予定しております。したがって、縁故債になるだろうというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） その縁故債の借入日、それから、この補正後の額が1億80万円ということになっておりますが、これは、応募の額ですね、1口の額が1億円及び10億円であるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一等、小学校施設整備事業ということでひと括りにしておりますけれども、ほとんどが整備計画に基づきます耐震診断、あるいは耐震の実施、それぞれ学校分かりますのでそれらをひっくるめまして、一応こういった額で借入がしたいということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そこでちょっと勉強させてほしいんですけども、この中の資金調達の公営企業金融公庫これにつきましては、平成20年10月に廃止というようなことを聞いておるんですが、そのときに現在の公庫の財政基盤、これは債権の借款損失引当金であるとか、公営企業の健全化資金等について、新たな組織に継承していくということでございますけれども、その場合に、移行時の債権の借款損失金ですね、及び利率の変動等の心配はせんでもええのかということ、まず聞いておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 内容等について詳しく聞いておりませんので何とも言えませんが、そういった心配はほとんどないのではないだろうというふうに予測はしております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） かわって12ページの教育費、社会教育費委託金ですが、子どもの家が勸奨普及事業委託金ということで過日も委員会の中でも聞かせていただいたんですけども、中間事業の高齢者教室の打合せ、これが平成19年4月13日に行われたわけですが、そのときに6月2日に事業実施するという内容でのご案内をいただきました。内容につきましては、全く今回の提案と同じ内容でございますけれども、昔懐かしの活動映画というパンフレットも配布されまして、既に子どもはそれをいただいておりますけれども、同じ教育関係の事業がこうして提案がかわって、これは今回の場合は文化庁事業として、こうしたことにかかわって実施される、それも8月

25日にされるわけですがけれども、同じ所管内の事業といたしまして、何が違っったのかなということと。

また、変更されて実施がくれた理由、これについてお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 上山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

確かに中間事業ということで6月2日に映画会をされると計画を打ち合わせをされたということだと思います。

26ページをお開きいただきますと、その中で、当初予算でフィルムの借上代で31万5,000円ほど見ておりました。この予算で6月2日の日にこの映画会をしようということを当初考えていたんですが、文化庁の子どもの映画鑑賞普及事業という事業が採択をされまして、その中で、弁士なり、これは無声映画なんです、弁士なり楽士を呼んだ場合58万円ほどいるということでしたら、補正でなければ当然できないというようなことになりまして、今回、この芸術文化事業について補正を挙げさせていただいたというような経過がございます。思わぬいうんですか、こういう事業に採択されたということで、今回、補正で挙げさせていただいている状況でございます。以上でございます。

6月2日からの予定でしたんですが、この事業については補正後ということで8月の25日に変更をしたということでございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） 変わって、14ページの財産管理費について、賃金でお尋ねするわけですが、障害者の自立支援法等の制定によりまして、福祉と雇用施策の連携による就労移行の課題がこの施策の中心に設定される、こういった中で、雇用促進に関する支援策、これが清掃作業員への雇用へつながっていったのではないかなというふうに思うわけですがけれども、就労継続事業は、A型が最低賃金の補償と、利用料を支払う矛盾ですね、それからB型の方が雇用契約は結ばないけれども、目標の工賃の設定があると、こういったようなことで、そこで特例といっても、地方公共団体に雇用の義務があるかどうか、これをまずお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この財産管理費で計上させていただいております雇用の件につきましては、今、上山議員さんがおっしゃったようなこともあるわけですがけれども、実際、現在、与謝野町で雇用すべき障害者の方の法定雇用率が法定よりも低いということで、4名の方を採用させていただき、それから、今、福祉課の方でも臨時職員さんお世話になっておるんですけれども、それらの方、それから、職員の障害の方を加味しまして、その法定雇用率以上にさせるということでの施策でございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） そこで、週30時間未満の短期労働者を0.5%のハーフカウントにするという、こういう超短期労働であっても、雇用とみなすというようなことが言われておるわけですがけれども、重度障害者の一人を二人に雇ったことにカウントする方法、また、普通はシングルなんです、雇用促進のために数のですね、今おっしゃったように、水増しと言ったらなんです、本町の場合、法定よりも低かったということで、そういうことも加味しながら、重度の皆さんを雇う

というこのねらいもあるのではないかなと思うんですが、そこで与謝野町が国、府から得られる助成にはどんなものがあるか。

それと、障害者の皆さんの雇用支援の基本的な考えも伺っておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） まず、1点目の障害の方を雇用した場合の国、府の支援ということでございますが、今回のこの補正予算に計上していただいています部分については、全く町の単費でございます。

それから、就労の時間ですけれども、ここにあげさせていただいておりますのは、週30時間ということでございまして、社会保険等にも加入をしていただけるような格好で採用させていただいております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） そこで、今回、清掃作業員の雇用にかかわることで、学校へ配置転換となった職員的身分ですね、これは配置前の通りであるのかどうか、この辺も伺っておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 通常の職場の異動でございますので、身分等に何ら影響はあるものではございません。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） 14ページの有線テレビの管理費なんですが、これはケーブル移設工事費ということ地デジ放送の対応であるわけですが、過日も一般質問でも提言がありましたけれども、光ケーブルによるこの与謝野町の双方向CATV構想ですね、これは情報の平等化であったり福祉空間の整備事業の介護サービスに活用ができるというような非常に幅の広いケーブルであるわけですけれども、私、先にも質疑をさせてもらったんですが、窓口業務等々ですね、こういったことも顔を見ながら、やはり住民の皆さんがいろいろな事業についてのご相談をされたりというようなことを考えてみますと、この光ケーブルですね、これをはっていくということは、企画課の進展には非常に時間がかかるというようなことを言っておられるわけですが、昭和60年から61年に岩滝町におきましても、光ケーブルを提言してきたという、計画の中で非常に久しいわけですが、当時の小室町長は、温泉の掘削、それから、私どもは双方向のCATVを提言させていただいて、真っ向から対立、こういったことがあったわけですが、余計なおせっかいですが、ここで太田町長の政治判断のここが時期かと思うわけですが。と言いますのは、平等な情報伝達の方法は双方向のCATVこれが一つと、それから、ごみの焼却、これいろいろと問題がありますけれども、溶融炉この二つの現状課題をおいても決断すべき事柄ではないかと思うんですが、町長のご判断はどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 一般質問みたいな質問ですけど、町長の答弁を求めます。

町長（太田貴美） 今、一般会計の補正予算の中身についてご審議をいただいている最中でございまして、この189万円は、これは先日火災が発生しました民家の有線テレビの光ケーブルの張りかえの必要ということで、そのためのこれは工事請負費でございますので、今、お尋ねの上山議員さんのお尋ねは、これは一般質問の質疑はなしに、一般質問に類することだということで、今回、この場でのご答弁は差し控えさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） それでは、18ページのこの高齢者福祉一般経費委託料ですが、草刈作業の委託料ですね、虹ヶ丘横の町有地の草刈をシルバーに委託するというようなことを勉強会で聞いたわけですが、これらの町有地というものはほかにもたくさんあるわけですが、旧加悦町のまちの花はすいせんであったわけですね。それから、旧岩滝町はあじさい、合併以降役目を終えた旧町の花ですね、これは現在どのような形になっておるのか。町有地の管理状況、合わせてお伺いをしたいと思いますし、それから、与謝野町歌にもうたわれております野田川沿いの水辺、これのごみの収集、これらの管理もどういうふうにされているのかなど。野田川の場合は町の管理ではないと思うんですかその辺も伺っておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 旧町時代のまちの花でございますが、取りわけ、私、旧岩滝町の出身なもので、その普及については、各町のことをすべて承知しとるわけではございませんけれども、旧岩滝町の場合はあじさいでございます、町道の山手線沿い、それから、野田川の堤防沿いに植栽をし、普及を図ったところでございます。それで、合併後、昨年ですけれども、新しい町の花の制定ができました。それで、その部分について、旧町時代は、町民運動と言いますか、旧岩滝にラブリータウン岩滝推進協議会というふうなものがございまして、そこで一定、整理をしたり、それから、4、5年前には国の施策で、緊急雇用の対策というのがございまして、国から府を通じてですけれども、委託金がありてきておりました。それで、まちの環境美化というふうな格好で申請をして、そこで就労者対策でそういう手入れ、あじさいのガサ刈、それから草刈等もさせていただいたという経過がございます。それで新町になりましてから、その部分がどこで管理するのか、それともどこが担当なのかというところがはっきり区分といたしますか、事務分掌をしておりますですけれども、昨年も建設課が今申し上げましたところの草刈を発注する際に、あじさいのガサ刈も同時にさせていただいたということで、時期がずれますので、草刈はもう少し早いことした方がいいのかなと思うんですけれども、今年も同時にさせていただくというふうなことでございまして、今後、そういうこともありますので、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

今、こうするんだという結論めいたものは申しわけないですけれども、持ち合わせておりません。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいまの件なんです、そうすると谷も町有地というのはたくさんあるわけですが、これの草の管理ですね、これも合わせて検討がお願いできるんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町有地でございますけれども、これはもう昨年来から、地域振興課でお世話になったり、それから、広いところはシルバーさんにお世話になったり、管理は一定いたしております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 同じく18ページの放課後児童健全育成事業、学童保育士の賃金40万円についてお尋ねするわけですが、提案は桑飼学童保育ですね、これなわけですが、与謝野町内の

学童保育、これとこの桑飼の学童保育とは異なるのでしょうか、その辺を伺っておきたいと思
います。

議 長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、加悦町域につきましては直営で行っております。ま
た、野田川町域におきましては、社協委託ということで行っております。したがって、この
加悦の地域につきましては、直営ということで扱いとしては同じ扱いということでございま
す。ただここに補正予算をお願いしておりますのは、この桑飼の学童保育の分だけではなくて、当初
予算にお認めいただいた予算の中で、全体的に不足をするというようなことで予算計上をさせて
いただいておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） そこでお尋ねするわけですが、学童保育と全児童放課後事業、この業務内
容の違いですね、これも尋ねておきたいなというふうに思いますので、お願いします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

福祉課で所管しております学童保育につきましては、放課後児童健全育成事業という事業名で
もって京都府を通じまして補助金をいただいて運営をしておるということでございます。そこで、
一定基準がございまして、その学童保育につきましては、一応、低学年を対象ということになっ
てございますけれども、町の考え方としましては、高学年であっても家に帰った場合、保育され
る方がないという方につきましては受け入れをさせていただいておるということでございま
す。したがって、両親がお仕事からお帰りになるその大体近い時間を学童保育ということでお預
かりをしておるということでございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 学童保育の種類ですね、これにつきましては、公設、公営、あるいは公設民営、
共同保育、それから、保育園運営等々あるわけですが、これは今、課長おっしゃったよう
なことで、ただその中で、この運営費につきましては、預けられておる父兄が負担と、それから、
町の補助とこういったもので運営されておりますね。それは会員さんというのは、父母会がすべ
て運営されとるわけですか。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

学童保育につきましては、まず保護者から町の方に申請をしていただきます。その中で、その
申請書の中に、子どもの保育ができないということで、どこそこにお勤めになっておる、あるい
はどこそこパートに出かけておられるというようなことをその申請書の中に書いていただいて
申請をいただくということでございます。一応それを確認をさせていただいて、その上で町の方
でお預かりをするということでございます。それが一月3,000円ということで学童保育の保
育料。それから、希望されるお子さんについては、1日60円のおやつを提供するというよう
なことで、午後6時までお預かりをするということでございます。したがって、この運営その

ものにつきましては、町あるいは社協で運営をするということでございますのでその点は、保護者の方に負担をかけるということにはございません。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） そこでもう1点お尋ねするんですが、全児童の放課後事業ですね、これは私どもが理解しておりますのは、学童は基本的には保護者の就労などで、今おっしゃったように、放課後保育に必要なと、こういった子らに限定をされて、そしてだれでも放課後自由に集まって遊べるスペースの提供を目指しているんだというふうに理解をしているわけですが、この学童保育について、保育をお願いする方、それから、幼稚園の延長保育とはまた異なるわけですが、そうしたものにどうしても保護者の願いと、それから、まちの方の思いとに多少のずれがあるのではないかなと思うんですが、これについてはどういうふうな方法で温度差を縮められるのか、られようとしておられるのか、もし何かありましたらお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

一昨年だったと思いますが、新しく国の方の子育て支援の一つの施策として、そういった学童保育と、それから、放課後児童、ちょっと正式名称は忘れましたが、教育委員会所管、これがタイアップをしてそういった放課後の子どもたちを見守るといいますか、そういったことに取り組むべきだということでございます。そういった中で、それぞれ地域に事情がございまして、そういった事業にすぐに取り組める地域、あるいは今まで学童保育をやってきた、そこにどうしても期待をしなければならない地区、そういった温度差があると思います。したがって、当然、そういった制度が打ち出されておりますので、その中では教育委員会と福祉課と連携をして、そういった取り組みを今後どうしていくんだというようなことを当然検討していかなんこととなります。今、議員さんおっしゃいましたように、学童保育の場合は、家庭に帰った場合保育ができないというのが条件になっております。

それから、教育委員会部局の方で打ち出されておりますのは、そういったことは関係なく、放課後児童が健全に生活が送れているんだという目的でございますので、その家庭の事情、そういったものは全く抜きにした取り組みということでございます。そういった部分につきまして、また教育委員会と福祉課の方で、協議、連携がとれておりませんので、今後はそういった部分についても協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） 26ページの図書館の管理運営事業、賃金についてお尋ねするわけですが、この賃金の説明におきましては、6月の補正で図書館長の賃金というように説明では聞いたわけですが、聞くところによりますと、辞令交付の時期を大分おくれた、つまり逸した理由は何であったのかなということをお尋ねしておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 図書館長の件につきましては、当初ちょっと行き違い等もございまして、当初予算に計上することはできず、現在のところ図書館長につきましては空席になっただけでございます。今回、補正で対応いたしまして、お認め願いたいと。正式に図書館長を就任させたいとそういうふうに考えておるわけでございます。

その辞令がちょっとおくれたというのは、図書館長の件ではないと思います。それは予算がございませんので空席になったわけでございます。したがって、図書館長の辞令すらこれは用意しておりません。今度、補正で認められまして、改めて就任していただく方に辞令を出すことになっております。以上でございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） 裏取引になりますので、図書館法の第3条関係は、図書館奉仕のために一般講習の希望に添って、さらに学校教育を援助しようと、これに留意していかなければならないということになっておりますし、4条関係では図書館に置かれる専門職員ですね、これが司書及び司書補と称しておられるわけですが、司書は図書館の専門的事務に従事すると、それから、図書館法は司書の職務を助けていくというふうになっているわけですが、そこで与謝野町の図書館条例を引っ張り出してみますと、第3条に図書館に館長、司書、その他必要な職員を置くことこのようになっておるわけですがけれども、ここでは図書館法でいう司書補は与謝野町立図書館条例でいうその他必要な職員というふうになっているのか、あるいは図書館法第5条の2の1、あるいは2の2の有資格者になっておるのか、この辺をお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お説のとおり、図書館には司書が必要でございます。したがって、当町におきましても、司書が町の職員として配置してあるわけでございます。司書補とかいうのをそういう資格の者を置かなければならないということはないと思います。いわゆるその他職員の中に入っていきと、そのように理解しておりますし、本町におきましては、2名の社会教育指導員という形での臨時職員として採用しておりますけれども、その2名がその他職員として業務に当たっております。以上でございます。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） そうすると教育長さん、その他必要な職員というこの与謝野町の図書館条例でうたっております。資格がないのにというのか、資格が不足しているのに司書補を務めている、また仮に司書さんがご病気等で長期欠勤になった場合、こういうときはどのような扱いになるんでしょうか。この点もお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

ご病気になったという、長期にわたるといことがわかれば、当然、これは有資格者を臨時に採用し、その業務にあてなければならぬとそうように考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

- 3 番（上山光正） それでは、視点を変えますが、与謝野町立図書館条例の第5条関係ですね、これには管理及び運営に関する事項を協議するため協議会を置く、これも協議会委員は10名以内こういうように明記してあるわけですが、この委員さんの役職というのかは充て職であるのか、あるいは学識経験者であるのか、それに加えて、図書館協議会が今日まで何回開催されたかということをお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

協議会につきましては、現在まだ設置されておられません。検討課題でございます。同じように、知遊館の方の運営につきましても、そうした運営をする委員等の設置をしなければならないとどのように考えております。ただいま検討中でございます。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） しかしですね、この5条関係では置くと書いてあるんですね。ということは当然ですね、この附則では平成18年の3月1日施行、このはずなんですね。先ほど来のお話を聞いておりますと、館長不在のまま、また協議会も開かれることなく、条例に反して、約1カ年というものが運営されてきたわけですが。この辺のところは私ども理解ができませんが、そして、協議会の委員10名をまだこれから協議会を立ち上げるとおっしゃるんですが、これはどのような感覚でされておられるのか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） ご指摘のとおり、事務の遅滞ございまして、その点につきましてはおわび申し上げます。早急に取り組みたい、そういうように考えております。以上です。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ここで、開会開始1時間になりましたし、一度休憩をとりたいと思います。休憩は、今ちょうど30分でございますので、50分、20分間休憩をとります。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、質疑をお受けいたします。

廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは、2、3点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

先ほど、伊藤議員、また小林議員の方から、公民館の整備事業につきまして質問があったわけですが、私はこの点につきまして、ちょっともう一度、確認をさせていただきたいんですが、岩滝地区におきましては、ほとんどの公民館でもう下水の整備が終わってるところでございます。設備をしまして大分たっておるわけですが、先ほどお聞きしておりますと、公民館活動ができてないと、こういった補助金は対象にならないというようなことをお聞きしたんですが、だんだんお年寄りの方、また若い方でも、事故なんか起こされて足が不自由だと、そういったときに公民館入ったけど、洋式のトイレがない、和式で済まさないかんというようなことになると、やはり問題だろうと思います。そうしたときに、洋式のトイレに改修をする、そういったときの修繕費は出るのかどうか、この点をお伺いしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 廣野議員さんのご質問でございます。

公民館の修繕をした場合、いわゆるトイレの修繕なんかをした場合、そういった洋式トイレの改修費なんかが出るのかということでございます。大前提と言いますか、一応公民館条例に位置づけております公民館につきましては、そういった改修については、町の方で予算づけをさせていただこうというふうに考えております。したがって、旧岩滝町の場合は、先立って完成し

ました男山公民館ですとか、石田公民館ですとか、それから、弓木の公民館ですとか、そういった3館につきましては、公民館条例の中でうたわせていただいておりますので、ただいま申し上げましたような位置づけで対応していきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ただいま教育委員会の方からお答えいたしたいいわゆる町立公民館、それから、公民館事業の前提ということでございます。そうでないいわゆる地区集会所の位置づけがでございます。これらにつきましては、当課で担当させていただいております自治振興補助金、いわゆるそれの方で補助金として対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） わかりました。

それでは、少し教えていただきたい。24ページのサマーキャンプ実行委員会の補助金が120万円出ているわけですが、これはどのような内容でされる委員会なのか、また、なぜ結局、当初にこの120万円が当初予算として挙がってこなかったのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えしたいと思います。

子ども自然体験事業で三角の3万1,000円ということでございます。これは今、議員さん言われましたようにサマーキャンプ事業でございます。当初では300万円の事業でお認めをいただいておりますが、その後、4月以降になりまして、子ども夢基金の助成金がいただけるということになりました。この助成金については、独立法人の国立青少年教育振興機構という団体がありまして、その事業でございまして、民間団体が実施される体験事業について支援するというような事業でございます。したがって、サマーキャンプ実行委員会を立ち上げて、補助金を受けようということでございまして、その分について補助金が120万円ということでございます。ここの上の方に三角が入っておりますが、三角については、この分の整理をさせていただいて、三角の部分については、123万1,000円がこの三角分のトータルでございます。3万1,000円を三角にしまして、サマーキャンプの実行委員会の方に120万円補助金で出すということでございます。したがって、3万1,000円ほど事業費としてはおちるということでございます。この事業については、京都府のチャレンジキャンプ事業というのが、平成元年から平成11年まであります。京都府の事業がその11年で終わりまして、12年以降については市町村でそれぞれ事業を行っております。旧野田川町の方で、平成12年以降、このサマーキャンプ事業を行っておりまして、それを引き継いでやっている事業でございます。大変、好評いうんですか、体験者には好評で、よかったということもありますし、それから、高校生リーダーいうんですか、そういったボランティアのリーダーについても大変勉強になったというようなことであります。この事業も大変評価が高いということで、今年度もこの事業を実施するというように予定をしております。

サマーキャンプの実行委員会の組織でございますが教育長が実行委員長という形で、先日の文教厚生常任委員会の方でもご指摘あったんですが、これに外部評価いうんですか、外部の方もやっぱり入っていただいて、外部評価もしていただいて、実行委員会を組織しようということで、

社会教育委員さん9名ございます。社会教育委員さん9名と、教育次長、それから、教育振興課のスタッフということで、この実行委員の方を組織をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは、300万円当初予算から3万1,000円が減額ということで理解させていただいたらいいのでしょうか。120万円が府の方のそういった子ども助成ということで民間団体がされる場合に120万円がついたということで理解をさせていただいたらいいのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 120万円がそのままついたのでございませんので、120万円が事業対象で、そのうち助成金については、39万2,000円が助成金になるということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） はい、わかりました。

それでは、20ページの備品購入費で自動車購入費が47万円挙がっておるわけですが、いつも私は、このことについて、いつもお聞きしますので、これは伺って、説明のときにはリースというようなことをお聞きしたんですが、それで間違いなかったかちょっとお聞きしたいと思いますが、リースで月なんぼになるのか、リースであれば47万円、月の費用としては幾らになるのか、ちょっとこの点お伺いしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの廣野議員さんのご質問でございますが、これは予算項目であげておりますとおり、備品購入費ということでございますので、リースではなく買い取りということでございます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 47万円の車ということになりますと、多分中古ではないかというように思うわけですが、なぜ中古を買われるのか私はわかりません。いつも単年度の予算でないと言われて安い車を買ってこられるわけですが、今まで使っておられた車はあるのか、ないのか。それで古くなったからこれを買われるのか、この点をちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまのご質問でございますが、教育委員会には合併をしましてから3台の公用車がございます。そのうちのその1台、軽のハコバン、いわゆるハコバンでございますがそれが今年の5月に廃車をいたしました。もう修理がきかないというような状況で廃車をさせていただきました。それで今現在は2台の公用車を持っております。それで、なぜ中古なのかというご質問でございますが、私も教育委員会におきましては、一応、当初予算の段階では3台の公用車を持っておりましたが、いずれも平成3年ですとか、平成4年ですとか、旧町から引き継いできた公用車を利用しておりますので、ぜひとも何とか予算づけをとすることを当初予算のときにも要求はさせていただいておりましたが、やはり財政的なこともございまして、今回この6月補正で、総額でもって60万円の予算をつけていただきました。それで、ここの予算書に計上して

おりますように、本体価格、あるいはそれらに付随します重量税ですとか、損害保険料ですとか、それ込み込みの60万円という予算をつけていただきましたので、予算がお認めいただければ、早速にそういった手続を前へ進めていきたいなというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 60万円の予算がついたから、いわゆる中古を購入をしたいということですが、これは企画財政課長の方ですか、この関係になるのは。私は前から言うておりますように、いい車を長いこと使う方がいいということを申し上げておるわけですが、平成3年、平成4年ごろの車だということをお聞きしたんですが、そうなりますと15年ほど乗っておられる、私は中古を買うよりは、新車を買って長く大事に乗った方が私はいいということを前から申し上げておるわけですが。一時にこういった新車を買くと、単年度で事業費がいるというようなことになろうかと思いますが、どちらにしましても、私はやはりこういったことはこれからは新車を買っていくべきだというように申し上げておきたいと思いますが、この点につきまして、財政課長の方はどのようにお考えになっておるのかちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

新車がいいのか、中古車がいいのかという議論につきましては、これはいろいろあるところだろうというふうに思います。ただ、今回の場合、非常に時期が悪かったということは言えると思います。それはなぜかと言いますと、6月議会で補正予算をあげるということは、いわゆる6月議会の補正予算の要求というものは、もう5月の早い時期に締めきります。その時期でいきますと、まだ税も課税していません。交付税も決まっていません。今後、入ってくるお金がどうなるのか、まだわからない時期だということで、多額のお金をそこでひっつけるということについては困難であったということが言えるというふうに思います。

それから、新車、中古車ということであれば、それはまあ新車を買えばいいということにはなるんでしょうけれども、私自身といたしましては、やはり構造改革が進んできて、勝ち負け組があって、そして格差是正がでてきたと、そういう中で、今、進められておりますのが、負けても、いわゆる再チャレンジする仕組みをつくってくることだと思えます。私は、中古車でも、さらにもう一度活躍できる機会があるならば、それを活用して大事に使うと、さらにそれを大事に使って、不要なものをなくしていかないという気持ちは大事だろうというふうに思っておりますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） よくわかりました。私の物の考え方と、課長の物の考え方が違うということを私は痛感いたしました。どちらにしましても、やはり備品でございますので、大事に有効に使っていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、委員会でもお聞きしたことですが、確認の意味も含めて再度お伺いします。

16ページでございます。有線テレビ、インターネット事業の中でプログラムネットワーク設

定委託料ということで、これは担当課の方の大変な努力によりまして、大変安くキャリアを変更されたと、年間の使用料が大変安くなるということで聞いております。この間の委員会のときに、もう変更の方が済んだとお聞きしたんですが、このあたりはどうでしょうか。お伺いいたします。

議長（糸井満雄） 和田地域振興課長。

地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいと思います。

現在、KYTネットを運用しとるわけですが、そのプロバイダーと言いますか、回線を変更させていただいております。変更が済んだのかということですが、現在進行形です。現在は併用、旧のラインと、それから、今切りかえの手続きの同時並行で進めさせていただいております。将来的には、あと1カ月程度で古いやつは解約をして、今度、補正であげさせていただいている会社にケイオプティコムというところに変えていくということでございます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 併用ということですが、その安くなるほかにも、速度面が若干早くなるのではというお話を伺っております。その辺の検証と言いますか、実際そうだったのか、もしわかりましたら、お伺いいたします。

議長（糸井満雄） 和田地域振興課長。

地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいと思います。

現在、作業を進めているわけですが、その会社と言いますか、このスタジオで測定をいたしますと、旧来のは出口ベースと言いますか、このスタジオを出るところで一応3メガから4メガという帯域なんですけれども、今回のケイオプティコムに変えていきますと、測定上は10メガ出ているということになっておりますが、ただ、最近、使用者の方が非常に動画とか、そういった専門的なことで活用されていることがございまして、時間帯によりましては非常に速度が落ちると、集中しますというふうな弊害も今のところ事例として出ていますので、センター機器の改修をすればその辺が解決できるかどうかも含めまして、今後の課題だというふうに思っておりますけれども、この新しいシステムに変えることによりまして、一定は速度が上がっているのではないかなというふうには思っております。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 聞いておりますと、年間で約250万円ぐらい安くなると、また安くなって速度も若干早くなるのが期待できるということで、今後ともまた調節の方よろしくお願ひいたします。

続きまして、ちょっと下におりまして、全国物価統計調査のところでございますが、委託事業と聞いておるんですけれども、こういった調査みたいなものは、例えばですけれども、事前にわかっていたのかとか、補正予算に今回あがっておりますけれども、年次計画みたいなのである程度、この年にはこれがあるみたいな、そういうのではないのでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 指定統計調査につきましては、毎年あるものと、それから、周期調査というて、周期ごとにあるものがございまして、全市町村をするかというたらそうでもございまして、今回は当町は、全国物価統計調査がたまたま当たったということで補正予算に計上させていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。

続きまして、最後ですけれども、24ページでございます。幼稚園管理運営事業費のところでは工事請負費、便所改造工事というのが出ておりますが、ちょっと内容を、前に聞いたかもわからないですが、お伺いいたします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

幼稚園管理運営事業の工事費でございます。これは岩滝幼稚園でございます、実を申しますと、岩滝幼稚園の中で、汚物洗い場がなかったということで、今まで汚物いうんですか、おしっこや、うんちの漏らした場合は、大便器の中で洗っていたというような非常に不衛生な状態でございます。したがって、便所の一角にシャワーいうんですか、その汚物洗い場を設けまして、その場合きちっと洗えるように洗い場を設置しようということが14万6,000円ということで工事にあげさせていただいております。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） はい、わかりました。

それで、岩滝幼稚園の方なんですけれども、少しお話し聞いておりますと、ホールの方で雨漏りがするというのを伺っておるんですけれども、そのあたりは把握されておりますでしょうか。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

実は、昨日、教育委員さんの幼稚園訪問がありまして、その件も、私も以前聞いております。実際に遊技場から雨漏りがするというのを園長の方から聞いておりますので、その時点で、雨漏りする時点で、うちの方に、教育総務課の方にも技師がおりますので、どこから雨漏りするのかということで、そのときには行ってもらって調査をしたいというふうに私も考えておりますので、どこからどういうふうな雨漏りがするというのはまだ把握しておりませんので、今後、早急にさせていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 幼稚園は避難場所等にもなっておりますし、早急にまた修繕の方よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（糸井満雄） ほかに。勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） かなり質問がされましたので、1、2点だけしておこうなとこう思うております。

一つは、先ほど、文教厚生の上山委員長さんの方から質問がございました。14ページのいわゆる障害者の雇用の関係につきましてお尋ねをしたいんですが、国の方では雇用促進に関する法律ということで、地方公共団体には2.1%の雇用率が定められている、こういうふうに認識しておるんですが、実態としては、今どういう格好で雇用されておるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 実は今、勢旗議員さんおっしゃいましたように、法定雇用率2.1%を下まわっておりまして、この4名の方、それから、先ほど申し上げました福祉の方でお世話になっている方を加えまして、最終的には2.94%ということで法定雇用率を上回るということでござ

います。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この場合は、300人を超えない事業所と、そういう認識でよろしいんですか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長部局の264人がもと数字というしことでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと、14ページ、同じく清掃作業員の補正がされておるんです。今回、野田川と、それから、本庁やっているんですけども、加悦庁舎と比べてみますと、今回、これによって加悦庁舎は実際今、予算化されているのは少ないですから、今までの実績から見ると、もう少し多い金額が必要と、この金額でも180幾万かかっているんですからね、これは今後補正されるところというふうに認識でよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今の加悦庁舎のお話ですけども、時間給ということでございまして、今、補正予算させていただいておるのは、岩滝庁舎、本庁舎と野田川庁舎2名ずつ入っていただいております。障害者の方ということで、2名で同じ作業をしていただいておりますので、加悦庁舎の方とは一応作業の内容と言いますか、雇用の形態が違いますので、加悦庁舎の方の補正は今後はないというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次に、18ページ、この償還金返還金ですね、補助金関係の返還金が366万円ということで今回出ておるわけですが、主に、今回こういった格好で出ておる状況というのは、どこが大きな要因になっておりますか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

まず、障害者自立支援法によりまして制度改正があったということで、なかなかそういった中では、見込み数が見込みきれないというようなことで、実際に平成18年度も増額補正をお願いしたり、あるいは減額補正をお願いしたりというような繰り返しであったということでございます。それで、一応、補助金の交付申請をします日時なんです、1月の早々ということでございます。したがって、この時点で見込みを立ててということになりますと、10月ごろまでの実績をもとにしまして見込みを立てていくということになりますので、どうしても返還があったり、あるいは追加で負担金が入りになったりということになります。したがって、そういった申請の時期、あるいは実績、それらが一応しないということが前提になっておりますので、翌年度でそのところを精算すると、こういう仕組みになっておるということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次に、22ページですね、教育委員会の関係で、与謝小学校の修繕と言いますが、工事と言いますが、お世話になるわけですけども、これの実際の着手というのはいごろからですね、夏休み入ってからなのか、あるいはそれ以前になるのか、そのところどうですか。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

与謝小学校の自動玄関前の法面でございます、今回の補正が通りましたら、工事を実施したいと思いますが、事業に影響がありますので、できれば夏休み中ぐらいに工事をしていきたいというふうに考えています。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それではもう1点お尋ねしたいと思いますが、24ページ、地域子ども教育推進事業、いわゆる京の学び教室の関係ですね。この事業は、大体当初予算のときにもそういうふうに思っていたんですが、講師料が半分以上講師料と格好で、今回備品費がついたということなんですが、実態として、アドバイザーを置かれて、そして担任と連携をとってやられるようなお話を聞いたような気がするんですが、実際にはどういう運営になるんでしょ、これ。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） お答えします。

先ほど、放課後子ども事業の福祉課の課長の方からも答弁ありましたように、この部分については、地域子ども教室推進事業を放課後子どもプランの教育委員会版ということで、京都府教育委員会では、京の学び教室推進事業というような事業がございます、それを一部活用してこういうことでございます。今回の補正については、その事業を活用して備品を購入することでございます。当初予算の方でも、地域子ども教室推進事業をあげておりますが、ほとんど講座、教室の関係でございます、岩滝のジュニアコーラス、それから、絵画、茶道、おかし、囲碁、将棋ということで、いろいろなメニューを揃えておりまして、そのメニューをしていくのに指導者いんですか、コーディネーターがいるということで、この分について講師料がいるということで、その分について事業費がいるということでございます。

今回、ここには備品だけなんです、この地域子ども教室推進事業のうち、83万9,000円が今言いました京の学び教室推進事業に該当するということでございます。その事業で、3分の2補助金をいただいて、この事業に活用しようということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、今の関係で、京都府の要綱を見ますと、主に退職されたような先生をアドバイザーとして活用されるというふうなことが見えるんですが、それも実態としてこの場合どうですか。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） この事業いんですか、与謝野町のこの事業については、そういった方々を指導者としては招く予定は、今のところございません。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは終わります。

議長（糸井満雄） ほかに。谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） たくさん質問が出ましたが、1点だけ質問をさせていただきます。

14ページなんですけれども、合併記念事業で町歌のCDを作成委託料として予算があがっております。3月21日に合併記念式典が行われました。この合併式典の日、私をはじめ町歌を聞かせていただきました。式典では、ソプラノ歌手のショウさんの大変素晴らしい歌声を聞かせていただきました。大変良かったのではないかなというように思っております。また、私も先日、

加悦の年配の方のお集まりのふれあいサロンに行かせていただきまして、ちょうどそのときは町歌の勉強会のときでございまして、私も気張って、町歌を覚えなかつたかと思つて勉強させていただきました。そこで、1点の質問は、3月21日の式典のときに、私なりにふと疑問思つたのが一つございまして、疑問と言いますか、ちょっと違和感を覚えたんですけども、この歌の中ではないんですけども、英語バージョンの歌詞ができておることです。これは、教育委員会が教育の方かわかりませんが、委託をされてこういう英語バージョンもつくってくださいと、こういうことをお願いをされてできたものなのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

教育次長（鈴木雅之） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町歌の英語バージョンにつきましては、総務課の方で委託をして歌っていただいものでございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 私はちょっとおかしいんじゃないかなというような気がしとるんですけども、私は、何も英語は嫌いでもないですし、アメリカは嫌いでもないです。ただ、事例を出してちょっといかなものかなと思うんですけども、日本国歌にしても、君が代にしても、英語で歌うなんていうこと聞いたことありませんし、国歌なんてなものは他言語で歌うものではないと私はこう思つておまして、なぜ町歌だけそういう英語バージョンができるのかなと。日本の国でありますし、日本語で歌えばいいわけですし、英語バージョンなんか別につくる必要がないんじゃないかなとこういうぐあいに感じておまして、その点について、ご見解をちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思つています。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 谷口議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ただ、これを作成いたしました検討の経緯は、与謝野町も国際交流をしておりますので、向こうへ行ったり、向こうから来たりということもございましたので、その意味と言いますか、それを日本語の町歌の意味を知っていただくという意味で、英語バージョンをつくりましたので、それを大々的に流すと言いますか、英語バージョンで公式の席で歌うというふうなことは、今後ないであろうというふうに思つておりますし、その谷口議員さんのご意見は、数多く私お聞きしておりますので、承知しておりますけれども、そういうふうなことで、公式の場では当然、日本語で歌うものだというふうに我々は思つておりますので、よろしくお願ひします。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 今ちょっと聞いて一安心しましたけれども、私だけがクレームつけるのかなと思つてちょっと心配はしておつたんですけども、国際交流という名のもとであれば、別に英語だけに限らず、お隣の韓国もありますし、中国もありますし、アジアの国と仲良くしていかないと、いう立場もあるんでしょうから、いろいろなバージョンをつくつてもですね、別に差し支えなかつたのではないかなというふうに思つています。何も英語だけに限らず、そういういろいろなバージョンをつくられたらよかつたのではないかなというふうに思つています。

それでもう一つ、聞くんですけども、このCDに、英語バージョンの歌は入つているのかどうか、その点についてもお聞かせいただきたいなというふうに思つています。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） すみません、先ほどの答弁で舌足らずでございました。与謝野町はアベリスツイ
スと交流がありますので、英語バージョンをつくらせていただいたということで、そこまではち
よっと考えておりませんでして、行き来があるということをつくらせていただいたということで
ございます。

それから、中身でございますけれども、前回、つくらせていただいて、公共施設等に無償で配
布させていただいたのと同様でございます。それもそのままコピーといいますが、焼きまわし
をしたということでございまして、価格も安価ででき上がっておりますけれども、日本語と英
語と、それから、伴奏だけという3種類でございます。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） この問題を別にくどくど言う必要もないのかもわかりませんが、与謝野町
のという町名自体がですね、非常に日本の文化のかおりする町名でもございますし、何も英語の
町歌をつくる必要がどこにあったのかなと、英語の町歌ではないですけども、英語バージョン
をつくる必要がどこにあったのかなと、いまだに疑問に思っておりますので、しかしながら公の
場で、日本語できちっと与謝野町歌を歌われるということですから、安心をして質問を終わりたい
というように思っております。

議 長（糸井満雄） ほかに。多田議員。

1 2 番（多田正成） 20ページの総合公園についてお尋ねをしてみたいと思います。

ここには、プラマイ0の予算となっております。修繕費が15万円、それから委託料が
15万円というふうに減の補正となっております。プラマイ0になっておるんですが、ここを
少しどうということか説明をいただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

この予算の組み替えにつきましては、具体的に公園内にありますモノレーター、モノレーターの
点検ということを重視したいということで、その修繕というよりも、点検委託ということで予
算の組み替えを行ったものでございまして、先ほど言いましたモノレーターの点検委託というこ
とで組み替えをさせていただいたものでございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、削減されたのはモノレーターの点検ということみたいでして、実は先日と言
いますか、産建で双峰を視察をさせていただきました。そのときにモノレーターに乗せていただ
いて、山頂まで上がらせてもらったんですが、非常にいいなと、これがもう少し生かせないかな
というふうに思ひまして、ただ、今、当初予算のときにもありましたけれども、双峰の管理がい
かにも閉鎖的であるから管理をしていかないかんだというようなことで、管理者も見つかりま
して、管理をしていただいておりますが、管理者の方から、あそこ全体を管理していただきな
がら、また毎日そこで山を眺めながら、将来、もっとこうの方がいいなというような観光商工
課の方にそういう質問ありますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご承知かとは思いますが、4月から新たな体制ということで、住み込みでは

なくて、通勤で男性2人に1日交代勤務ということで、今日まで推移してきております。現在のところ、私どもの方の調整につきましては、はっきり申し上げまして、今後の展望ということではなくて、現況を把握して、いかに効率よく施設を活用していただくかという調整を行っております。具体的に、あそこにある建物で展望風呂だとか、それから、センターハウスを宿泊も取りやめだとか、いろいろな環境が変わってきましたので、そういう部分において、有効活用する形の中で、お客様の方に迷惑がかからない、例えば、シャワー棟の修繕だとか、風呂に変わるものと、例えば、すべての建物がかなり老朽化しておりますので、そういう部分について、今回、男性の方2人ということでございますので、その方々、何か技術を持っておられる方が、たまたま雇用されましたので、その方々が委託をせずに、材料代はもちろんいりませけれども、お二人でいろいろと修繕をしていただく、とりあえず円滑な運営ができるように、またもてなしの部分で、来園者に対しての対等をきちっとするということでございます。今後の公園のあり方につきましても、現場におられる方の今後の、まだ6カ月ほどでございますので、1年、11月にはまたオープンが来年の3月にありますので、閉鎖をしまして来年の3月までの間に、いろいろと9カ月なり、10カ月を取り組まれました内容を聞きながら、新年度の予算に反映していくというような形で、長期的な考え方、また中期的な考え方も含めて、話し合いをしていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） そんなようなことで、私は閉鎖的に物事を考えるのではなく、常に前向きに考えていただいて、すばらしい8月3日も国定公園に指定をされるようなお話も聞いておりますし、あの山について、私は植物について大変疎いんで申しわけないんですけども、里にない高山植物的な珍しいものは、あの山全体にあるんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

私も山のことは詳しくないんですが、見聞的ないろいろな話を聞かせていただきますと、やはり大江山にはいろいろな野草も含めて、自然にふさわしいそういう花がたくさんあるというふうに聞いております。私も調査したことないんですが、ある意味では、そういう意味で施設の充実も考えていかなりやなりませんけれども、例えばあそこで、管理人さんにレクチャーしていただきまして、あそこでそういう草花等の野草が案内できるような形も一つの今後の取り組みの一つかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 正しく今、課長に答弁いただきましたように、その調査を十分していただいて、その案内ができたりとか、そういうことがあってはじめてあそこに登った価値があるなというふうに思います。そういう点からいきまして、モノレーターもですね、もう少し安全的に、私は楽しかったんですけども、少し小さい子どもさんにはちょっと危険な面もあるかなという感じもしますので、もう少し安全面にも気を使っていただいて、そして上に上がったときに大変すばらしいなというふうに思ったんですが、もう少しあその場が上がって、何かほっとするというのか、ゆったりとするというのか、そういう面が少し考えられないかなと。そして、今後のために、国定公園にふさわしい公園にさせていただけたらなというふうに思います。あそこだけが国定公園

ではありませんので、そのことは別としまして、そういう考えで進んでいただけないかなというふうに思いますので、最後、課長の見解を聞かせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

確かに明石岳から見る景色は、鍋塚等から見る景色も非常にいいんですけども、また違った景観がございます。そういった意味でも、明石岳へのルートについては、要望を受けておりますので、実は、近々にモノレーターではなくて、登山道を先ほど言いました従業員さんにお力を借りまして、登山道の草刈をやりまして、歩いていただくということになりますけれども、そういう形の中で自然に親しむということで、そちらを先に行きたいと。もちろんモノレーターにつきましては、一定しばりをかけた今運用になっておりますので、それをオープンにしていくかということにつきましては、現在のところは考えておりませんが、楽しんで上がりたいというようなこともございますので、その施設につきましては、やっぱりビジネスということを考えていかなければ、単なるサービスというわけにはいきませんので、そのあたりの採算性も考えながら、今後、モノレーターをどうするかということについては、第二次的な形の中で考えていきたいというふうに思いますので、とりあえず散策と言いますか、登山道の草刈をして道を確保するというのを早急にやりたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長、今いろいろとお話をいただきました。今後ともあそこがもっと活用されて、我々の中に、高山的な勉強ができたとか、それから、家族で登って、ほっとしたゆとりと言いますか、そういうところの空間であったりとか、いろいろな意味で、今後について整備をしていたら、もう少し前向きに整備していただけたらありがたいかなというふうに思いますのでお願いをしておきます。

次に、18ページなんですけれども、児童公園管理運営事業というところなんですけれども、これに関連して、ちょっとふれさせていたいただきたいので、このことについては違いますので、大変申しわけないんですけども、

議 長（糸井満雄） 余り議題とはずれるような質疑は。

- 1 2 番（多田正成） はい、そのことについて、十分心得ておるんですが、少しお聞きをしたいと思えます。児童公園、私の地区なんですけれども、大同公園が今整備されておりまして、公園と言いますと、やはりトイレが必要ではないかなというふうに考えておりまして、町道ではなしに、公園にトイレを設置していただくということが大変、難しいかなという面もありまして、自転車道がありますので、その自転車道も加悦、野田川は水戸谷ですか、そこら辺なんで、ちょうど公園も合わせてその道路に小さいトイレでも設置していただけて、兼用にしていただけるようなことが考えていただけたらと思えますので、ちょっとその辺だけお願いをしておきます。これについての補正とは違いますので、ちょっとそれだけついでにお願いをしておいて、終わりたいと思えます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。家城議員。

- 6 番（家城 功） 予算審議のときに本来お聞きすべき部分だったかとは思いますが、補正でまたあがっておりますので、改めてお聞きさせていただきます。24ページの子ども自然体験事業の

大体の内容、行き先ですね、あと、参加者がどれくらいおられるか、ちょっと重複する部分もあるかと思いますが、教えていただけますか。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

この事業、先ほど言いましたように、サマーキャンプ事業ということで、今年度計画しておりますのは、8月7日から8月10日、3泊4日で日程を組んでおります。今回、コースとしては、与謝野町を出発して伊根、それから京丹後、福知山というんですか、約丹後縦貫林道を縦走いうんですか、横断するような計画をしております。申し込みについては、各町内の小学生、5～6年生を対象ということでございます。約60名の応募いうんですか、定員ということで応募多数の場合は抽せんをさせていただくというようなことを考えております。今回ですか、前回については、与謝峠を通過して福知山市を回り、それから、宮津を経由して、岩滝まで行くというようなコースだったんですが、今度はまた新たに縦貫道を利用して、マウンテンバイクを中心として、ハードなスケジュールでキャンプを実施するという計画でございます。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6番（家城 功） 伊根、京丹後、福知山ということなんですが、車借上げ料40万円とか、結構マウンテンバイクで走りながら、車を借上げて大がかりなことをやられておるわけですけども、当町にも平林キャンプ場というキャンプ場、立派な施設もあります。また、先ほど多田議員の方からも話がありました、大江山も国定公園に指定されたりというような中で、町内のよい施設、またよい環境の中で、こういう自然体験を学ぶということが本来大切ではないかなと思いますが、予算的にもかなり助成金も39万2,000円ということでお聞きしとるわけですが、予算的にもかなり絞られた中で、また違うような事業にお金を回せるというようなことも考えられますが、その辺のお考えは教育長いかがなものでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

事業名がサマーキャンプということになっておりまして、キャンプにちょっとイメージが移っているのではないかと、そのように思うわけでございますけれども、これはむしろキャンプという一般の概念とはちょっと違っておりまして、むしろチャレンジの方なんです。したがって、ちょっと先ほど、推進課長の概略を言いましたですけども、今年度につきましては、大江山運動公園を平林キャンプ場をスタートして、そして福知山と言いますのは、大江町でございます。大江町でいわゆる二瀬川ですか、あそこでの沢登等を入れ、そして、大江山へ行って、それから先ほど言いましたように、帰って来まして岩滝へ行き、そして今度また縦貫林道を通して、そして本庄浜です。そこでまたキャンプしまして、そこでまた海のやつで、タイヤチューブの大きいやつ6つぐらいで、いかだをつくりまして、海の方でいろいろ力を合わせ協力しないと進みませんので、そうしたこと。そしてまた、碓高原の方に上がりまして、そしてこちらの方へ帰ってくると。走行距離200キロという、そういう事業でございます。したがって、キャンプのねらいが、子どもたちの限界と申しましょか、そうしたものに挑戦をしていくというそういうところにこの事業のねらいがございます。そしてその中でまた、自分でやっぱり考えて行動していく、それから、自分だけでは事は進まないんだと、いわゆる協調性、そうしたものを養ってい

くという、そういう事業でございますので、いわゆるキャンプ生活を楽しむというようなそういう事業ではございませんので、ひとつご理解の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） この事業と公民館事業の三河内で行われている子どもの体験事業とはまた違ったものではないかということは理解しとるわけなんです、三河内の公民館事業でも、前公民館主事の方がいろいろと工夫されまして、野田川の方でいかだをつくられたりとか、あと三河内の後藤神社の山奥の方にはげ山がありまして、そちらの方で山の崖上りを体験したりとか、いろいろと工夫をしてやっていただいております、確かに限界に挑戦する200キロという大きなもんがあるかとは思ひますけれども、そういう中で、やっぱり地域の各地区にいろいろなそういう僕たちが子どものころ、また皆さんが子どものころに遊ばれた場所や施設やたくさんあると思ひます。またそういうところ子どもに理解していただくのも社会教育の一つではないかなと思ひます。また、今後そういうような計画をしていただければ非常にありがたいかなと思ひますが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。

公民館事業で、青少年育成の講座が必致の条件になっております。したがひまして、各公民館は事業を展開するに当たりまして、その育成事業にかかわったのをいろいろ工夫されております。議員ご紹介のありましたのは、三河内はその講座でそのような、先ほど述べられたような事業をされております。私どもといたしましては、地域でやはり子どもたちを育成していく、担っていくという意味では、公民館活動の方でそのようなことをやっていただければ非常にありがたいと、そのように思ひますし、今私どもの事業としましては、やはり全町にまたがった事業というところをやはりしていくべきだと、そのように思ひます。青少年の育成会も、先立って、今年度の総会も持たせてもらひまして、いよいよ新しいまちの育成会としてスタートすることになっております。それと、その中でまた、公民館事業と連携していただきまして、議員がご指摘のような事業をやっていただければ幸ひかと思ひますし、また、機会があればそのような話は委員会としてさせていただきます所存でございます。以上です。

議 長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） ぜひとも、また地域のよさを子どもたちにも理解してもらひえるような事業を考えていただきたいと思ひますし、それによって地域の人との交流も生まれてくるということもできたらお考えいただきたいと思ひます。

そういう中で、いろいろな事業を組まれまして、厳しい予算の中で、お金を使ひていただひているわけですが、18ページの先ほど、多田議員の方からありましたが、児童遊園地の修繕費ということで、これは多分、遊具が何かの修繕かなとは思ひますが、随分前の議会で服部議員が、山田小学校の遊具が全く今使ひない状態で、ロープが張ったままでグラウンドの角の方で、だれも近寄らないような状態に今なっております。そういうような事業費、まず小学校の耐震工事とかの予算は結構つけていただひとるわけですが、三河内小学校におきましては、廃品回収等で基金を集めまして、遊具の改修はしたりはしてあるんですけれども、そういうような補助的な部分、

また各学校に関して、安心、安全の部分につきましても、そういうようなものを放置しておくのは非常に危険な状態ではないかと思いますが、いかがでしょうか、教育長。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） その公園のやつにつきましては、それは民生費の方でございますので、答弁すべきかどうか、いささか苦しいところでございますけれども、せっかくでございますので、答弁させていただきます。当初予算でお認めいただきましたように、まず本年度につきましては、撤去を主体にして、3カ年計画で取り組むそのように考えておりまして、当初予算を認めていただいたところでございます。以上です。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 私も広報委員会で、写真をとりに行かせていただきましたが、非常にグラウンドの角にあるとはいえ、危ない状態で放置してありますので、ご配慮をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、岩屋地区の公民館のトイレの改修工事ということで先ほどからいろいろ皆さんが言うておられましたが、小学校、また中学校、岩滝の方の今、幼稚園の方の改修があるというようなことでお聞きしております。本来、小学校、中学校は生徒さんがほとんど利用されるトイレだとは思いますが、そういったところにも参観日、またPTAの会合とかあります。非常に職員トイレが数が少ないというときに、PTAで役員会とかをしているときにトイレを利用するわけですが、非常に小学生用につくってありまして、小便器が低いとかいうようなこともあります。また、大便器の方につきましては、和式の部分しかないような状況であります。また、公共の方がいろいろと運動会なり、利用されることも多々ある中で、そっち側の方のトイレの方もできましたら改修を今後、見直しを考えていただきたいと思います。これはもうお願いだけなんです。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 先ほど、トイレの話が出ました。これにつきましては、いずれ学校の方にも洋式の便器の設置は計画的に進めていかなければならないと、そのように考えております。いわゆる家庭の方が洋式になっていっていると、従いまして、子どもたちが和式になじんでいないと、そういう子どもたちがどんどんこれから入ってくるわけでございます。学校の現場の方からも、その声は上がっております。なお、PTA等でお使いの場合は、教職員のトイレを使っていたきたいと思います。それから、さらに、先ほどの遊具の件に関しまして、一言つけ加えさせていただきます。皆さんご存じのとおり、岐阜県で遊具が折れまして、子どもたちがけがしたということがありました。それ以来、国、府、学校施設の遊具の点検をするようにと、私は今記憶しとる限り、3回の通知等がきております。その中で、本町におきましては、それに先立って、その遊具、それから、体育器具それを点検させて、担当課がしたということにつきましては、一つ早い取り組みであったとそのように思っておりますので、ご理解していただければ非常に幸いです。以上です。

議長（糸井満雄） ここで昼食休憩に入ります。

午後は1時30分から再開をいたしますので、ただいまから昼食休憩といたします。

それでは休憩します。

（休憩 午後0時02分）

(再開 午後1時30分)

議 長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) それでは、2、3質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど伊藤議員が公民館のあれを言われましたけれども、公民館の結局、男山の公民館については全額町ということで、その後、いろいろと話は聞くんですけども、今後の各地区の公民館建設のときのルールというのは、もう決められましたか。それとも、まだ協議中ですか。その点についてお尋ねをいたします。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 一度、代表区長会に提示をさせていただいたんですが、資料不足等の指摘がございまして、7月2日にもう一度、代表区長会がございまして、そのときに提示をさせていただき、話をさせていただく予定であります。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) ということは、原案は区長会には出すけれども、この議会には出さないという意味ですか。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 町の方がこれまで出したやつが資料が不足だったということで返ってきたので、今度、案をもう一度出させていただくということでございまして、そこで、多分、いろいろな話があると思うんですけども、それらを踏まえて最終的にこちら側としては決定をしたいというふうに考えておまして、まだ案の段階でございまして、それを今の時点で議員さんの方に提示ということは考えておりません。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 再度突っ込んでお尋ねいたしますけれども、そしたら区長会に案を示されて、区長会の中で、そのことが合意がとれたら、それが議会に対する答弁だと、議会の意見というのは余り入らないということなのかどうか、その点について再度お尋ねいたします。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 今のところ私どもの案の提示ということでございまして、代表区長会、代表の方でございまして、それをまた地域の区長会に下ろされるというふうに考えておまして、その場でほんならそうだというふうな決定と言いますか、そういうことには至らなくて、24人の区長さん一同に集まった中で話をさせてもらうのではなくて、代表区長会で話をさせていただくということでございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) すっきりした答弁がもらえませんが、ちょっともう一度お尋ねいたします。ということは、代表区長といろいろと協議をされて、それで全区長にまたそのことが下ろされるということなんですけれども、この問題については、いろいろと議会の中でも、今後の方針がどうなんだと、特に我々の委員会についても、物すごいそのことを重要視をしてきたわけです。だけ

ど、それが委員会の中でもまだ示されない、区長会に示していくということなんです。我々委員会には、いつその数字というか、その方針を示される予定なのかどうか。そして、前にも申し上げましたように、教育委員会と、町長部局との考え方の整合性がないということまでありました。それをいまだに我々には示されていないと、そして区長会で協議をされると。全区長にどういう格好で示されるのかわかりませんが、我々議会にはいつそのことを委員会なり、この場所にあげていただけるのか、どういうおつもりなのかお願いいたします。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今おっしゃいました我々の委員会というのは、文教厚生の方の委員会のことでございますでしょうか。

9 番（井田義之） どちらでも結構です。

総務課長（大下 修） 総務委員会の方では、直接そういう話はなかったやに私の勘違いかもわかりませんが、一応その代表区長会ですか、そこでの話し合いを、またいずれかのときに報告はさせてもらおうというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いずれにいたしましても、公民館の管轄については、教育委員会の管轄でもあらうと思いますので、教育委員会部局としっかりと協議をされる中で、また我々委員会にもできるだけ経過等、また方向、最終決定までに、何とかの方法でお知らせというのか、協議の場所を設けていただけるようお願いをして、この質問については終わりたいというふうに思います。

次に、18ページ、遊具の修理があります。8万9,000円、わずかですけれども、聞くところによりますと、一応、遊具で遊んでおって子どもが落ちたと、それもブランコが切れたというように聞いておりますけれども、この部分について、簡単に結構ですので、現状報告をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

その件につきましては、与謝に設置をされております児童遊園地でございますが、非常にブランコが老朽化をしておると、それから、鎖部分等にも腐食があったというようなことから、そこに利用されておりました子どもさんが落下をしたということで、その遊具の破損というものが原因だと、ちょっと突き指をされたようでございますけれども、大事に至らなかったということで、今回その修繕費を8万9,000円計上させていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほども教育委員会の中でも学校等遊具について、危険な分についての点検チェックを入れたということがございました。今、与謝野町内、いろいろな地区、いろいろな場所に遊具があるだろうというふうに思います。与謝の場合に遊具を町で修理をされるということは、与謝野町内の遊具については、一応、町管理であるというふうに見させていただいたらいいか。それともここは町だけれども、ここは管理は別だということがわかればありがたいなというふうに思います。今、報告ありましたように、今回は大した事故にならなくて済んだということですが、遊具を使って、子どもたちが遊んでいるときに、もし大きな事故が起きたら、事故責任はどこに期するのかなということを私は心配しながら、質問をさせていただいております。

すので、その点、明確な答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

与謝野町内には、全部で46箇所に児童遊園地ということで、その場所等につきましては、福祉課で一応台帳管理をしておるということでございます。ただ、この児童遊園地が各地域でできましたことにつきましては、当時、この地域に子どもさんたちがいるが遊ぶ場所がないというようなことで、その地域の空き地、あるいは財産区の所有地、それから、中には神社の境内、そういったものを活用されて、そこに京都府の単費の補助金等を利用して遊具を設置してきたということでございます。ただ、岩滝の場合につきましては、町の方ですべて6箇所のようでございますが、設置をされたというようにお聞きをしております。それで、旧野田川町の場合には、地域でそういった新規に児童遊園地を設置する場合には、コミュニティ補助金等を活用されて、地域は事業主体ということで設置をされたということでございます。そういった経過があるわけなんですけど、今、町の方で、一応通常の管理、例えば草むしりでありますとか、そういったことにつきましては、地元の方でお世話になろうと、それから、遊具の老朽化、あるいは危険、そういったものについても一応地元の方でそういった管理はしていただくというように考えております。

ただ、遊具の修理、あるいはもうこれは撤去した方がいいというような地元のご判断によりまして、そのあたりの経費につきましては、町の方で負担をさせていただくというように考えています。

それから、また新たに遊具を設置するような場合には、コミュニティ補助金等を活用していただいで設置をしていただくというように考えております。そこで、その責任の所在なんですけど、その部分が明確にされていないのが今の現状でございます。ただ、もしそういった遊具の老朽化によって、事故等が発生した場合には、これは総務課の方の所管になると思うんですが、総合賠償保険、そういった児童遊園地に限らず、道路上の事故でありますとか、そういった場合にも町の方側に瑕疵があるというような場合には、その総合賠償保険を利用して補償をしていくというように考えておるところでございます。ただ、大きな事故があったときの本当の責任の所在という部分がまだ明確にできていないというのが現状でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 幸いというたらどうかわからんのですけれども、幸いにして大した事故でなくて済んだということで、今回、それを教訓にして、やっぱり今後の対応というのをしっかりと地元の方々に管理をお願いしますよというようなこととか、その辺のことは徹底をしていただきたいなと。そう言いますのは、私が知っております遊具でも大分みな老朽化しております。いつ与謝の二の舞になるかわからんという現状です。地元の管理なのか、それともこの管理なんだろうかということが地元の役をしておられる方々は心配をしておられる部分がありますので、その辺の一定の整理をしっかりとさせていただきますように、これもお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、20ページに車両購入、先ほどから廣野議員出ております。新車とか、中古車とかいう件につきましては、いろいろ議論もあろうというふうに思いますが、私もちょこちょこ町の公用車に乗せていただくことがあります。中にはきれいな車もありますけれども、大変、汚いという

のか、これはだれが管理をしとるんかなというように大変こんなんでもいいんかなと、なんぼこれだったら新車を買ってもすぐ傷んでしまうん違うかなというような極端な言い方をすれば、そういう状態で乗せていただくこともあります。総務課長が運行管理のことについてはあれだろうと思うんですけども、これも一般質問のときにも上山議員が質問されたときに、43台なんかあるということでした。この運行管理、当然、43ぐらいまでは運行管理者がいきます。運行管理者なり、それからそれぞれの車両の管理責任みたいなものは、与えておられないのかどうか、何々課の車はだれが管理をするとか、それぞれ1台、1台でなくても全体で管理があるのかどうか。そして、また、1台、1台、40何台の車の1台、1台、おまえが責任を持って、掃除なり何とかせえよというようなものは与えておられないのかどうか。その点についてお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 公用車の管理のご質問でございますが、安全運転管理者につきましては、本庁舎で1名、それから野田川庁舎で1名、それから、加悦庁舎で2名ということで、その庁舎が保管していると言いますか、原課が所有する部分の安全運転管理者を置いております。

それから、個々の車の管理でございますが、これは各課の管理でございます。それで、使用等についても、各課長の決裁ということになっております。それから、始業時、それから、終業時の点検というの、今、日報に欄がございます。それから、私ところの総務課の車の話でございますけれども、おっしゃいますように月に1回洗車するだとか、そういうことをちょっとできておりませんので、改めて指導はしていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 車両の場合には、どうしてもオイルのチェックだとか、それぞれが余りばらばらになってしまうとオイルの交換もできないでしょうし、まして私が申しております洗車というのが、室内の清掃等についても、余りにも横着かなと、自分の車でもああい状態で管理をしておるのかなというような疑問を感じる車両が多々あります。そのところはやっぱり、せっかく車を買うということになれば、1日も長持ちをするための、1年でも2年でも長持ちをするための管理状況に置くのが妥当ではないかなというふうに私自身は思っておりますので、そういう点についてしっかりと管理がしていただけたらなということ、これは申し上げておきたいというふうに思いますが。ただ、10何台ずつそれぞれの庁舎に車があるわけですけども、帰ってきていわゆる洗車、例えば消防車なんかでしたら、これはこの公用車43台以外ということで一般質問のときも答弁されておりましたけれども、消防車あたり一遍使ったら必ず洗ってちゃんとしてきれいにして片づけられます。機能が違うといえどもそれまでなんですけれども、今、課長が言うたように、帰ってきて、日報をつけて、距離数つけてほっと閉めてしまうと、中の掃除も何にもせんとほこりだらけになっても、灰皿いっぱいになっても、足元泥だらけになってもそのままだと、これについてはやはりスタンドで洗車されるんではそういう状態が私は起きるの違うかなと。やはりそれぞれの庁舎に、何らかの格好の洗車場を設けてされるのがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、この件に対する考えをお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 現状は洗車場というような特定の場所は設けておりませんが、洗車できる

場所がございますので、そこで従来どおりしたらというふうに考えております。新たなスペースを設けるようなことは必要はないであろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 課長、従来どおりは困るので、ちょっと気張って、掃除をするように、またチェックを入れるようにしといていただきたいということをお願いをしておきます。

次に、14ページの有線テレビの事業、これちょっとはみ出す質問になるのかというふうに思いますけれども、過日、一般質問で私やらせていただきましたときに、

議 長（糸井満雄） はみ出しは抑えてくださいよ。

9 番（井田義之） というのも議長も理解がいただきたいんですが、一般質問のときに、後ほど改めて答弁をしますということを町長から言っていたいております。後ほどというのが、1年先なのか、2年先なのか、そんなことでは困りますので、この際、一般質問の私に対する答弁漏れ、改めて答弁をしますと言われたことについて、答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） それは一般質問でしょ。この議題には関係ない。

9 番（井田義之） 有線テレビの部分で質問をさせていただいておりますが、ケーブルの移設工事とかいろいろあります。私は、そのいわゆる一般質問のときに、難聴地域のことを聞きました。難聴地域について、地域対策をしようとするすると3分の1補助、3分の1国、3分の1町ということでした。その3分の1というのは幾らですかという質問をさせていただきました。後ほど、答弁をしますという確約をいただきました。今、答弁をいただかなければ、後は9月の定例会まで待つんですかということです。それに対して、9月定例会まで待つのかどうか答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） この3分の1、3分の1、3分の1につきましては、実際に試験放送が開始をされて、その状況を見て、そしてどういう工事をするかということによって、事業費が変わってまいります。そうでないと事業費ということは申し上げられないということでございます、今この場で幾らだということについては申し上げかねるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ということは秋にならんとわからんということなんですか。私も試験電波の詳しいことは調べてないんですけども、今年の何月だったかちょっと覚えていませんけれども、都道府県の県庁所在地については、全地域、地デジの放送の試験電波が流されました。ところが過疎地についてだんだんおくれてくるわけですね。そういう中で福知山も試験電波の届かないところで、15万8,000円という個人負担を発表されました。これは、やはりそれなりの根拠があるというのか、福知山の担当者の方は一生懸命になって勉強されて、調査をされて、そういう金額を出されたのというふうに私は理解をいたしております。そういう意味からの質問をさせていただきました。これ以上言うとしても、水かけ論になるというふうに思いますので、この程度でとどめますけれども、とりあえず、地デジ対応を早くやらないと、試験電波が出てからということになりますと、三河内の比久尼城については、まだまだ先の話になるかもわかりません。それから対応すると言われても、本当にできるのかどうかわからない部分がいっぱいあるというふうに思いますので、一日も早いことを、それなりのNHKなり、どこかとしっかりと協議を

されて、どこが難視聴地域なのか、早急に調べていただきますようお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
今田議員。

1 3 番（今田博文） それでは、補正の1号補正について質問させていただきます。

合併記念のCDのことが出ておりましたけれども、今回、1,000個ほど作成をされたということなのですが、そのうち700ほどは何とか希望者に1枚300円で売りたいということを経済委員会でも聞いたわけですが、1枚300円ぐらいのことだったら、私は合併記念、何十年に一遍の合併をしたまちですから、その合併記念に700枚ぐらい、あるいは800枚ぐらい希望者に無料で差しあげたらどうかというふうに委員会では申し上げたんですが、町長そんなお気持ちはないですか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 記念ということであればそういう考え方もできるかと思いますが、一応この希望者があって、増数と言いますか、数をふやすかどうしようかというときには、一応材料代ぐらいはきちっといただくというふうな方向で考えさせていただきました。全戸配布等も考え方の中にあるかもわかりませんが、希望者だけということになってきますと、数がどれだけあるかわかりませんが、一応は材料代と言いますか、CDのでき上がった分については、希望者があればお分けするという形で考えさせていただきました。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 合併して1年と3カ月ほど経つわけですが、そう今までなかったわけですね。今年の3月に1周年記念で発表されてから、まだ数カ月ですから、なかなか歌わせていただく機会もないし、なかなか与謝野町の町民になっても、まちの歌さえ自分で歌えないという状況なんです。我々でさえそうでありますから、一般の人にすればそんな歌なんか聞いたことないという方がほとんどだろうと思うんです。ですから、そこで町長、先着でいいんですよ、先着700、800までもつくられただけ、希望者は取りに行ってください、お渡ししますと、まちの歌ができました、みんなで歌いましょうと、大いに一つのみんなでまちを考えるといいですか、まちの一員になったなど、与謝野町というまちができたんだなということをより実感をしていただけるその事業といいですか、一つの施策になるんだろうというふうに私は思うんです。別に、なんぼでも、なんぼでも、それやったら1,000枚もつくっておられるんですから、そこで800なり900を希望者に分けるということでもいいんだと思うんですが、そのお持ちはありますか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） あるとかないとかよりも、これをつくりますときに、当初の考え方は、そういう一応材料代をいただくということで提案させていただいておりますので、あればそういう早い時期にそういう考え方になっていたかと思いますが、議員がおっしゃる手、そういう手もあるのかなというふうに思った程度でございます。非常にやはり新しいまちの歌をみんなで歌ってもらおうと、歌うというそういう気持ちは変わりはないわけでございますので、300円、さねど300円ということになるかと思いますが、それを払っていただいて、町のうたを自分の

ものにしていただくというふうにご協力をお願いできたら、なおありがたいです。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 300円で買っていただけたらなおありがたいというふうに答弁があったんですが、300円も出して買われる方はそうないですよと私は思うんですが、町長、そんな気持ちは余りないようですけれども、もう一度、十分、今夜お休みになって、お考えいただいて、20万円ぐらいのことでしょ。20万円ぐらいの予定しかされていません。しかもこれも売れるかどうかわからないわけですから、ぜひそんなことも合併の記念ということで、もらった方は合併してええことがあったなという思いに恐らくなられるというふうに思いますので、ぜひもう一度お考えもいただきたいというふうに思っております。

学校管理のところで、勢旗議員からも出ておりましたけれども、与謝小学校の児童玄関前の法面の補修と言いますか、修理をするということがありますが、この工事内容、延長どれぐらいになるか、どういう工事内容であるのかということと、かなりあの一面、急斜面でありますので、それで十分手当ができるのかなと、50万円の予算ですから、できるのかなという思いがあるんですが、その点はいかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） ただいまの今田議員さんのご質問でございますが、法面の崩壊と言いますか、落盤と言いますか、そういった状況になっておりまして、一応、私どもちょっと地元の業者さんに参考までに現場を見ていただきました。それで、その崩壊しております法面の部分を石積みをしていこうという考え方でおりまして、その面積が、これは延長ではないんですけれども、面積的には石積みをします面積につきましては、23平米ぐらいというふうに現場を見てもらった結果、そういった見積もりを参考までにいただいております。

申しわけございません。その崩壊部分を修繕と言いますか、その手当をいたしましたら、危険な部分は回避できるというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 与謝小学校府道からずうっと坂道を上がって左側に体育館があるんですが、その右側がずうっと法がありまして、その上に一体墓地になっておりまして、そこが非常に急斜面でありまして、児童、子どもがいつもあそこを歩き帰り通学に使うわけですが、そこを子どもが毎日通っておりますけれども、その安全というのはこの手当をされたら、それでもう十分確保できるというふうに理解をしたらいいのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 私は以前からかかっておりましたので説明させていただきます。以前から少し大きな雨が降ると墓地がありまして、そこから土砂が流れてくると、落ちてくるというようなことで、今、土嚢をたくさん積んで、とりあえず今、法面を保護しとるとというような状況でございます。今回、本格的にきちとなおして安全を図ろうということで、今回の工事で安全対策は大丈夫だというようなことで、業者の方からはそういうふうに指摘はされております。以上です。議員さんご存じだと思うんですが、児童玄関の正面のところの土嚢が積んであるところでございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） そうしたら専門業者に見ていただいて、そこを手当をすれば大丈夫だという回答をいただいているということですが、かなり急斜面であるわけですが、大丈夫だということで確認はできているわけですね。はい、わかりました。

与謝小学校も与謝野町合併しまして、生徒の数、子どもの数というのは、岩屋小学校に次いで下から2番目、100人を切ったということになっておりますけれども、一時はたくさんの児童生徒がおったわけですが、非常に寂しくなったなという思いであります。与謝野町の中では、100人を切れれば、何か少し寂しいなと、小さな小学校になったなというふうな印象があるんですが、いわゆる丹後全体と申せば宮津与謝だとか、いろいろな郡にももう少し視野を広げて見ていただきますと、100人を少し切ったぐらいの小学校の規模というのは、どのぐらいの位置づけになるのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今、正確なやつは丹後教育局の管内要覧をちょっと見ないとわからないわけですが、大体、岩屋小学校で、丹後管内で40何校ありますね。それで下から数えまして15、6番だと思っております。ちょっと18年度の管内要覧持ってきますとすぐわかるんですけど、後ほどまた、お答えさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 今の答弁では40数校ある中で下から15、6番目ということは、まあ児童数としてはいわゆる丹後局内ですか、もう少し視野を広げてみれば、そう児童数の少ない学校ではないということがわかったわけですが、そこで、この議会でもいろいろな議論が出ています。学校の統合でありますとか、出張所いいますか、いろいろな意味で効率化を図っていかなあかんということはこの議会でもいろいろと議論がありますけれども、そういったことへの教育委員会の考え方、あるいはそのことに対して、一歩なり踏み出そうとしておられるのかどうか、いやいや現状をもう少し見ていこうというふうな静観の構えなのか、あるいはもう少し前向きにそういうことにもかかんに挑戦なり、チャレンジをしていかなあかんというふうに針が振れておるのか、その辺、お考えがあるんでしょうし、お聞かせいただけたらというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 少し一般質問めいておるんですけども、そこら辺の回答ができるかどうか、ちょっと私にもあれですけども。教育長答弁されますか。

1 3 番（今田博文） 議長のおしかりいただきました。また、一般質問でさせていただきます。

社会教育総務費ですね、一般経費31万1,000円が計上されておりますけれども、これはどういった経費でしょうか。

議 長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 26ページの社会教育総務費の一般経費で31万1,000円、今回予算要求をさせていただいております。この部分については、報償費と旅費ということでございます。教育委員会としまして、昨年社会教育委員さんの方に諮問をしました。その諮問内容というのは、社会教育の基本計画を立ててくださいというようなことを諮問をさせていただきました。その中で、随時、教員も入っていただいておりますが、その社会教育委員さんの中で、もっと専門的な方も入っていただいておりますので、協議をお願いしたいということの希望もありまして、今回、6月補正で

社会教育基本計画にかかる指導者に対する謝礼と、それから、旅費について、今回この金額を計上させてもらっております。社会教育と言いますと、社会体育、スポーツ関係もございまして、今、私の考えておりますのは、天理大学、それから琵琶湖スポーツ成蹊大学のそれぞれ1名の方をお願いをしまして、この社会教育基本計画の指導員に加わっていただきたいということで、今回、補正に挙げさせていただいております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 体育協会のことで私はここから質問させていただいたことがあるんですが、町長の答弁では、体育の振興を図るために、振興策を考えなあかんということでありますけれども、そういった、体育の関係もあるというふうなことがあったんですが、そういうことも十分、この中に組み入れて、今回21年度からの方針といいますか、計画について作成をしていくんだということによろしいですか。はいわかりました。

それから、地区公民館の整備があがっておりますけれども、今回120万円、岩屋と四辻公民館の整備がされるわけですが、これについてのいわゆる地元負担というのはないんですね。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 今田議員さんのご質問でございますが、先ほどご質問の中にも申されましたように、この120万円で四辻公民館、そして岩屋公民館のトイレ改修をさせていただきます。それは町の条例の中にもうたっております公民館でございますので、この部分にかかります地元負担はございません。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 先ほどだれかの答弁で、軽微な簡単な修理なり補修というのは、地元が負担していただくんだということが答弁であったわけですが、その金額で線引きをするのか、物で線引きをするのか、この尺度、線引きというのは決まっておりますか。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 先ほどの公民館の基準の関係で、伊藤議員さんのご質問でしたか、一部分ご回答させていただいたと思うんですが、いわゆる公民館活動をしていただいております公民館、公民館の館長ですとか、公民館の主事さんを置いていただいて、公民館活動をしていただいております公民館につきましては、町の条例の中にも、町の公民館という位置づけをさせていただいております。そういった部分で、町の公民館という位置づけをしておりますが、軽微な部分については、地元でご負担をいただいております部分がございます。例えば、蛍光管が切れたらとか、ガラスが割れたりだとか、そういった部分で、一部地元で負担をしていただいておりますケースもございまして、今回のように、四辻公民館でございますと、エアコンを修繕する、いわゆる岩屋公民館ですとトイレの改修というふうに、金額的にも大きな工事費でございますので、これは町の公民館という位置づけもされております公民館ですので、これは町の方で負担をさせていただいて工事をしていくというものでございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） そうしますと、いわゆる公民館活動をしている公民館と、そうでない公民館で線引きをしていると、こういうふうに理解したらいいんですか。

公民館活動、頑張って推進なり、推奨されておりますけれども、野田川はほとんど公民館活動

に取り組んでおられるというふうに聞いておるんですが、まだまだ旧加悦町、旧岩滝町では、そこまで進展していないと、浸透していないということがあろうというふうに思いますけれども、今、旧野田川以外で、どこの地域がそういうことに取り組んでおられるのか、それから、また、次に取り組むを考えておられるのはどこの公民館なり、地域であるのか教えてください。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 野田川地域でありますと、18年度、モデル公民館として取り組んでいただきましたのは、加悦奥、温江、金屋の公民館でございます。したがって、19年度は本格的な公民館活動ということで、今年度野田川の地域と、その分とやっていただきます。19年度に関しては、加悦地域の区長会の方へもお願いをしました。今田議員さんの地元の滝区も前向きに検討しようというようなことも区長さんご返事をいただいております。今、加悦地域で4つの区について、前向きに今、検討中ということでご返事をいただいております。今、返事をいただいておりますのは、滝、後野、加悦、明石ですか、4つの区が今前向きに今検討しようということでご返事をいただいております。その返事の締め切りいうんですか、それについてはできるだけ早くということをお願いしとるんですが、まだ区長さんの方からはご返事の方はまだいただいております。岩滝については、当然、男山の公民館が建ちましたので、男山については、当然、モデル公民館はしていただくという形で区長さんの方にはお願いはしております。ただ、ほかの弓木、石川については、ちょっと難しいかなということを今、私自身としては感じております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） 我が地元の滝区も意欲的だという話を聞いたんですが、今聞きますと、旧加悦町で現在行っている地区と、考えている地域を合わせれば、7つの公民館なり、自治会がそういうことに・・・活動をしていなければ、こういった手当は一切しないというのはおかしいのではないですか。地域の公民館として、行政もそこを位置づけているわけですね。公民館活動をするかしないかというのは、二の次の話ですよ。それ以前に地域の公民館として、まちもそういうことで認めているわけですから、そこで公民館活動しようが、やめようが、それはそれなんです。公民館への補助は補助で別途、これは考えるべきだというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。私はおかしいと思うんですね。公民館にはどこの公民館も同じように手当をすると当然のことだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えをいたします。

公民館というのは建物ではございません。その公民館活動が公民館でございます。したがって、公民館活動は建物がなくてもできるという極端な言い方をしますとそのようになります。したがって、合併の事務調整をしている段階におきまして、いろいろそうした、恐らくたくさん公民館という名称を使った施設があるわけでございます。しかしながら、その公民館活動は行われていない。それをどのように整理していくかということの中で、やはり公民館法にのっとり、公民館活動をしている館を公民館として位置づけていこうということです。歴史的に考えていきますと、公民館というふうに名乗っていたわけでございますので、戦後の社会教育を振興していく中で、それぞれ公民館という名称で呼ばれている建物は、当時、活動をしていたと思います。戦後の民主化をしていく過程、そしてまた、いろいろ生活の改善、食生活の改善、そうし

た運動等が盛んに行われていた時代がございます。したがって、そのときにはそれらの施設を使って、公民館活動をしたいのだと、そのように私自身は理解しております。しかし、時代が経つに従って、その活動そのものがなくなっていった、単なる地域の集会所的な役割を果たしてきていたのは実態でございます。したがって、以前にこの場所でもお答えさせていただきまして、国の方も公民館の活性化に取り組んできたわけでございます。いわゆる公民館活性化事業ということで、国の方もちょうど社会教育、それからまた生涯学習等の時代を迎えまして、その拠点としてもう一度てこ入れをされた時代がございます。そのときに、本町におきましては、岩滝町、それから、加悦町につきましては、いわゆる旧町の中央公民館といわれたところの公民館でその事業に取り組んでいったわけでございます。しかし、旧野田川町におきましては、中央公民館ではなしに、地区の公民館、3館ほどで取り組んでいったと、そういう中で今日を迎えておるわけでございます。したがって、繰り返しになりますけれども、合併の事務調整の中で、公民館活動をするところを公民館としてはっきりと位置づけようというそういう調整のもとにスタートをさせてもらったわけでございます。もちろん、私ども、所掌しております教育委員会といたしましては、やはり社会教育を振興していくのが私たちの役割でございます。したがって、その社会教育の振興、公民館活動を鋭意取り組んでいき、地域の活性化、あるいはコミュニティづくり、そして地域の方々の福祉の向上に取り組んでいられることにつきましては、やはり行政として支援をいきたいと、そういう考えのもとに、先ほど言いましたような事務調整をさせていただきまして、今日に至っているわけでございます。以上です。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 13番（今田博文） 今、持論を教育長申し述べられましたけれども、まだ合併してね、先ほど申し上げましたように1年と3カ月、それ以前に旧加悦町というのは50年間、この地域だけで歩んできたんです。そういう長い歴史、あるいは風土、公民館に対する考え方、そういうものが全部違うんです。野田川も、加悦も岩滝も、そこへきて合併してスパット線引きをして線より上だったらいい、下だったらあかんとか、補助の問題ですよ、そういう分け方をするのは私はおかしいと思うんですね。この公民館活動にしたら、10講座の学習を開設せよとか、1講座あたり参加定員は10名以上とするとか、人権啓発講座の開設、青少年健全育成講座、もしくは家庭教育講座とか、公民館だよりを年3回以上発行せよとか、こんなことを一遍に合併して、これをやれなくなっていてもそれはできっこないですよ。ですから、私も一般質問でも申し上げましたように、緩やかに2年なり3年をめどに、こういう形に持っていくのならいいですが、すぐに一気にがあとハードルを上げられたって、どこの地域だってついていけませんよ。そこへきて、公民館活動をしているところに補助する、してないところには補助出さない、こういう考え方はおかしいは私は思います。こういう今の公民館活動には、反対するものではございませんけれども、もう少し緩やかなカーブで、段階的にあがっていくという方法というのはとれないものでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

決して私どもにつきましては、性急に事を運んでいるつもりはございません。したがって、昨年度の当初予算で、その公民館事業に計上させていただきまして、7館だったと思えます。議員さんの仰せのように、一遍に事を運ぶんでしたら、残りの館すべての館数の事業費を組

まなければなりません。私どもが考えましたところでは、とりあえず7館の予算を組む中で、その中でその地区の人がやってみようというもらったら、それを援助していこうというそういう考え方でございます。したがって、決して功をあせるとかそういうことではございません。ただ、私どもがやはり社会教育を担当し、そしてそれを振興していくものとしましては、やはり一歩でも本来の公民館活等ができるように、これは取り組んでいくのは私どもの使命であると、そのように考えております。

それから、また、ではそれに取り組んでいない公民館の建物ですね、それについてのことにつきましては、それはまた別途、今朝ほどの集会所等の答弁でございました企画財政課長の答弁がありましたように、そちらの方でめんどろを見てもらえば結構と、私どもはそのように考えておる次第でございます。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） 旧野田川町はずうっとそういう施策を講じてこられて、ほとんどの区が取り組んでおられる、それがベースになっているからいいんですよ。ところが加悦はそうではないんです。緩やかに、そら教育長されると、一気にはやらないということですが、そうだったら公民館に対する援助もね、そこで線を引くべきではないと思うんですね。もう少し先へ行って引くとかいうことをしなければ、一方では無理をいってない、緩やかにやってもらったらええ、線引きをしているんですよ、補助金で。公民館整備をする、しないで線引きでしょ、それはおかしいと私は言っているんですよ。だったらそかももう少し緩やかにやるべきだと、そういうことがなかったらいいですよ。公民館活動してようがしてまいが、2年なり3年なり、それは公民館の手当はできるだけさせていただきますと、ところが3年後からはそうはいきませんよということで緩やかにそういう補助金なり、公民館に対する補助も、そういう角度や方向でされるのならいいですよ、だからそこだけきちっと線を引いて、公民館活動緩やかにそれはいいですよ、だったら補助の方も緩やかに線引きをすべきではないかということが言いたいんです。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 私どもの説明不足かもわかりませんが、今田議員さんの質問を聞いておりますと、公民館活動をしておるところとしておらないところと物すごい補助金とかなんとかに差がついておるといような感じを持っておられるのではないかなというふうに思うんですけども、決してそのようには考えていないんです。町の条例で公民館として位置づけて、そして公民館活動を行っているところ、そこに対しては、確かに公民館活動に対する補助金等は出ます。しかし、施設の建設だとか、整備という問題ですね、それをじゃあ公民館活動をしていないところ、あるいは町の条例に基づかない集会所、どれだけの差があるかというたないんです。現実的には、例えば、公民館活動をしていない町の条例にもいわゆる位置づけていない地域の集会所、そういったところがその集会所を整備されるという話になってまいりますと、教育費の予算は出ませんけれども、いわゆる総務費の方の自治振興補助金の方で、京都府の未来づくり補助金が3分の1、町からの自治振興補助金が3分の1、3分の2は助成をさせていただくというような予定であります。ですから、その負担割合については、教育費で組むか、総務費で組むかだけの差であって、差はないというふうにお考えいただいたらいいのではないかと考えております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番(今田博文) だけど課長、差がないということですが、これは全部手当するんでしょ。いわゆる100%、地元負担ないんでしょ。一方はいわゆる3分の1、ですからそれは差がないというのではなく差があるんでしょ、3分の1を負担をしなければならないということは、そう差はないかもわからないですが、差はあるんですよ。ですから、そういうことそのそだけ線引きをするというのは、私はおかしいというふうに申し上げているんです。終わります。

議 長(糸井満雄) ここで暫時休憩します。

ただいま30分でございますので、2時45分まで休憩いたします。

(休憩 午後2時29分)

(再開 午後2時45分)

議 長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。冒頭に今田議員の質問に対しての答弁は教育長からありますので、垣中教育長。

教 育 長(垣中 均) 失礼します。先ほど、今田議員の方から、与謝小学校の児童数が管内でどの辺の位置にあるかというご質問でございますけれども、18年度の5月1日現在の統計しか今ありませんので、お答えさせていただきます。丹後管内50校でございます。旧宮津与謝が19校、それから、いわゆる京丹後市が31校でございます。したがって、50校、そのうち与謝小学校は下から数えまして21番目に位置づけられます。昨年度は93名であったんですけども、18年度中に転出等がございまして、現在89でございますけれども、体制に影響はございません。したがって21。ちなみに町内で一番児童数の少ないのは、岩屋小学校の66でございます。これを管内でいきますと、同点の9位でございます。下から。このような状態でございます。以上です。

議 長(糸井満雄) 質疑を続けます。質疑ありませんか。

野村議員。

1 番(野村生八) それでは、まず教育委員会、22ページの岩滝小学校でつけられたという説明がありました加配について質問します。課題を持った生徒が新しく入ったということだったと思うんですが、補正の時期につけられたということで、これは当初から、4月からではなくて途中からだったのか、その経過について、なぜ今の時期になったのかお聞きします。

議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教 育 長(垣中 均) お答えします。今度お世話になっております町の補助教員の件、岩滝小学校の件でございますけれども、いわゆる特別支援教育の支援教員の補助ということになります。当初、入学の段階では、その子どものことはわかっていたわけでございます。しかしながら、やはり子どもも発達をしております。保育所、幼稚園での状況と、それからやはり学校へ入って来てからの状況とは、精神年齢も成長してきますし、そうした中で、やはり一度は実態を見ていきたいという、そういう監察の期間を設けさせてもらいました。現在の5月まで、2カ月見させてもらいましたけれども、その子の安全を確保するためには、やはり支援する補助の教員がいるという、そういう結論になりましたので、この段階で措置をお願いを申し上げておる次第でございます。以上でございます。

議 長(糸井満雄) 野村議員。

- 1 番(野村生八) そうしますと、今後もそういう形で加配については対応される、基本的にはそういうことだというふうに理解をさせてもらったらいいのか。当然、幼稚園や保育所の中で、明確に加配が必要だと、そういう相談もされながら進めておられるということもあるんだと思うんですが、入られてからこういう形でというのは基本、例外もあるかもしれませんが、それが基本というふうに理解させてもらったらよろしいですか。

議長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えさせていただきます。

基本というそういう基準を設けているわけではございません。やはり、就学前におきまして、ご案内のとおり、就学指導委員会という私の諮問機関がございます。そこで各園、保育所も含めてですね、それから、私立の園、それから、保育所等もひっくるめまして、特別の支援が必要であろうという子どもについては、その委員会で審議をさせていただきます。そしていろいろ検査等しまして判定を出すわけでございます。したがって、その段階で、これはもうこの子については、特別の支援が必要であるということであれば、まずは子ども、任命権者、いわゆる京都府でございますけれども、府教委の方にその要員の加配をまず要望します。それで、配置があれば、任命権者の方で、その要員が確保できるわけでございます。しかしながら、その配置をしてもらえない場合がございます。その場合には、当初からやはり私どもの単費の方でお願いしなければならぬということがあります。したがって、一定の基準を設けて、これはこうとかいうわけではございません。やはり、先ほど申しましたように、子どもの発達ということもございますので、やはりこのケースはしばらくやはり学校で様子を見ていこうという子どもに対しては、監察の期間を置かせてもらって、従いまして、その中でこれはもうどうしても他の子どもの学習も保証していかなければなりませんので、特別支援の教員の補助が必要だということになれば、こうして臨時等をお願いしている、そういう形で進めさせていただいております。以上でございます。

議長(糸井満雄) 野村議員。

- 1 番(野村生八) 発達、多動注意欠陥障害、そのほかにもさまざまな課題を持った子どもたちが今増えています。そういう子どもたちを一般校で受入れる、そして特殊学級、特別学級等々でなくということで特別支援教育は既に始めているわけですが、国が予算を確保できなかった、いわゆる加配については、必要な確保というのはされていないという中で、先日の浪江議員も指摘されましたが、交付税算入という形ではありますけれども、今年度からその措置がされて、人材的にいよいよ今年度から十分でもないわけですが、人件費を見ても非常に安い人件費しかつけていないということで、非常にこれでも不十分だと思っておりますが、そういう形はでき上がってきたわけですね。教育長答弁の中で、現状を見て、必要な加配をつけていくという答弁いただいたんですが、今回の補正で、この加配しかつけていないということは、現状ではほかの課題を持った子どもたちに対する特別支援教育、必要な部分の職員配置は、これでいいのか、このままで本当にやっていけるのか、これについてはどのような今の認識を持っておられますかお聞きします。

議長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えします。

ただいま、浪江議員の一般質問で、町長は答弁いたしましたように配置をしております。繰り返しになりますけれども、府の方から岩屋小学校へ特別支援教員として、いわゆる国、府の負担で入っております。それから、町単費で配置しておりますのは、桑飼小学校、それから、与謝小学校、それから、山田小学校、これだけが町単費で配置をさせてもらっております。

また、今後どうかということでございますけれども、9月議会でもたお願いしなければならない状況の学校があることも申し添えておきます。以上です。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう加配については、旧野田川町では、保育所にしろ、学校にしろ、今言われたように、単費も含めて特別支援教育始まる前から非常に努力していただいていたというふうに理解しています。今後もそういう引き続き、必要な状況があれば、即座に加配をしていただくということについてはぜひお願いしたいと思います。

それから、ちょっとお聞きするんですが、この京都府に要望してつけていただく加配と、今回、今年度から国が交付税算入して町が予算化されている加配と、この関係はどういう関係になるのか、町への交付税算入分だけで非常に少ない人件費、アルバイトみたいな人件費ではありますけれども、全校に一人という基準で国ではつけているという説明がされています。この辺については、京都府もそういう交付税算入での加配の上積みがされたということなのか、これはどうでしょう。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

府の配置してきます特別支援教育支援教員につきましては、ちょっと私どもが現在つけております補助教員とは少し職務がちょっと違うわけでございます。府の方が配置してきますのは、確かに、その特別の支援が必要な子どもがいるということも大きな条件でございますし、ただ、その子だけではございませんよというところなんで、いわゆる特別支援教育を推進していく役割を担わされているというところでございます。したがって、国、それからまた府の特別支援教育の施策の推進のためというところが比重が大きいわけでございます。したがって、ちょっと私どもが今つけているやつとは意味合いが違っているところでございます。したがって、交付税算入措置となっているということにつきましては、やはり特別支援教育の特別支援が必要な子どもに対する手当を設置者の方でもしてほしいというそういう意味合いだと、私は受けとめている次第でございます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この生涯教育に関して、この特別支援教育とは、今までのやり方と大きく違ってくるわけで、その変化が余りにも激しいので、今言われた学べきことはかなりあるわけですね。かなりのそういう勉強に行くという形で、今言われたような推進する役目というのか、責任を持つ方というのを養成されていますね。そういう点では、今言われた府の配置については、そういう施策をもって取り組んでいただく方ということですが、この推進するのに必要なこういう学習の場を保証するという点では、これは全校に必要なわけで、どういう形で今保証されたり、進めたりされているのでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

まず、府の方から配置されている教員は、それを特別支援教育を推進していくその学校での責任者と、チーフという位置づけでございます。したがって、その教員を中心にしながら、特別支援教育についての研修を積み、また当該校の特別支援教育を推進していくということになります。他の学校はどうかと言いますと、学校の公務文書の中に、その特別支援教育をチーフとなって推進する主任等を設けまして、その教員を核にしまして、各学校同じように特別支援教育についての研修を積み、また当該校における実践を検討したりしておるのが実情でございます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今言われた方にとっては、今までの教育、学校では教育実践、今までどおりやりながら、さらに膨大なそういう新しい知識も得て、自分で新たにどうやって実践するかと、特別支援教育をという形で検討されながらということで、かなり負担になっているということもありますし、別にその方だけではなくて、すべての教員がそういう中でかなりのそういう今まで以上のプラスの分ですから、負担ということがありますので、そういう点では、一層この加配について、積極的に取り組んでいただきたいということを指摘しておきます。

26ページの図書館運営事業について質問します。これも教育長に質問しますが、館長を今までは知遊館と兼任でということでありましたが、知遊館の館長業務そのものが膨大になってきたということで、図書館館長を独立させるというふうに聞いています。以前から指摘しましたが、図書館の事業については、本館と分室2つ、3館で全町を運営していくことになっているわけですが、合併後これがそういう合併した新しい図書館の事業になかなかきれていないということも指摘してきました。端的に言えば、一番よくわかるのが、図書の購入費です。ついた予算を前年度の事業実績のもとに、そのまま割り振るだけという形で進められているという問題もあります。当然、与謝野町全体の中で、本館、分室、それぞれどういう形でこの予算を有効に使うかという発想がいると思うんですが、そういう点では、なかなか専任の図書館長ということになっていないという中で、一定にはそれこそ難しい面もあるかなというふうに思っています。今回、この館長を独立さすという中で、ただ単にそれだけで事が済むということではもったいないというふうに思っているわけですが、この館長専任になることによって、今後の与謝野町全体の図書館の事業、どういう形で今まで以上進められようという目的意識を持っておられるのか、その辺を含めてお聞きをいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

まず、館長の問題でございますけれど、合併当初、3館長兼任ということだったわけですが、その大きな誤算と申しまししょうか、それにつきましては、いわゆるあの知遊館の生涯学習センター、地域公民館、そして図書館というのが、旧町時代に同じような形で運営されていたわけですが、あの知遊館の中に、教育委員会の事務局があったと、従いまして、その事務局員もその運営等にかかわっておりましたので、できるというふうに思っていたのではないかと思うわけですが、ご存じのとおり、事務局はもうこちらにしかありませんので、それだけスタッフが減ったというところから、やはり負担が大きくなっていったと

いうそういう事情がございます。今、今回、図書館長を新たに専任させていただけるようになりますので、やはり図書館の方の専任になるわけでございますけれども、図書館だけをひとつたらしいというわけにはちょっといかない点は、ちょっとお含みおきを願いたいと思います。やはり館全体の運営にもやはりかかわっていただかなければならないという側面がございます。しかしながら、中心はやはり図書館でございます。従いまして、予算の話につきましても、それぞれ教育推進課の方が、その図書館の司書、それから、臨時で頼んでいます野田川図書室、加悦図書室等の方々とも会議をしながら、購入図書、それからまた、予算のことにつきましても、会議をしていっていますので、議員ご指摘のような旧態依然としたような、そうした図書館・室運営にはならないように、やはり町民にどうしたサービスをしていけるかということを中心にしながら、図書館の運営に当たってってもらいたいと、そのように考えている次第でございます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 何でもそうだと思うんですが、この図書館の運営については、手を抜けばやはりそれだけのことしかできないと、やっぱりよりよいものをしていこうと思えば、しっかり手を入れていかなければそういうことにはならないということはあるだろうと思っています。今、指摘しましたように、まだまだ合併してからの課題が残っているというのが図書館の状況、事業だろうと思います。したがって、知遊館の方の仕事もというのはそれはわかりますけれども、先ほど、加配の中で言われましたが、図書館の方に必要なそういう仕事量、それをしっかりまずはじき出して、検討して、その上に余裕のあるところで知遊館の方もという形にぜひしていただいて、一層この図書館、与謝野町の図書館がですね、有効に町民に利用しやすい形で、さらに充実していくようにこの館長に頑張っていただくということが求められると思いますがこれについてはいかがですか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） ご指摘のとおりだというふうな受けとめさせていただいております。やはり、兼務から専任が入りましたので、やはりそちらの方に、今まで懸案になっていること、それからまた、今後進めていくこと等も主体的に取り組んでいくように、そのようにしてまいりたいとそのように思っております。以上です。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に、福祉課長に質問します。18ページの学童保育放課後児童健全育成事業について質問します。今まであったように、新しく桑飼で始められるわけですが、新たに夏休みだけだったのが日常的にということになっているので、新たにどういう形で、どういう形態で運営されるのか、とりわけここに書いてある学童保育にとっては、指導員の力量というのが非常に大事なわけですが、この方の待遇、仕事量ですね、これはどういうふうな予定になっているのか、その運営内容について、詳しくご説明がいただけたらと思います。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

加悦地域では従来、加悦の学童保育といたしまして、桑飼の児童もそこに受け入れをして対応しておりました。と言いますのが、桑飼の小学校区の中で学童保育を利用される児童数が少な

ったということでございます。ところが、平成19年度につきましては、逆に与謝野の方が少なく、そして桑飼の方が非常に増えたということでございます。そういった中で、与謝の小学校区の学童保育につきましては、加悦の方へ行っていただきまして、合同でということでございます。したがって、その指導員が今度は桑飼の学童保育の方に、与謝で実施をしておりました学童保育の保育士が桑飼の方に回ったということでございますので、そういうようにご理解がいただきたいというように思っております。ただ、今の時期から、夏休みの学童保育の申請があがってきております。そうしますと、与謝でもかなりの子どもの数がもう既に申請が上がっているという状況でございますので、与謝につきましても、夏休み、あるいは春休み、そういった期間につきましては、今までどおりその期間は学童保育を開設するというので、桑飼と入れかえをするというようなことで対応をしていきたいというように考えております。

そこで、実際には業務等あるいは待遇の関係などでございますけれども、一応、保育士の賃金等につきましては、町で決めております保育士の賃金とイコールというようなことでやっておりますので、これはもう与謝野町として統一した賃金体系の中で、そういった賃金等をお支払いをしておるということでございます。

それから、その学童保育の中での指導ということでございますけれども、やはり指導員としての位置づけも非常に大事な部分があるわけですが、やはり家庭で放課後に子どもたちを保育する保護者がいないということでございますので、保育を中心としたそういった世話といえますか、それがどうしても中心になるということでございます。ただ、時には勉強の一部を見ておるといような状況でございます。これは、社協に委託をしております学童保育につきましては、少し社協委託ということでございますので、若干、賃金体系等につきましては、差異があるかというように思いますけれども、その委託料の中では、この学童保育の指導員につきましても、一定研修を受けていくためのそういった研修旅費、そういったものも委託料の中に入れておるとい状況でございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 学童保育については、今言われた単に親がいないから子どもがそこで遊んでいて、だれか指導員が一人いるという見守り的なそういう場所というよりも、全国的にも、異年齢での集団の学びの場という、そこが児童館と違うと、児童館については、そういう子どもたちが自主的に集まって遊ぶ場としてつくられていると、全く根本的に違うわけですね、目的が。その目的はやっぱり、この事業の目的を達成するためには、指導員の力量なり、あるいは準備の過程、やはりかなりこれも先ほどと同じように、手を入れれば入れるほど子どもたちの目の輝きが違うと、参加者もかわるといのが今、言われた全国での実践報告だというように思うんですが、今回、以前と同じ形態というふうに言われましたが、そういう実際開設している時間以外に、指導員がそういう準備をする時間というのはどれくらい確保されているのか、直営の場合と、これは社協委託の場合でどういうふうに違っているか、その辺が把握されているのかどうかということも含めてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

まず、学童保育の受け入れにつきましては、小学校での終了時間が終わった後ということでご

ざいますので、1年生とあるいは3年生なんかでも、若干その帰りの時間なんかはばらつきがあるということがございます。ただ、一番早い子どもに合わせて、開所の準備をしておくということが基本になりますので、そういった面に対応しておりますけれども、その時間帯が幾らぐらいというようなことについてまでは掌握ができていません。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほど言われたいろいろな研修に行って知識をふやす、そういうことも大事ですけども、実践の中でそれを生かして、子どもたちにふれあいながら、子どもたちの学びをね、異年齢集団として、ここでしか学べない学びの場を育てていくということが非常に大事だと思うんですね。そういう点では、今、言われた子どもが一人でもくれば、これもうその準備期間にならないわけですね。一人でも子どもがくれば、その子に対応するわけですから。その子どもが一切来ない時間に、そういう準備をして、そして実践をして、そして総括をして次に生かしていくという、この繰り返しの工程そのものが非常に大事だと思っているんですが、以前の社協の委託の内容見ても、なかなか人材的にそういうことができないという課題があったというふうに思います。今後もなかなか予算が厳しいという中で、それも理解できるんですが、できるだけそういう場として、学童保育本来の事業展開ができる場所として、指導員配置についても、そういう形で配置するという、そういう予算づけをしていただくことが必要だと思うんですが、今後のこの学童保育について、そういう意味で、どのような課長としてはお考えなのかお聞きします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

午前中の質疑の中で、放課後子どもプランというお話も教育委員会の方から答弁をさせていただいたように思っております。それで、私どもが考えておりますのは、やはり放課後子どもプランにのっかって、子どもの放課後の1時間の対応をしていくということが非常に重要ではないかなというように思っております。したがって、今のような果たして学童保育がいいのかどうかという面は、実際にその学童保育の保育料をいただいて世話をすることになりますので、そうなりますと、そこに一定の指導員としてのそういった資質の問題、そういった部分も絡んでくるということになります。したがって、国の方が示しておりますような放課後子どもプランによりまして、教育委員会との協議調整が必要になってまいります。すべての子どもが同じようなサービスを受けるというような方向に、今後はこの学童保育についても移行していくべきだというように考えておるところでございます。ただ、これは教室でありますとか、グラウンド等を活用してのそういった放課後の児童の健全ということになってまいりますので、それらについては、十分これから教育委員会等とも連携を図っていきたいというように考えています。ただ、放課後子どもプランの推進に当たりましては、教育委員会の方が主導権を持って取り組んでいくということに一応なっておりますので、そこに期待をもちしておりますので、そこに期待をもちしておりますので、そこにございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 一般質問でもかなりの議員から指摘がされましたけれども、すべての子どもたちが今の社会の中で、さまざまな問題や課題抱えて日々成長している、そういう意味では、子どもたちにかかわっているあらゆる機関で、発達を保障する、そういう立場で今の時代は取り組まな

ければならない時代、教育長も言われてましたが、今までとは違う新しい時代という、そういう発想が必要だというふうに私は思っています。そういう意味でも、この学童保育についても、そういう視点で、ぜひさらに充実させていただきたいですし、今やった全生徒を対象にした新しい方法についても検討はされるだろうというふうに思いますが、それについても、同じ方向でぜひ取り組んでいただきたいということを指摘して質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

- 10番（赤松孝一） 今朝ほど来の質問、質疑の中で、たびたび出てきていますので、またかと思われるのですが、まず、いわゆるこのたびの与謝野町役場の管理事業、いわゆる野田川の分庁舎の管理事業、この413万2,000円の補正についてであります。この金額をどうこうとか、この制度がよくないとかそういうつもりは全くございませんので、それはまず横に置いてお聞きをいただきたいと思うんですが。障害を持った方に、いわゆる職場の門戸を広げると、非常にいいことだとこれは思います。ただ、いわゆる与謝野町の今の賃金、後ほどにも追加議案であがってまいりますが、そういった大額でいわゆる職員賃金といった問題を考えますと、これがまあ約10カ月分の賃金とするならば、1年分となれば約500万円近い賃金を出さなければならないと、10年続くなれば5,000万円というふうな金額になるわけでございます。したがって、やはり職員の適正化計画とか、そういった今後のこういういわゆる正職でない方の職員数を含めて、そういった上でこういうご提案がいただきたいなど。ただ、こういった制度にのっているからこうなんだとではなしに、今後の与謝野町役場の職員というものはどういう方向になるのかと、また大枠でどの程度の賃金を目指しているのかと、そういったことについて、まずお聞きをいたします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 定員の適正化計画でございますけれども、現在、鋭意検討中ではございますが、行革の方とも関連がございまして、まだでき上がったものはございませんけれども、前々から申し上げておりますように、類似団体と比べると非常に多い職員体系になっております。これは、施設が多いとか、そういう与謝野町独特の要因があってそういうことにもなっているというふうには考えますけれども、今後、定員適正化計画をつくっていく上において、行革の答申ともすり合わせながら検討をしていきたいというふうに考えておりまして、現在のところでき上がったものはございません。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

- 10番（赤松孝一） そして、例えばこれ町長にお尋ねした方がいいと思うんですが、決してこの方たちをどうこう言うんでないんですよ。いわゆる清掃作業、庁舎の、例えば皆さんご存じのように、福島県の山祭町なんかは、町長みずから掃除されると、職員は当然当番制で掃除されると。やはり自分たちの職場は自分たちできれいにしようと、こういった姿勢ですね。だから、あえて清掃作業員を雇わなくても、自分たちの職場は自分たちで美しくしようと、整理整頓しようと、やはりこういったことについてはどのように、これはたまたま与謝野町の本庁と野田川庁舎でございまして、3つの庁舎を抱え、その他、いろんな今言われるように、与謝野町は非常に類似団体から見れば、施設も多ければ職員も多いという中で、今後の方向づけとしまして、どのようにお考

えか、ひとつご答弁願いたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 全館と言いますか、いろいろと清掃のための職員は、今までと同じようにおりますし、その役割と、職員それぞれやはり自分の身の回り、あるいはそうしたことについては、今でも変わらず掃除をしているということでございますので、終業までに掃除をしてやっている。私も気がつかないんですけども、私の机回りなんかも総務課の職員がおらないときも、いつもですけども、そうした格好で掃除をしてくれているということで、そうした姿勢は全く変わっておりません。ただ、全館的にやっていかなきゃならないところへんについては、やっぱり今までどおりそういう清掃をお世話になっているということでございます。ですから、それらもすべて全部自分たちでせえというには、ちょっと時間的なことも考えれば無理があるのではないかなと思いますし、やはりそこはそれらの責任を持って、全体的に掃除をする、清掃をする職員が、臨時であっても職員ですので、委託をしておりますても、そうした職員が必要になってくるかなというふうには思っています。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 庁舎の清掃なんかは、町長もよく目につかれると思うんですが、例えば、今日、またこれ議長にしかられるかわかりませんが、ここに18ページに草刈作業委託料5万円というのがあがっています。これは高齢者福祉一般経費と言いますが、例えば同じ清掃でもですね、これはある町外の近隣の町民、与謝野町外の丹後地域の方から電話をいただいたのですが、旧岩滝町のクワハウスから男山へ向かってのあの街道が直線コースで、非常に今まであじさいがきれいに咲いています。今でも咲いています。ところが、あのあじさいが草の中からあじさいが咲いている形ですね、与謝野町の方は恥ずかしくないんですかと、あのような立派な花が咲いてあるものが岩滝町で、今になると合併したからかどうか知らない、理由は知らないけれども、草の間から花が生えていると、あれで果たして美しいまちと言えるんでしょうかと、ぜひともこれは改革されるべきでしょうというような、これはご意見を賜りました。したがって、ぜひともこういった庁舎の清掃も必要であります、そういった町として、そういう名所的になっている場所なんかは、ぜひとも管理していただきたいなというふうに思っていますが、これにつきましては、建設課になるのか、どこが担当か知りませんよ、どのようにお考えでしょうか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 午前中の上山議員さんかと思うんですが、ご質問にお答えしましたとおり、旧町の中には、国の施策もありまして、いろいろな補助でしたということでございまして、町民さんから見れば、町がどんな補助とってきょうが、きれいか、そうでないかというだけの判断でございますので、おっしゃられることはよく承知をしているんですけども、午前中もお答えしましたように、現在では草刈とあじさいの柄切と一緒に今年度もさせていただきたいということでこのような状態になっております。それで、以前は、2回、3回あそこの部分の沿道の草刈をして、草を刈ってあじさいが咲いて、あじさいの柄を切って、また草刈をしたというふうな2回、3回草刈をしておりましたので、特に目立つところでございますので、そういうご意見があったというふうに思っておりますけれども、次年度以降、担当も決めて、こちら側でもう一度、言いましたように町民運動が発端であそこあじさいを植えた、ところが今、町民運動の担当課が

ないというふうなこともございまして、担当もはっきりしておりませんので、その辺の検討も加えながら、調整をしていきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 私は、町だけの責任ではないと思うんですね。やはり先ほど言いましたように、職員でも掃除は十分できます。町民もまちの掃除ができます。したがって、今日までせっかくあそこまで育てられた地域の方々がやはり原点に返って、自分たちのまちを美しくしようという、やはり町の方からも、町民の皆さんにもお願いしますというような、お互いがいわゆる町長がよくおっしゃる、共助の精神でなければ、これはだれのテリトリー、だれの分やとっているようでは、いつまでも庁舎もまちもきれいになりませんので、ぜひともその辺のところは、岩滝区民と町民の皆さんにもしっかりお話をしまして、せっかくのあの美しい景観をそういった、むしろ輦轡をかうような場所にならないように、お願いをしたいと思います。

それから、これは公民館の問題ですが、今朝ほど、たびたび出ていますけれども、直接それこそこの議題の予算に関係ないことなんで、まことに恐縮ですが、やはり今回、大下課長の答弁では、聞いていますと、いわゆる区長会、そちらに主眼点を置いてお話をしていますが、これは当然、男山公民館の時点で、私もいろいろと町長にも質問し、またキャッチボールをし、ボールも投げ、結果、早急に議会の皆さんに報告するというふうにご答弁もされていますし、また、男山地区の解決も、まだ私が思うには聞いていませんので、ぜひともこれは区長会も当然大切ではありますが、やはり議会と区長会とどちらも大事でありますので、その辺のところにつきましては、区長会が済んでからではなしに、やはりこれは同時進行で、特に担当の文教厚生の方に話を持っていきながら、これは私は先にされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 議会の中でも、公民館問題についてはいろいろと出ておりましたので、これについては、先ほど来、いろいろとご指摘がございました。町長部局と教育委員会との考え方の違い、また、町が所有している公民館と、地域が持つておられる公民館といろいろな形がありますので、もう一度、ちょっと先ほどの議論の中でもかみ合っていないところがありましたので、これはやはり中でもう一度きちっと考え方をまとめさせていただいて、またそれらについては、議会の方の委員会等にも、こういう形で投げかけたいというふうな整理をしたものをお示しさせていただいた上でさせていただいたら、より深く理解していただけるのではないかと思いますので、そうした形で進めていきたいというふうに思います。

10番（赤松孝一） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第66号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第66号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第67号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) 提案説明のときに聞き逃した部分もあるかとも思うんですけども、7ページの地方債補正、それから、15ページの工事請負費、それから、年度当初の簡易水道年度別計画、この3本に内容に絡んできますので、ちょっと今後のことについてしっかりと記憶をしておきたいと思いますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

いわゆる、15ページに出ております簡易水道の整備工事費、加悦の分ですね、これが別の箇所とかというようなことではなかったなと思うんですけども、これ、それから三河内簡易水道がなぜ1,200万円増なのか、それから、温江は年次計画では1,200万円、1,000万円が掘削と、それから、200万円が土地ということになっておるんですが、1,000万円は減額をして200万円だけが残るとこういう格好になってきておるんですけども、この辺のもう一度説明をお願いをいたします。

議長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 井田議員のご質問にお答えしたいと思います。

与謝野町の水道整備計画を毎年ローリング方式で平成19年度から平成23年度まで整備計画を立てております。その中で、今、議員おっしゃられましたものにつきまして、まず加悦簡易水道1,000万円減額をしております。それにつきましては、当初、昨年に井戸の試掘を行いました。その結果を見まして、14ポイント、昨年試掘調査ということでしたところ7ポイントが、7カ所が試掘ができるところがありまして、7カ所を試掘をいたしました。7カ所のうち、実際に通用する本掘をしてもいい箇所が3カ所出ましたので、その3カ所につきましては、三河内と三村橋の近くのウイル近く1カ所、それと、算所の青木養豚のそこ1カ所、3カ所が今、本掘をしてもいい箇所があります。そうした中で、今回、加悦の本掘をやめて、三河内に回したということは、今、加悦に考えておりますのは、全体でいうと平成28年度に簡水と上水を一本化にするということの計画がありますので、大きく加悦の東部の地区を一つにまとめる計画を今しております。加悦の東部のまとめると言いますのは、明石と温江と、それとちょっと飛び越えるんですが、加悦奥も一体となって、1カ所そのところで浄水場を設けて、そこで給水をするという計画があります。それで、まだ1、2カ所しか井戸の試掘、ポイントが出ませんので、まだまだ足りませんので、今年度継続して試掘の調査をしたいということで6月補正にあげておりますし、その加悦の試掘をやめまして、三河内に合併前に1カ所試掘をしております。それから、今回、先ほど言いましたように、1カ所試掘しましたら、それも通用しますので、2年間の計画

を三河内で本掘をしておりますのを、今年度、2本ともしたいと思ひまして、今回、加悦をやめたお金で三河内の方の計画を前倒しでさせていただきたいということで、三河内はその分を増額をさせていただいております。

それから、三河内につきましては、今現在、960トン1日漂流水と井戸で賄っております、漂流水は大体400トン、それから井戸が600トンということで、大体1,000トンぐらいで、毎日賄っておりますが、その整備計画にもありますように、三河内の水道も大藪付近に浄水場を持って行って、井戸を一本ということを計画しておりますので、今回そういう形でさせていただいたということになります。

あとは整備計画と、それから三河内の井戸、それから温江と加悦の本掘をやめたと、今回は断念して、次年度以降に回すということにしております。以上です。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) ちょっとわかりにくかったですけど、温江は完全にやめるわけやね、加悦の分は三河内に掘って、また加悦はとりあえずいいところをまた探しながらやっていくということのようですけども、それで温江はもう今後いらぬのかどうか。加悦は来年に改めて取水線を探すということなのかどうか、念を押したいと思ひます。

議 長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 今年度にまだ試掘をお願いしますので、そのところで温江付近、それから、明石も含めて、いいところを調査したいということで、温江について全くやめにしたということではありません。今回、調査しまして、温江付近が出なかつたので、引き続き調査をさせていただきたいということで、補正にもあげさせていただいているということです。

加悦につきましては、今、整備計画が22年ごろから整備したいと思っております、大体27年ぐらいをめどに、新しい浄水場を設けたいということで、若干、時間がありますので、今回はやめまして、三河内の方へ持っていったということになります。それから、加悦につきましても、昨年、加悦奥とかも調査をしましたが、全然、水が出ない状態なので、加悦奥も断念して、加悦、温江、明石付近にも調査をしたいと今年と思っております。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 年次計画が幾らかは変わっていくということは理解しました。温江なんですけど、温江も地下水に変えていきたいというような考え方のようなんですが、大体水道課としては、地下水の管理の方が楽と言うたらしかられるかわかりませんが、管理がしやすいというのは一つあると思ひますが、地下水と漂流水というのは大分違うわけですね。できれば漂流水が一番いいわけです。温江の場合は、漂流水が私はずまいこといけばあるんやないかなというふうに思ひますが、その辺の調査は温江のいわゆる漂流水がどの程度あって、時間大体何トンぐらいだったら取れるというような調査はされましたか。

議 長(糸井満雄) 芋田水道課長。

水道課長(芋田政志) 議員ご存じのように、気象の変化によりまして、どうしても漂流水につきましては、今年あたりもちょっと心配はしておるんですが、毎年温江地区につきましては、私16年に水道課に異動したんですが、なかなか水がないと、水がなくて農業関係者の方に水を分けてもらったりして、ぎりぎりのところ見ても、温江だけでも、今現在、明石から回してます一部を、温

江の地区でもということ、今現在でも温江の水が少ない、それから、何でかわかりませんが、やはり大きな山を抱えておりますので、私、本来なら水が途切れるということはないと思っておりますが、多分どこか下に回っちゃって、どこかで吹き出しとるかもわかりませんが、そこら辺の発見ができませんし、思ったより水は少ないということで、調査は私はしていません。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 確かに、地下水が現時点では便利だというのはわかります。ただ、やはり基本は漂流水なんですね。それで、温江でもそうなんですけれども、私とこの大宮水道の水源でもそうなんです。山をざあっと水源を目掛けて上がっていくと、多かたり、少なかたりすると、少ないときには地下に潜ると、だからその辺の水位をやっぱりしっかりと調査をされて、やっぱり漂流水を幾らかは使うという方法も考えていかなければ、今のいわゆる漂流水は大変だからということで、地下水に頼っておって、地下水に頼っておる時代もそう長くはないというふうに私は思っております。だから、必ず両方を模索をしておくということが、ライフラインになる水道、やっぱり確実に守るという一つの方法だということで、これは老婆心だと思って聞いていただいたらありがたいと思いますけれども、その辺はしっかりと見える水だけを調べるのではなしに、やはりどれだけの水量があるかというのは、その玉石を除いてしっかりと調べる必要があるということをお願いしたいというふうに思います。

それから、最後に、先ほど課長ちらっと、今年の水道の心配を言われました。今、現実問題として、四国の方は大変な状態が起きております。与謝野町において、今年の夏の課長が心配しておられるのは心配しておられるということで、その辺の状況をどの程度なのか、せっかくの機会ですので、ちょっと報告をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほども言いましたように、全国的にそういう話題もあがっておりますし、四国の早明浦ダムにつきましても、底が見えたということで、給水制限されております。今後、今、例年どおりいけば、同じような今年は積雪少なかつたもので、すごく心配しております。今後の動向を見ながら、やっぱり速めに節水の呼びかけをしたいと思っております。

9 番（井田義之） これをもちまして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第67号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案

のとおり可決されました。

ここで休憩します。

ただいま50分でございますので、4時05分まで休憩いたします。

(休憩 午後3時50分)

(再開 午後4時05分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あらかじめ申し上げておきますけれども、本日、5時以降も議事の都合により続行いたします。したがって、議事の進行にはご協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

次に、日程第3 議案第68号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

3番(上山光正) それでは、1点のみちょっと勉強不足でよくわかりませんので、お尋ねをしておきたいと思います。

6ページの任意事業、この事業についてですが、介護予防特定高齢者施設事業費が科目がえて任意事業の給食サービスにこの事業費が組み替えられたわけです。そこで、介護予防の特定高齢者施策の中で、要介護、要支援者による配食サービス、この切り替えられたことにより、前者が給食サービス、そして後者が配食サービスということで、この点のところはちょっと理解がしにくいので、わかる範囲で結構です。お願いしたいのと。

この配食サービスの利用につきましては、閉じこもり等で通所によるサービスの利用が困難であって、そして、低栄養状態を改善するために、配食サービスの利用が必要であると考えられる場合に限り、認められるものであると思います。そこで、地域包括支援センターとの調整も必要でございますけれども、配食サービスを実施することの妥当性を個別に判断をされてきたのか、あるいはその施策の対象とならない利用者のために、地域支援事業の任意事業として一般施策に実施されるわけであろうかと思いますが、この辺のところがよく理解できませんので、よろしくお祈りします。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

1目の介護予防特定高齢者施策事業費と言いますのは、検診等でそのまま置いておけば将来的には介護を要する人になるということで、一定、介護予防が必要であろうという方をピックアップをしまして、その方に重点的に、今現在では保健課の方のお達者クラブというような事業名でもって対応しておるということでございます。したがって、要支援1、2、あるいは要介護これの認定を受けた方以外、これを対象とするということでございます。したがって、この13節委託料の給食サービス事業委託料、ここで当初予算では計上しておりましたけれども、これは任意事業として計上するのが妥当というようなことが判明いたしましたので、今回、組み替えをさせていただくというものでございます。

それから、任意事業につきましては、このほかにも、例えば介護給付費の適正化というような

ことで、介護相談員を設置をいたしまして、そして、介護事業所、そういったところにも出向いでいただいて、介護サービスを受けておられる方たちの、事業者に対する要望等お聞きをして、それらをサービス向上につなげていくというようなことでの介護相談員の設置でありますとか、また、家族介護者への支援というようなことで、在宅要介護高齢者と介護者激励金、これにつきましては、民生児童委員さんにお世話になりまして、一定そのあたりの調査をしていただいておりますが、これの給付でありますとか、あるいは成年貢献制度の利用に対する支援というようなことで、任意事業として取り組むという内容でございます。そこで、給食サービスにつきましては、一定、基準がございまして、その基準に該当すると思われる方から申請書を提出していただきます。それには、ケアマネージャ等の意見を確認をした上で、例えば、1週間に5食給食サービスが受けたいという方について、本当に5食が妥当であるのか、そういったことも一定、ケアマネージャ等の意見をお聞かせいただく中で、判定をさせていただき、それに対応しておるということでございます。したがって、いろいろな事情があって、どうしてもこの給食サービスを受けたいという方につきましては、一定、そういった判定等もさせていただいておるという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） その辺のところは、地域支援事業の任意事業としての一般施策だと思んですが、わからずにお尋ねをしておるのが介護予防特定高齢者施策事業費ですね、この事業の給食サービス、これは先ほど申し上げましたけど、要介護、要支援者による配食サービスの利用ということで、閉じこもり等で通所ができないという方にもサービス利用、また低栄養状態を改善するためのこの配食サービスであろうかと思われるんですが、ちょっとそこら私わかりかねるんですが、そうすれば、介護予防の特定高齢者の配食サービスは、現状では今、何名の方が受けておられるでしょうか。

それから、一般施策として、先ほど課長がおっしゃられた利用される方々ですね、申請して、これが何名くらいおられますかということが1点と。

それから、これ確か説明では、社協さんをお願いしておられるというようなことだったんで、社協さんの方に、管理栄養士とかですね、それから、あるいは栄養士が社協職員さんの中に有資格者としておられるかどうかということと、この3つをお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、配食サービスと給食サービスの二本立てではないということでございます。したがって、給食サービスを必要とされる方につきましては、社協に1食当たり975円ということで、委託料として675円、利用者負担として300円ということで、社協の方に委託をしておるということでございます。

それから、5月分の実績でございますけれども、実利用者は107人と、1,385食というような内容になっております。

それから、もう1点は、介護予防の特定高齢者につきましては、先ほども保健課の方でお達者クラブというような名目をもって、事業展開をさせていただいておるということでございますが、これは機能訓練教室というようにとらまえていただいたら結構と思うんですが、そういったこと

で筋力トレーニングでありますとか、ストレッチでありますとか、そういったようなことで、この要支援なり、要介護状態になるのを防止するということでございますので、ここに給食サービスが入ってくるということは妥当でないということがわかりましたので、今回、その組み替えをさせていただいたということでございます。

それから、実は社協さんの方に栄養士、それから管理栄養士、そこまでの確認はいたしておりません。従来から、社協に旧野田川町と、旧加悦町は委託をしておりますし、旧岩滝町の場合は、民間業者に委託をされておったということでございますので、それを新町と同時に社協一本に統一をさせていただいたということでございます。

- 議 長（糸井満雄） 上山議員。
3 番（上山光正） はい、終わります。
議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第68号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

- 議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第68号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第4 議案第69号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
上山議員。

- 3 番（上山光正） 1点だけお尋ねしたいと思います。
この直診勘定の件なんです、石川診療所の整備工事費ですね、屋根の修理をするんだと聞いておるわけですが、この診療所の建築された年度ですね、それから、建築方式は木造であるのか、形状鉄骨なのか、鉄骨なのか。それと、建築の坪単価ですね、これについてお尋ねしたいと思います。

- 議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。
保健課長（佐賀義之） 上山議員のご質問にお答えしたいというように思います。

この診療所につきましては、町長の提案説明でもさせていただいておりますように昭和61年度、正確には62年の3月20日に完成いたしまして、62年度から使用しております、これの建築の構造でございます。この構造につきましては、鉄筋コンクリートの平屋建てということ

で、この診療所の分と、そして医師住宅と別棟になっておるんですけども、同時に建設をいたしております。それで、その当時の建設の価格というのが、診療所と医師住宅合わせまして、1億900万7,000円ということでございます。これを診療所と医師住宅合わせまして約370平米ぐらいございますけれども、これを割りますと、大体平米単価が30万円程度の単価になるということでございます。以上です。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第69号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第70号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても既に提案説明は終わっておりますので直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第70号 平成19年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第71号 加悦簡易水道算所浄水場改良（浄水設備）工事請負契約の締結について及び日程第7 議案第72号 加悦簡易水道算所浄水場改良（電気計装設備）工事請

負契約の締結について、以上2件について、工事に関連がありますので、一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第71号、議案第72号、加悦簡易水道算所浄水場改良（浄水設備）（電気計装設備）工事請負契約の締結につきまして、一括提案をお認めいただきましたので、まとめてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、算所浄水場の改良につきましては、昨年度か2カ年計画で実施しており、今年度が最終年度になるものでございます。

まず、議案第71号、加悦簡易水道算所浄水場改良（浄水設備）工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

この工事は加悦簡易水道の整備に伴いまして、昨年度から改良を行っております算所浄水場の浄水設備の工事でございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、5月30日に指名業者5者により、指名競争入札を執行いたしました結果、契約の相手方は、理水化学株式会社大阪支店 取締役 大阪支店長 南一男、契約金額は6,772万5,000円で、うち消費税相当額は、322万5,000円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成19年12月10日までとするものでございます。

続きまして、議案第72号、加悦簡易水道算所浄水場改良（電気計装設備）工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

この工事も議案第71号と同様に、算所浄水場改良のうちの（電気計装設備）の工事でございます。概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、5月30日に指名業者7者により指名競争入札を執行いたしました結果、契約の相手方は桐田機工株式会社、代表取締役 宮塚喬夫、契約金額は9,849万円で、うち消費税相当額は469万円でございます。工期は本件議決日の翌日から平成20年2月29日までとするものでございます。それぞれの工事の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、2議案の工事概要をまとめてご説明申し上げます。

議案資料の3ページに平面図をおつけしておりますのでごらんください。

この図面は、算所浄水場の平面図でありまして、図面上が2級河川の野田川になります。図面下側が算所のまち側となります。先ほど町長も申し上げましたとおり、算所浄水場の改良につきましては、今年度が最終年度になるもので、現在は昨年度設置しましたろ過器や、酸化槽と既設の旧設備を入れまぜて運転しているのを、本2議案の工事により、補足設備を新設いたしまして、完全に新しい浄水処理形態へと移行させるものでございます。これからご審議いただきます施行箇所は色を塗っております部分で、議案第71号の浄水設備工事が赤、議案第72号の電気計装設備が青と、議案ごとに色で分類しております。

それぞれの概要につきましては、右側にお示しをしております。まず、赤色の議案第71号の浄水設備工事につきましてご説明申し上げます。

今年度は急速ろ過器を2基新設するもので、図名右下の二つの赤い丸で表示しております。その右の白い丸は、昨年度設置分でございます。材質は昨年度と同様、ステンレス性で直径が3.2メートル、高さが4.5メートルで、1基当たりの1日の処理能力は900立方メートルでございます。計画水量は1,800立方メートルですので、2基で足りることになりますが、常時は3基で余裕を持って運転をしまして、ろ過器の点検や、ろ剤入れかえなどのときには2基のフル回転に切りかえる運転形態となります。

続きまして、青色の議案第72号の電気計装設備工事につきましてご説明申し上げます。図面右上に旗揚げしておりますろ過ポンプ、これは酸化槽から急速ろ過器へ水を運ぶポンプで、昨年2台設置しておりますので、今年度は残り1台を設置します。その右は、でき上がった水を又山にございます配水池へ送るための送水ポンプを2台設置いたします。

次に、図面中程の下、逆洗いや、オーバーフローした水を捨てるための排水ポンプを2台設置いたします。さらに図面左上の電気計装盤は、今年度新設の設備分を含め、浄水場の全制御を行うために設置するものでございます。このほか、図面には示しておりませんが、工事概要にお示しをしておりますように、各井戸、水源の電気計装設備や、役場で運転状況、故障を把握する中央監視設備なども整備するものでございます。

なお、この2議案の工事に一定めどが立ちました段階に、予定では秋になると思いますが、浄水場の改良の仕上げといたしまして、不用になりました既設の構造物の取り壊し、場内舗装や水路、フェンスなどの整備を土木工事として発注することとしております。以上、簡単にご説明申し上げますが、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより、議案第71号及び議案第72号について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

森本議員。

16番（森本敏軌） それでは、追加議案71号について、お尋ねがいたしたいというふうに思います。□
まず、この工事請負金額は総額で出ているんですが、以前から伊藤議員もご指摘がありましたように、総額でぼんと出ているんですが、財源内訳がわかりましたらお示しをいただきたいと思っております。□

以前からご指摘もあったと思うんですが、これはまちの方針なのか、その課の方針なのか、企画財政課が総務課になりますが、そういう方針でこの総額表示になるのか、合わせてお尋ねします。□

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今の森本議員さんのご質問は、この提出議案の様式の件だと思いますけれども、これにつきましては、議会で議決を受けるべき条項と言いますか、案件としまして、工事の名前と場所と金額と相手方というふうなことが決まっております、その財源まで示すようなことには自治法上になっておりませんので、こういうことでさせていただいておりますけれども、資料の方でその部分を今後入れていくということは可能でございますので、そういうふうに改めたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） 資料の方にですね、やっぱり財源、起債が幾らで、府、国の補助が幾らで、一般財源幾らでということを示していただければ、なお理解ができるのではないかなというふうに思いますので、以前からそういったお願いもあったと思うんですが、改めて私からも申し上げておきたいというふうに思います。それでわかりましたら教えてください。□

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 森本議員のご質問であります。全体で加悦簡易水道、これ先ほども申しましたように、土木工事もありますので、全体を含んでということならわかるんですが、個々で割り算していかなければなりませんので、例えば、この工事、浄水設備でありましたら、工事請負費が6,772万5,000円なので、その3分の1相当が国庫補助、それから、残りにつきましては、起債をさせていただいて、10万単位でまらめておまして、残りが一般財源となりますので、ここでやりましたらそういう形になりますし、全体で言いますと加悦の簡易水道では国庫補助が6,040万円、それから、起債が1億9,280万円を予定をしております。その残りにつきましては、一般財源で賄うということになりまして、ちょっと個々には細かく計算しなければなりませんので、今ちょっとできませんので申しわけありません。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） この中に浄水整備の件について、お尋ねをいたします。既に急速ろ過器というのが1基、昨日も現場見せていただいたら赤い字で急速ろ過器1号というふうな名前を書いてありまして、今度、2基設置されるということでもありますけれども、このろ過器ですね、耐用年数がどのくらいになっているものか。それとまた、やっぱりろ過するというで、これはどんな装置になっているのかわかりませんが、やっぱり後から手加えんでもいいものか、掃除をせんなんものか、そういった点について、わかれば教えてください。□

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 後2台今回させていただいて、全体で3基、処理能力は1基あたり900、余裕が持たしてやっております。それから、耐用年数につきましては、ちょっと今、勉強不足で申しわけないんですけど、多分20年か30年やと思うんですが、ちょっと詳しく調べまして、また後日お答えでよろしいでしょうか。そういうことにさせていただきます。

それから、点検につきましても、先ほども申しましたように、入れかえ等がございまして、多分10年に1回だと思っておりますが、そのくらいではろ剤の入れかえをしなければならぬと思っております。ちょっとそこら辺の年数も詳しく、後から申しわけないんですけど、お答えしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） また後からでもよろしいですのでお願いします。□

今回、こうして算所浄水場が18年度、19年度で整備されるわけでもありますけれども、今言いましたように、急速ろ過器あたりも3基備えて十分な能力があるという状況の中で、先ほど、井田議員の水源の問題でお話がありましたけれども、この水源としては、ろ過器の能力と申しますが、水の量で申しますか、それは十分に可能な水源になっているのかどうか、その辺お尋ねします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 計画水量としまして、最大で1,800トンということで、それに賄えるのは、今のところあります。現在使っておりますのは、算所浄水場と言いますと、900から1,100トンが1日で配水をしている量なんで、十分賄っておりますし、1,800トンのぎりぎりまで使うということはまずないと思っておりますし、それぐらい配水ができれば一番うれしいですけど、1,100トンどまりで配水しておりますので、十分余裕があります。

すみません、先ほどの耐用年数が25年ということなんで、もう少し細かいことまたお知らせします。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 今回こうして整備されまして、グレードアップするんですが、今使っている旧施設とですね、今度整備されるグレードアップした施設と比較して、水質、それから、給水能力のもちろん上がってくると思うんですが、その辺の違いについて、どのぐらいグレードアップされてくるのか、課長の把握されている範囲でわかりましたら。□

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） グレードアップと言いますか、これまで算所浄水場で配水いうんか、水道をつくってありました施設と比べましたら、まず急速ろ過器1基で、私もびっくりしたんですけど、1基で賄ってありました。ぎりぎりフル回転をいつもやっておった状態で、あの処理能力は900トンが1日なので、もう目いっぱいいつも使っていた状態です。あれがもう壊れたらどうということになるんだろうかということで私もびっくりしたようなことでした。合併しまして、一番先に、算所浄水場を取りかかってもらうということで、一番、私としましては、一番うれしい、もう心配しなくてもいいということでうれしく思っております、余裕を持った水道施設ができるということで、もうちょっと配水してもいけるので、どこかいいところがあれば配水も提供できる施設があればいいなと思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） それでは最後に、もう1点だけお尋ねしたいと思います。先ほど、井田議員の質問にもありましたように、いろいろと井戸の試掘もしていただいているようでありますけれども、特に最近、温暖化ということで気象の変化が激しく起こっております、特に今年の場合、冬に山に積雪がなかったということで、農業用水も心配されておるんですが、そんなこと以上に、やっぱり命の源であります水不足が非常に今懸念をされております。全国でも先ほどあったように琵琶湖の水位が下がったり、早明浦ダムの水がなくなったりということで、非常に懸念をされておるわけですが、この与謝野町におきまして、先ほどもあったんですけど、改めて、特に今年の場合心配されるんですが、今後もそうなんですが、どういうふうな課長としては把握されておるのか。それと、先ほどありましたけれども、明石、温江、算所とか、それぞれ連結をしていると思うんですけど、そういったことでこちらがなかったらこっちというふうになっていると思うんですが、そこら辺の状況も旧加悦、野田川一緒になりましたので、その辺の連携もとれるのかなというふうに思うんですが、その点お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほど井田議員の質問にもお答えしたんですけど、水源につきましては、心配はしております。今年につきましては、連結につきましては、高さ的にもありますので、滝と後

野の途中までは連結ができると。それから、明石と温江も途中まで、今も使っておりますけれども、どうしても高さ的なことがありますので、どこまでいけるかということらへんもあります。それから、去年、算所と三河内を連絡管をつなぎましたので、そこで賄えると。実際に今年、連結しまして、三河内から算所へ応援給水ということでさせていただきました。それから、三河内と四辻につきましても、連結してありますので、送水流量計もついておりますので、何トン送ったということがわかりますし、それから、岩屋と四辻、市場もできますので、野田川地域は大体できます。石川地区だけは、川を越えんならんでこっち側にはできませんけど、連結はどことまでできておりますので、高さ的にも岩屋が一番高いところあるので、ちょっとここが苦しいんですけど、大体できますので、旧加悦町につきましては、やっぱり高さが結構ありますので、どこまでいけるかですか、連結は加悦とか、温江とかなかなかできませんけど、そういう平坦地につきましてはしてありますし、それから、岩滝と野田川につきましては、まだ連結はしてありません。いろいろな問題もありますし、浄水、簡水ということで、後、今後28年統合になりますと、やはり連絡管もつけまして、緊急的な連絡管で送ったり、送られたりというものをつくっていきたいなと思っております。以上です。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

- 1 6 番（森本敏軌） はい、わかりました。先ほどからありましたように漂流水も非常に心配されるという状況の中でありまして、十分今後の気象状況にも目を配っていただいて、注水に支障ができるだけないように、また町の予算にもやっぱり水の大切さというものもアピールしてもらって、支障のない給水がしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。□

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、2、3質問させていただきます。

その質問の前に、東西をつなぐというのは、従来からの西と東とを水道を一本化するというのは、従来からの懸案事項でありますので、石川はつなげないというのではなしに、つないでいただいたら結構かというふうに思います。

それから、財源の内訳について、やっぱりできるだけ、今回も、後でも結構ですので出していきたいというふうに思います。

それから、急速ろ過器が900トン、最大が1,800トンを予測しとるわけですね。通常は1,000トンあれば大体いけるということなんでしょ。何でそこで急速ろ過器を2,700トンも無理したのかなというのが私は疑問に思います。それでちょっと古い話になるんかもわからないけど、貯水池は何トンここには溜めておけるのか、まず最初にお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今現在、配水池が600トンございます。それで、整備計画によりまして、加悦奥、ところには配水池を設けて、それで送るとかということになりますので、算所は600トンです。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） いわゆるろ過装置、浄水整備は24時間動かすわけやね。だから、いわゆる動かした分をいかに有効に使うかということになると、貯水池なり、配水池を大きくして、それで間

に合わせるというのが、浄水池よりもかなり大きな設備をつけて、これがむだな投資にならないかなという懸念があります。やはりもう少し綿密な計算が必要でなかったのかなというふうに思います。ただ、これは課長が一生懸命考えられたことなんで、この件についてはこの程度でおきます。

入札の件について、最高責任者であります助役にお尋ねいたします。入札顛末書を見させていただきますと、予定価格と入札書比較価格というのが予定価格の中にも最低制限価格の中にもあります。顛末書の中には、ほとんどあるのではないかなと思うんですが、後に細かくチェックしておりませんが、あります。恐らく消費税の部分なんかなといえそこは済むんですけども、その点について、私の見方が間違いないのかどうか、副町長さんにお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおりで、消費税2基の価格でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今ここに追加の議案資料だけ持ってきておるんですけども、これに必ず消費税が入るんですけど、今は大体、国の方針においては、内税方式、外に金額を表すと、そしてそのうち幾らが消費税だというのが本来の国の方針なんですね、今の消費税表示というのは、ただ入札の場合、こういうように入札金額、落札金額に消費税をかけて契約金額としなければならぬというのがいまだに法律で決まっておるのかどうか、その点について、副町長にお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お尋ねの件についてお答えをしたいと思います。この間、従来から申し上げていきますように、特に今年度に入りまして、入札の透明性を高めるということで、いろいろな改善、改革を行っております。その中でも、今、ご指摘の件につきましては、議論をしておったんですが、そして今、先ほどお答えしましたように、入札消費価格とかいう表示にしておるんですが、お尋ねのように法律の規制があるのかどうかにつきましては、今、即答することができませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） これ特別の世界だといえれば特別の世界なんかもわかりませんので、その辺私も詳しくは知りませんが、国の方針というのは、今、内税方式で表示をするようにというのが基本ですので、その辺、ゆっくり調べていただけたらありがたいかなというふうに思います。

次に、同じく副町長に質問させていただきます。この議案の参考資料にもありますし、それから、入札の顛末書にもあります。今回の場合には、桐田機工さんと、それから利水科学大阪支店、この2者が落札をされております。今回、はじめてこういう細かい落札業者と、それから、入札業者の金額を全部一覧表を細かく見せていただいたわけですが、この中に例えば、桐田機工が落札された分につきましては、朝日企業、セルコパ、大同電機製作所、横川電気（株）関西支社、（株）タビシ、（株）カネヅコ、それから、アツカ、関西支社等が、これだけの方が入札に参加されております。このほかに、いわゆる与謝野町として水道の設備に、入札に参加をしたいという業者はないのかどうかお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私は指名委員会の責任者でもあるんですが、詳細ちょっと把握しておりませんので、水道課長の方からかわりに答弁をさせます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 指名委員会の方で、この指名業者を選定するわけなんですけれども、こういう特殊工事になりますと、従来から合併して1年なりますけど、従来から旧町、各町が指名した業者を指名をするということにしておりまして、新たにまた追加するというのは、指名願いなんかが出ましたら、また検討しますが、今現在は実績がある業者で指名をしております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この今先ほど申し上げました、続けて2回も申し上げませんが、私の覚えの中では、桐田機工さん、これ頑張って野田川町時代も気張って入札に参加をし、工事を落札され、またいろいろな工事をされておられました。後の業者については、横川さんぐらいが1件ぐらいあったかなというふうな覚えですが、後の業者の方は、今、課長が言われた野田川町時代には、実績を評価してということでしたけれども、実績は私の記憶の中では余りありません。その今言われた実績というのは、落札をして工事をした実績なのか、それとも与謝野町の従来の旧3町が指名をされた実績なのか、それをお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 実績というのは、指名をした業者と、それから、この中にも旧加悦町で落札された業者もありますが、指名した業者にしております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 課長そんならお尋ねいたします。今、加悦町時代に落札された業者があるということでした。この入札願末書の中で、今の2件、今、議案となっております2件の中で、どの業者とどの業者が従来3町の水道工事の中で落札をされたのか教えていただけたらありがたい。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 二つの業者、両方とも。浄水施設につきましては、理水化学、西原ウォーターテック、水水道機構、それから、もう1個の電気計装につきましては、桐田機工、横川電気、ちょっとダイトウ電気も多分ちっこい工事やったと思うので、小さい工事ではダイトウ電気も請負をされておるということです。ちょっと申しわけないんですが、旧岩滝町さんでされたのはちょっとつかめておりませんので後日でよろしいでしょうか。後日報告させていただきます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今度は副町長、ぜひともお願いいたします。

今、聞かせていただきましたように、従来の与謝野町関係で、敬意を表しながら、こういう方々をずうっと入札に参加をしていただいておりますと、普通は業者の立場から言えば、入札に参加をしたら、何としてでも工事が欲しいというのが本来の姿です。だけどこの入札に参加されておる業者、岩滝町の分がちょっと不透明でありますので、一概には言えませんが、頭から工事がほしくないというふうにはかと思えない方々もあるんじゃないかなと、あるとは言いません。あるんじゃないかなというふうには思います。やはり、今、落札率が91.86%、92.62%、これは私から見た範囲においては、妥当な数字かなというふうには思います。だけど、これ以下で

も、できる確率はあるんじゃないかなというふうに思います。やはりその辺のところは、指名の責任者として、副町長、ぜひとも今後検討材料として、考慮していただきたいというふうに思いますけれども、副町長の見解をお伺いいたします。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、昨年3月に合併をいたしまして、旧3町の入札の取り組みに差異があるということで、新町、与謝野町のルールを一応確立したわけでありますが、以前にも申し上げたことがあるかと思いますが、その新町ルールとて、また検討の余地があるということで、昨年の春以降、10数回にわたって指名委員会であるべき姿をこの間検討してまいりました。ただいま議員ご指摘の件につきましては、入札の透明化については、引き続きの検討課題にしておりますので、先ほどちょうだいいたしましたご意見、参考にさせていただきまして、今後の指名委員会での検討に反映してまいりたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 以上で終わりたいと思いますけれども、今言いましたように、せっかく与謝野町になって、町長、副町長一生懸命になって、この入札制度の透明性を高めておられます。これは私は結構だというふうに思いますし、ぜひともそういう中でも、今度は予算的な部分がいかに有効に執行されるかというあたりまで、突っ込んでいただけたら大変ありがたいということをおし上げてまして、本日の質問をこれで終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第71号及び議案第72号の討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第71号 加悦簡易水道算所浄水場改良（浄水設備）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第72号 加悦簡易水道算所浄水場改良（電気計装設備）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みます。ただいま5分でございますので、20分まで休憩します。

(休憩 午後5時05分)

(再開 午後5時20分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第73号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第73号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の勤務時間制度において、昨年7月に人事院規則の一部改正が行われ、民間企業でほとんど普及していない休息時間を廃止としますとともに、昼休みにおける休憩時間を原則1時間に設定するなどの改正が行われたことを受けて、ご提案申し上げます。当町におきましても、国と同様に休息時間を廃止することと合わせ、昼の休憩時間を原則として1時間とすることとしております。京都府では、昼の休憩時間を45分として、終わりの時間を午後5時15分としておりますが、当町では国に準じて1時間の休憩時間を昼休みにとることとしましたことから、終わりの時間は午後5時30分までとなるものでございます。昼の休憩時間を1時間に変更しますものの、従来から昼の窓口業務については、町民の利便を考え、職員が交代し対応しておりましたので、引き続き、従来と変わらなく対応することとしておりますし、終わりの時間が15分遅くなることから、若干できも町民の利便の向上につながることを期待するものでございます。以上のほか、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務に関しまして、国と同様の改正を行うこととしておりますが、このことと併せ条例改正案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き、与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

議案資料4ページをお開きください。職員の勤務時間、休憩等に関する条例、改正案の概要でございます。まず、第1点目は、休憩時間の改正と、休息時間の廃止として、現行の1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中におくこととしておりましたものを、国に準じて6時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を昼休みの時間帯におくことと改正をいたしますとともに、休息時間についても、国に準じて廃止することとしたものでございます。昼の休憩時間を原則1時間といたしましたことから、規則におきまして、小学校就学前の子の養育や、小学校就学中の子の送迎、それに同居する要介護の必要な家族を介護する場合など、職員の健康や福祉に影響を与えるケースでは、職員の申出により、休憩時間を45分とすることも国に準じて規定することとしております。

次に、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務についてでございますが、一定の条件に該当した職員から請求があった場合は、始業または終業時間を変更して、早出、遅出勤務ができるという規定がございます。従来なら、小学校に就学前の子を養育する職員や、要介護者を介護す

る職員から請求があった場合にだけが対象でございましたが、新たに児童福祉法に基づく学童保育施設に預けている小学校の子どもを迎えに行く職員についても、その請求により認めることとして、国と同様の改正を行おうとするものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例改正は、今年7月1日として定めますとともに、経過措置としまして、交代制等勤務職員の休憩時間や、休憩時間においては、なお従前の例によることとしているものでございます。

また、この条例改正案については、先般行われました職員組合との協議の中で、休憩時間の改正について、当初の案では、京都府が今年4月から実施しておりますと同様に、昼の休憩時間を45分として、終わりの時間を午後5時15分とする提案を行いましたところ、職員からは、国の制度と同様に昼の休憩時間は1時間とし、終わりの時間を午後5時30分とする希望を寄せられましたことから、これを受け入れ、国の制度と同様の内容とするものでございます。この条例改正案を提案申し上げるものでございます。以上が本案の概要でございます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、議案第73号について、1点だけ質問をさせていただきたいと思っています。この件は、勤務時間ということですので、基本的に私ども異議はないわけですが、心配なのは、従来からいろいろな現場職員の中で話を聞いていますと、例えば、ここで明らかにずれてくるのは、保育現場だと思っています。保育現場は実際は、ここで書かれている現在という休憩の取り方ですね、現在という表の休憩の取り方はとても現実問題ではできてなくて、非常に煩雑な休憩の取り方しかできないと、ぶつ切りの休憩とかね、休憩もまともにとれないというのがほとんどの保育士たちの声です。そういう点での改善策と言いますか、対応策はどのように考えているかという点をお伺いしておきたいと思っています。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この間職員組合との交渉の窓口に立っておりましたもので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員ご指摘の保育現場における実態なんですが、昨年3月に合併をいたしまして、私もそのせきだらな現場の実態については承知をいたしておりません。この間、組合との交渉の中で、組合の方から、職員の方からは、そういう声が強く寄せられております。確かに目の前に保育所に通っておられる子どもさんが、例えば昼休みであっても、目の前にいるわけなんで、従来で申し上げますと、その15分の休憩時間、あるいは45分の休憩時間がまともには取りにくい状態だろうなということは容易に推測はできますので、この間、交渉の中では、そういった勤務実態をこの際改めてつぶさに現場を確認して、法律がまとめておる趣旨に合致する方向で検討を進めてまいりたいというふうに組合の方には申し上げております。そういったことも了解してもらって、今回の提案に至りましたわけでございます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 今、副町長も苦しい答弁だったと思うんですが、現実問題、子どもに対するいわ

ゆる管理責任、いわゆる指導と言いますか、保育責任を基準内でやろうとしたときには、もう明らかに矛盾があると、もうできないという結果しか見えないんです、その数でいってもね。だから、そういう現場をしっかりと踏まえた上での保育現場への対応ね、ここは理事者としても十分配慮しながら、指導と言いますか、対応を考えていただきたい、このことを申し上げて終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第73号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第74号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げます。今回の改正は、平成17年に行われました人事院勧告に基づくいわゆる給与構造の見直しとあわせ、昨年の人事院勧告による扶養手当の額の改定が主な内容となっております。特に給与構造の見直しにつきましては、公務員の賃金制度を50年ぶりに改正するというもので、給料表の構造自体を大幅に改正するなど、抜本的な改正が行われたところでございます。最大の改正は、民間賃金の全国平均額をもとに、全国一律に定めておりました給料表を、地場賃金の最も低い東北、北海道の給料をもとにして定めることとしたために、平均で4.8%もの給与水準の引き下げとなるものでございます。国においては、これら大幅な給与水準の引き下げに伴う激変緩和措置として、施行日の前日に支給を受けていた給料を補償することとしておりますので、当町でも同様の措置を行うこととして、先般、職員組合の御了承を得たところでございます。以上のほか、条例改正案の詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正案の詳細につきまして、説明時間が少し長くなりますけれども、ご了承いただきまして、議案資料でご説明を申し上げます。

議案資料につきましては、7ページをごらんください。

職員の給与に関する条例改正案の概要でございます。それから、8ページから10ページにかけては条例の新旧対照表、それから、11ページ、12ページにつきましては俸給表をつけております。

まず、7ページでございます。給与改定の概要でございますが、人事院では、民間給与の実施調査を企業規模100人以上、かつ事業所規模50人以上を対象として、全国の約4万事業所で給与改定や、雇用調整等の状況を、また東西事業所の従業員約35万人を対象に4月分給与の実地調査をされました。従来ですと、先ほど町長が申し上げましたように、この調査をもとに民間賃金の全国平均を基礎とする給与表の改定ございましたが、今回は全国6ブロックのうち、地場賃金の最も低かった北海道、東北地方の地場賃金に基づく給料表に改めるとともに、資料中段に記載しております国家公務員との相違点としまして、大都市圏など、民間の賃金が高い地域には、給料のほか、地域手当や、広域異動手当が創設され、地域に応じた上積みの調整がなされております。しかし、当町につきましては、その支給地域に該当しておりませんので、これらの手当は支給されないこととなります。

2番目は、年功的な給与上昇の抑制と、職務、職責に応じた給料構造への転換としまして、民間給与との比較により公務員の年功序列的な給与上昇を改め、昇給のカーブを緩やかに設定したり、職務に応じた形で給与表を7級制から5級制に統合整理した上で、各号級構成の改正として、現行の4号級を4分割して昇給時の弾力的な運用を図るなど、改正を行うとともに、高齢職員の昇給停止措置にかえて、通常の半分程度の昇給額に抑制するなどの改正を行っております。

3番目は昇給時期の統一化として、昇給時期を毎年1月に統一をすることとしております。

4番目の扶養手当の改正は、昨年の人事院勧告に基づき、少子化対策の一環として、従来、3人目以降は月額5,000円であったものを2人目以降の額の月額6,000円と同額とするものでございます。

5番目の管理職手当の改正は、民間企業の多くが契約性であることから、現在の給与月額に一定の割合を乗じて算定する定率性から、各職務の級に在職する管理職の職員給料の中位の号級に定率を乗じた額を定額で支給することとするものでございます。

最後に附則関係でございますが、この条例の施行は今年7月1日とし、現在の給与表から、新しい給与表に移行するために必要な切りかえ方法の切れとともに、国家公務員の場合も、今回の大幅な給与水準の引き下げに伴う激変緩和措置として、施行日前日であります6月末日に支給していた給料月額を7月以降も補償する、いわゆる減給補償をすることとしておりますので、当町におきましても、この減給補償の措置を適用することとして、規定をしたところでございます。この減給補償につきましては、人事院による民間における給与制度の見直しにより、基本級が下がった従業員に対する減給補償等の経過措置の状況調査の結果で、経過措置を行ったというものが約75%であったことや、裁判の判例などを踏まえてのことだと伺っております。

次に11ページの給与表をごらんください。新給料表と7月1日に移行するための切りかえ表と、いわゆる渡りをあわせた表でございまして、新給与表に移行する際の差額についても記載しております。この表により、おわかりのとおり、中、高齢層については、大幅な引き下げとなるものでございます。なお、前歴換算のない新規採用者があった場合の初任給でございますが、新給与表で申し上げますと、高校卒は1の5、13万8,400円でございます。短大卒は1の

13、14万8,000円、大学卒は1の25、17万200円でございます、改正前の額と同額でございます。以上、議案資料の説明とさせていただきます。なお、今回の改正などによりまして、平成19年度の人件費は約300万円減額の見込み、通年ベースでは約2,230万円減額の見込みと試算をしております。これもちまして、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、第74号について質問をさせていただきたいと思っています。

一つは、質問に入る前に、今の状況と言いますか、新しく職員組合が2月にできたということがあります。そういうもとで理事者側との協議をされたわけで、この結果出されてきたというふうに思っているんですが、今回の給与改定というのは、今提案説明にありましたように4.8%のマイナス、最大で7%程度の大幅な引き下げであります。この人勤、いわゆるゼロ人勤は、地域間格差の拡大につながるという点、能力、実績主義による査定賃金の導入など、まさに50年ぶりの大改悪であります。与謝野町になってはじめてのことですので、認識を伺いたいと思っています。

1点目は、まず労働基本法、労働三法で保障された権利が、戦後ご存じのように奪われてきました。その奪われた日本の労働者の現状とですね、また、近年、日本のひどいこの労働実態に対する3度にわたるILO勧告がされたことです。この点をご存じだと思いますが、この権利が奪われたために、人事院制度ができた。ですから、人事院というのは、その保障をする役割を持っているというふうに私は認識しているんですが、この認識で間違いないでしょうか課長、いかがですか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、伊藤議員さんるる説明のあったとおりであろうというふうに認識をしております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、二つ目の問題は、先ほど言いました労働法の関係なんですが、今、成年では2人に1人、全体でも3人に1人は、非正規雇用だということで、非正規職員も本町にもおります。そこで同じ労働者であって、基本的に正規職員と同様の待遇、基本的にですよ、待遇が必要だというふうに考えているわけですが、その認識についてお伺いしておきたいと思っています。いかがですか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） その点につきましては、3月に服部議員さん、それから、この間も野村議員さんから一般質問をお受けしております、町長の方も検討していくというふうに申し上げておりますが、全く一緒というわけにはいかないのかなというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 僕が言っているのは、基本的に労働者としての地位が保障されなければならない

ということを言っているわけで、基本的な待遇は同じだということを申し上げておきたいというふうに思っています。今、時流ではなしに法に基づく考え方を言っているんです。

次の三つ目の質問ですが、政府のゼロ人勤というものはどういうものかという点をまずはっきりさせておかないと、今回の改定問題がはっきり見えてこないというふうに思っています。この間、ご存じのように、年度ごとに骨太方針などで政府が目指す地方自治体像が非常に明らかになってきています。合併の押しつけが嵐のようにやってきて、今でも続けているようですが、その後に出てきたのが、道州制の具体化の問題です。これは、都道府県だけではなくて市町村の役割、機能がまさに骨抜きにされる、そういうことがいろいろな施策の中で明らかになっています。その一つが、三位一体改革の路線で、兵糧攻めをやり、また公務員には、相互人件費抑制、定数の削減を閣議決定をして進めています。この政策を決める上で、重大なことは、自治体関係者との協議さえやっていない点です。また、それと反面、経済財政諮問会議なんかの民間代表になっている大手の出身の4名がいますが、この方々の主張が基本的に反映されている点です。骨太の中に、これを受けて、こういう特に労働者の待遇、地方公務員制度等々について反映をされています。こういうことがあって、こういう情勢のもとで、合併した与謝野町にとっては、まさに町長以下、職員も新しいまちづくりに最大の懸案課題になっているわけで、そういう意味では、町の職員集団の役割が非常に大きいというふうに思っています。まちづくりのパートナーとして非常に、この役割は決定的に重要だというふうに考えているわけですが、この点での町長の町職員に対する認識をお伺いしておきたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っております。まあ大変、合併する前から職員、町長においても、大変な時間的な制約の中で、合併を推進してき、そして新しいまちになりました。この合併当時から今日まで、本当に死に物狂いと言ったらおかしいですけども、それぐらいの大変忙しい中での仕事を着実にこなしてきてくれた、そのおかげで1年経った今、何とかこうした落ちついた状況におれるのではないかなというふうに思っていますし、町の施策を推進する上で、町民の皆さんの意見もですし、当然、職員の立場でいろいろな事業を推進していくためには、やはり理事者と職員とが相反しているなんてことではいいまちづくりはできません。そうした意味でも、職員に対しても、お互いのパートナーとして頑張ってくれることを期待しておりますし、またそれにこたえてくれているというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の4点目の質問です。今回のゼロ人勤と言われるものは、同時に先ほども言いましたが、公務員制度のあり方にかかわって、この点でも閣議決定をしております。それは能力主義、いわゆる成果主義ですね。それと同時に評価制動を導入するという方向を打ち出しています。能力成果主義の査定評価による給与の判断はだれが行うのかという点が、これは前にも、私自身も一般質問の中で述べたことがあるわけですが、改めて、例えば文化、教育、それから福祉の予防事業、こういう問題に対して評価をどうするのかというのが非常に難しいと思っています。この点で、まず考え方を、どのように判断されているかという点をお伺いしておきたいなというふうに思っていますよ。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 能力の評価主義と言いますか、勤務成績が良好であるかどうかということの判断だと思えますけれども、ゼロ人勧では、そういうふうなことで、号級を4段階にして、例えば、特に優秀な者は、8号俸飛ばすとか、そうでないものは通常、標準が4なんですけれども2にするとかいうふうなことがありますけれども、当町につきましては、この評価の体制がとれていないと、評価する側の研修もまだできておりませんので、当分の間は、この評価制度は取り入れないということにしております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 当分はしないがということは、今後やるということなんでしょうね。私はその点で、どうしても皆さんに言っておきたい点なんで、題してまず結論めいていきますが、世界で今、成果主義の給与体系を取り込んでやっているところもですね、既に破綻を始めています。日本の民間でもかなりこの点で大きな問題を起こして、コミュニケーションが欠落する、不団結が起こる、職員の労働意欲が大きく低下する、これは心の病にまでなると、従業員間にコミュニケーションが欠落するわけですね、当然そうなるわけですね。こういうことについての見直しが今、民間の大手の中で起きています。ちょっと時間がありませんが、簡単に例だけ述べておきます。また、必要だったら資料渡しますが。

まず、この制度の先例を切ったのは富士通なんです。この富士通がもう既に、その元人事部長自身が、発言だけしています。こう言っているんですね。目標管理制度で働いた者が評価され、企業が発展するというのがうたい文句でしたが、業績は悪化の一途、目標達成しても評価ランク枠をオーバーしたら下方修正させられ、多くの社員が無気力化、若い世代が成果主義で高評価を得て、賃金上がるというのは誤解だったとこのように述べています。

そのほかたくさんあるんですが、富士通以外にも雪印、食品の雪印ですね。雪印はご存じのように、食品中毒事件を起こしました。それから、JCOですね、これは臨界事故を起こしました。三菱扶桑の自動車モリコール隠しが発覚、損保ジャパンも業務停止処分、さらに日立の不良発電タービンですね、こういう事件もありました。三井物産もこう言っているんです。三井物産も、目先の利益を優先するために、人が育たないということで、この成果主義賃金を大幅に見直したと。シチズン時計も05年から年功序列賃金に戻しました。住友商事は、去年の4月から入社後10年目で完全に年功序列制にかえるということを打ち出しています。これは一例ですが、いろいろとありますけれども、時間がありませんので省略しますがこういうことなので、改めてこの点は、しっかり町の理事者の皆さんもこの問題については、本当に客観的な、よりいいまちをつくらうというわけですから、真剣になって考えていただきたいというふうに思っています。

5点目の質問に移ります。いわゆる先ほど、話が提案説明にもありました最後の部分ですね、減給補償の問題について、ふれておきたいというふうに思っています。民間企業の場合、組織再編をしたり、出向したりする場合は、基本的には給与の引き下げは多くの場合、圧倒的に多くなんですが、裁判例でもすべて敗訴しています。私はちょっとこことめて与謝野町にかかわる問題で指摘しておきたい点は、1年前の合併時に、町長もさっきおっしゃられましたが、合併という課題の中で、連日のサービス残業が行われました。これは何カ月も続いたわけですね。合併前後して。これは当然だといえば当然なんです。客観的な行政。しかし、そういう上に立

って、いうたら賃金を統一したことで、いわゆる給与が大幅に下がるということが起きましたね。こういうことが、私は、決めたのが合併協だといって、合併協の方の責任にするという言い方は、法の立場からいったときに、不利益、不遡及の原則というのがありますから、その立場からすると、明らかに違法行為になってしまうと、これがある人が仮に告発したら明らかに負けますよ。こういうことは二度としてはいけないというふうに思っています。この点で、町長、合併協の会長もされていたわけで、見解があればお聞かせ願いたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に個々の中身について、私自身もよく承知はしておらんのですけれども、サービス残業と言いますか、非常に時間的に窮屈な中での職員の一生懸命な思いが、そうしたことが一々つけていなかったということもあつたであろうというふうに思います。それらについても、今後についても、これらの超勤手当等につきましても、新しいまちで一定の整理はしたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） これに関係して、いろんなこと自身もあるんですが、今回はそれぐらいにして、次の6点目の質問をさせていただきたいと思っています。

給与が多い、人件費が高いという声がちまたに出ています。それは、背景は明らかで、これほど格差社会と不況が深刻に長く続いているわけですから、地域からすれば公務員は高過ぎるというのは当然です。当然というのは正しいかどうかは別ですよ。そういう必然的な声が出ているのは、この間、旧町でも私ずうっと言っていたんですが、ただ、問題は、私は角度を変えて物を考えると、いろいろありますよね。ガチャ時代はじゃあどうだったのかといたら、全く逆さまでしたわけですね。公務員がばかだった。何やっているんだと、こういう声も聞きません。そこで、私、大事な点が、私ある大学教授が研究した数字をちょっと披露しておきたいと思っているんですが、実は、4年ほど前になるので、若干新しいないんですが、合併した経過もありますので、旧加悦町では、町職員の給与の地域での経済効果ですね、これをどれぐらいに想定できるかということを試算した学者が、先生がおります。この人によりますと、加悦町では、地域経済の中で21%貢献したというんです。21%ですよ。すごい大きいんです。これはもちろんかなりの資料をもとに積算したわけですが、ですから、大なり、小なり、この与謝野町も大きな違いはないというふうに思っています。こういう結果も出ているということですから、給与の引き下げは決していい方向には向かないということ、まず私自身は感じているところです。

そこで、次の質問のテーマになるわけですが、職員組合との協議が合意を受けて提案したということになっているわけですが、特に労働組合ができた直後ということもあって、非常に理事者側としても、理事者側もできてから1年ちょっとですから、あれなんです、旧3町もそれは寄ってたかって、今、今後が大事なんですから、ですから、その一貫性という点では、まだまだ不十分だと思うんですが、しかしできたてほやほやの労使関係は後は非常に大事にしなければいけないというふうに思っているんです。ここが非常に大事な私が言いたい点でして、これを本当に基本的な合意をされたわけで、それを大事に育てる、今後も町長おっしゃったようにパートナーとしてしっかり育てていくという態度を貫いてほしいというふうに思っています。

町長先ほど答弁がありましたので、これはいいです。

そのことを踏まえて次の質問にいきたいと思っております。質問というより、後は要請をしておきます。時間がありませんから。先ほど町長もおっしゃったんですが、私はやっぱり町長自身が住民の声を聞いて、住民とともに新しいまちを進めていくんだということをスタンスで町政を進められているということなんですが、私は役場の職員というのは、やっぱり組織だった、訓練されたそういう組織というのは非常に大事だと、新しいまちづくりにとって、その意味ではまさに実働部隊としての役割を、まちづくりの上で果たさなきゃならないというふうに思っています。同時に、全住民的には、役場というのは、中核的な役割を果たすわけですから、職員組合の力というんか、力量というのは非常に問われてくるわけですね。それだけに大いにやっぱり、理事者とも相談をして、深い信頼関係を構築する必要があるというふうに私は、非常にここは大事だというふうに思っております。改めてこの点を申し添えて、私の質問は終わりたいというふうに思っております。いろいろと細かい問題はありますが、概要が以上ですので、終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、先ほど総務課長さんから説明をしていただきましたが、ちょっと理解がもう一つ乏しい点がありますので、2、3お伺いをしたいと思っております。一つは、この人事院勧告、労働基本権の代償の措置として、ずうっとこうして今日まで続いてきたわけですが、一つの時代の変化ということの中で、今回こういう提案がされるというか、国の方でそういう人事院の方からの勧告されたということなんですけれども、まず1点目は、先ほどの給与表の説明を受けたわけなんですけれども、例えば、現行の給与表17万9,700円のところ17万200円にスタート、大卒の場合するということふうにお聞きしたいと思うんですが、この場合、全く今回のこの表ではわたりというものはないんでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 先ほども若干説明をさせていただいたんですけれども、わたりも含めたこの給与表になっておりまして、一番左側でいきますと、給与でいきますと、1の2から1の7までいって、次の2の2になっております。これが旧のわたりでございます。それで、給与表が統合をされておりますので、新しい表では、旧の1と2が統合されて1になっておりますので、今度1の2からずうっと1の36まで、先ほどの1の2から2の2に該当する部分でございます。ところが若干見にくいんですけれども、これが7月施行ということになっておりまして、この段が1段ずれるわけなんですけれども、今、先ほど新卒で申し上げましたのが、現在は旧の1の5で14万8,000円が新の表でいきますと、1の13ということになりまして14万8,000円ということございまして、わたりに関しましては、現在と同じでございますけれども、級が統合されておりますので、5号級が3号級になっておるといふような格好になっております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それと今後、昇給月がいわゆる年1回ということに今なる、1月1日に統一するということなんです、その調整というのは、全部この給料に折り込まれている、そういう

理解でよろしいのでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） これもこの表の一番左でいきますと、三つ目に昇給月というのが書いてございます。それで仮に先ほどの大卒、級で言いますと2の2の17万200円で、19年のこの間4月に採用になった者につきましては、その右側、4月の昇給月になりますので、その方は、それで7月には17万1,900円に格付ということでございます。それで新卒ではなくて、17万200円を19年の1月から昇給で17万200円になった方につきましては、この1月のところの横で1の27の17万3,600円ということで、1月と4月の昇給月の差3カ月分がこの表でいく一つと言いますか、1ランク違うというふうなことで調整がされております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、管理職手当の定額化についてお尋ねをするんですが、今までだったら、8%から12%ですか、その間で管理職手当が支給をされていたと思うんですけども、今回の場合は、定額化ということにどういう格好になりますかな。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 率については課長が10%、それから、主幹、保育所の所長等が8%ということで、変更する予定はございませんが、これまででしたらそのものの給与に10%ということではございましたんですが、課長職で級で言いますともらっているものの平均、真中の人の給与の10%の額、それを定額として表から下の方も、上の方でも、同じ額ということで、それが定額制ということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 大体認識はできました。そこでお尋ねをしますのは、ラスパイレスについてであります。現在まで聞いておりましたのは、もう国家公務員の方々よりも、かなり下に給与水準がきていると、こういうふう聞いておたわけでございます。もちろん、政令市や、市や町村によってそれぞれ違うわけですが、今回のこの新しい人勤によりまして、本町の場合の大体ラスパイレスはどのぐらいになるように課長は考えていらっしゃるんですか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 現在の状況と言いますか、18年の4月1日の状況を申し上げますと、かなりの町村の平均は96でございます。それから、市町村の平均は97.5でございます。それで与謝野町は92.1ということでございます。このラスパイレス指数につきましては、4月1日現在ということでございまして、当町は今提案させていただいてまして、7月1日現在になりますので、19年4月1日のラスパイレスにつきましては、今回の改正は特に反映をされないというふうな状況かと思えます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、ラスパイレス大体お聞きしましたが、大体全国の町村の平均が、これまでだったら93.7ということになっておりました。今は92.1ということで、大差ないと思うんですけども、ほとんど同じ格好で、数字が動くという理解をしておいたらよろしいでしょうか。今度の、4月1日は4月ですから、来年にならんとわからんわ

けですけれども、大体それぞれの市町村で同じような格好で、みなこれが実施されとるということを考えますと、同じような格好で若干下がるという認識でよろしいのでしょうか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、申し上げましたように、4月1日現在がラスパイレスの全国的な点です。それで、現在、この表を取り入れてないのが舞鶴市と、与謝野町と、京丹後市でございます。それで、取り入れたところは、下がると言いますか、なりますので19年の4月1日だけをそこをとらえますと、与謝野町は適用しておりませんので、若干上がるというふうに思います。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対意見の発言を許しますが、では賛成意見の発言を許します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は日本共産党与謝野町議員団を代表して、今回の給与条例の改正議案に賛成の立場で討論意を行います。

今回の職員給与の改定は、マイナス4.8%、最大7%大幅な引き下げであり、50年ぶりの大改悪であります。同時に、このゼロ人勸が能力主義、成果主義による査定賃金、人事評価制度と一体で行われていることも見逃せません。生活級としての職員給与がこれだけ大きな引き下げとなり、職員が一丸となって、新町のまちづくりを進めようとする現在、職員の団結上、意欲、協調性この減退につながることを強く危惧懸念するものであります。今回のゼロ人勸の大改悪は市町村への行政改革推進法、市場化テスト法などとともに、地方自治体と職員、住民に大きなリスクを負わせるものになっている点であります。町職員の賃金が当地方の経済への約2割もの貢献をしている点でも、この大幅引き下げは地域経済の回復にマイナス影響を与えるものになるという点もふれておかなければなりません。こうした点で、ゼロ人勸の実施は、今後、十分協議、検討し、職員組合と職員の合意を重視することがとりわけ重要であります。今回、時間も十分協議時間がなかったと思いますが、基本合意されたことを高く評価しているものであります。私は結果論として、賃金ダウンを最後としては考えられるという立場です。問題はなぜこうした財政危機になったのかと、この原因を明確にするとともに、むだな事業を全面的な見直し、こうした上で、職員組合への十分な協議と合意形成を得て、その結果、最後の最後の判断として、人件費、給与の削減になると考えています。合併してなくなっていた職員組合がこの春に誕生したところであり、また、町理事者も合併後の山積する課題に取り組みられています。町職員組合は、町政推進の重要なパートナーであり、深い信頼関係を築くことが極めて重要です。この中で労使交渉をしっかりと協議の場として、職員組合と今、山積する課題での認識を一致させ、新しいまちづくりに取り組んでいただきますよう強く要請し、賛成討論といたします。

議 長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第74号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 意見書案第2号 「水稲」をバイオエタノールづくりの核とした早期の研究を求める意見書（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

（事務局朗読）

議 長（糸井満雄） 提出議員より提案説明を求めます。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、大変時間が遅くなってまいりましたが、もう少し時間をいただきまして、ただいま上程されました「水稲」をバイオエタノールづくりの核とした早期の研究を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

まず、意見書案の朗読をいたします。

私たちは石油や石炭などの化石資源をはじめとして、限りある資源を大量に消費、今日の暮らしを維持、発展させてきました。その結果、地球温暖化オゾン層の破壊や異常気象とさまざまな形で地球規模での環境破壊が急速に進んできたところです。また、さまざまな生物資源の利用においては、生ごみ食品加工残さ、農林畜産残さと大量の生物系廃棄物が、焼却、埋立により処分され、地球環境への負荷を増大させてきている。

国においても、2006年3月、バイオマス日本総合戦略が閣議決定をされ、安倍総理も地球環境、地域の活性化や、雇用、農業の活力という点を踏まえながら、国産バイオ燃料の生産拡大について支援されている。本計画では、その技術開発のペース、2030年を目標として、我が国における国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けたシナリオの取りまとめがされている。バイオマスタウン構想では、未利用農林産物や、副産物等を利用しようとするものである。本町農業の特色である、日本の気候に最も適した、水稲という資源作物を活用したバイオエタノールづくりを早急に確立することで、昭和46年以降存続している30%に及ぶ転作の見直しにつながるとともに、遊休農地の荒廃を防ぎ、地域や農業に大きな激励と展望を開くことになる。については国の総合戦略の中に、水稲、国産バイオ燃料の最重要資源と位置づけ、研究の加速によって、早期に実証段階に進み、全国の農山村の活性化につながるるとともに、地球温暖化防止に先導的役割を果たすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するいうものでございます。

若干、意見書案の補足をいたしますと、一般質問の中で、服部議員さんの質問に対しまして、太田町長から、このバイオ燃料につきまして詳細な答弁がされました。重複は避けませんが、要は今、国の大きなテーマでありますバイオ燃料の素材として、水稲をぜひ中心に据えてほしいとの要望であります。

まず、この与謝野町の農業の特性として、水稻以外の作物では、定着が図れない、こういうことでもあります。これまでも30%を超える転作についても質疑がありました。既に転作が始まって35年になりました。その間には、大豆や小豆に移ったりもしました。ハードの面での最大の欠点は、旧加悦町から野田川町の平地帯では、田畑・・ができないことでもあります。これは隣の田んぼに水がはられますと、私はこれをつくろうと思ってますね、水が入ってきてくれん、こういうことが大きな欠点になっている。ソフト面では、他の農産物についての技術が弱い、こういうふうに認識をしております。また、何とか新しい技術をとということで、旧加悦町で見えますと、昭和60年からハウスの導入を始めました。現在では約300棟とハウスが立っておりますけれども、なかなか安定した利益が上がるようになっていない。その一つとしては、近年では、外国農産物との競合があります。ハウスといえども異常気象の中で、生産計画が非常に難しいことがあります。将補50年代には、旧野田川町で、何とかこの稲の技術を生かしたいとということで飼料作物にしたいということで、非常に熱心に研究をされた方があったと記憶しておりますが、これを契約する畜産農家がないとこういうことが一つ大きなハードルになりまして、うまくいかなかったとこのように思っております。

このように3分の1世紀たっても転作で新しい作物が育ったところはですね、全国的に見ても、1割ぐらいしかないとこういうふうに言われております。このバイオエタノールについては、非常な可能性を持っています。4月に、今度参議院に出られる先生にお会いをしましたおりに、このお話をしております、何とか地方がこうして元気になれるのか、補助金今まで、例えば旧加悦町の私の住んでいる依田で申しますと、中山間地で1,000万円の交付を受けたことがありますが、しかしそれで農家が豊かになったと、そういう気持ちにはならない、なかなか。やはりその農産物と言いますか、生産をあげたものからですね、私は利益を得ることが非常に大事ではないかなと、こういうふうに思っております。国の大幅なこの生産拡大に向けました行程表というのがつくられておりますが、これを見ましても、資源作物全体からバイオエタノールをつくと、こういう製造技術を開発するというようになっておりますが、また非常に時間がかかる、こういうことで一日も早く、水稻を中心的なテーマにしてほしい、こういう要望であります。特に今回は、各特命の担当大臣にこれを送りたい、送ってほしい、このように思っておりますので

まず4月19日にNHKもバイオ燃料の行方ということで放映がされました。そして、5月15日クローズアップ現在で、休耕田のこの米づくりについて、ある建設会社が挑戦をしている、こういうお話が報道されました。しかし、米が稲の根ということではもちろんありません。大体1町2~3,000円ということですから、当然、国にもそういった助成措置が講じられないとなかなか難しいと思えますけれども、やっぱり今の休耕田あるいは荒廃田を何とか生かすという点では、非常に大きな展望を開けるとこのように思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） 提出者にお尋ねいたします。国もそういう方向で進んでおるといことでし、私、

基本的には賛成です。ただ、もう既に米ではないんですけれども、バイオエタノールの製造に年間1万5,000キロリットルを製造するというような方向でもう進んでおられるところもあるわけですね。これについては一応米だけやなしに、野菜だとか、米、麦でも企画外の分を使うということでいわゆる原料安いわけですね。そういう中で今やっておられるということです。ところが今、提出者、勢旗議員の言われる、いわゆる休耕田を利用してということ、私も結構やと思うんですが、今言われましたように、結局、単価的にそれだけ国が補助金を出してできるかどうか、それから、耕作者の方々が、地元の、与謝野町の、その方々がどのような対応が本当にそういうことを望んでおられるのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） ただいま井田議員さんの質問ですが、一番今、これがスピードがあがっているのはブラジルでございまして、ご承知のように、かなりな比率で実際に車が走っていると、こういうふうにテレビや何かで見せていただいておりますし、私もそうだろうと思うんです。そんなら、このまちでどうかということですが、これはまちというよりも日本全体では、やっぱりそういう一つの大きな産地になると、こういう認識をしております、農家と余り突っ込んで話した段階には至っていないんですが、とにかく米からエタノールをつくるということが、まだはっきりしていないんですね。確かに藁でありますとか、稲藁であります、麦藁で、そういうセルロース系のものからエタノールをつくる、これはもう大体売っている。ただ米からということでは、まだ十分でないものですから、その辺がはっきりしていないとですね、余り話もできないんですが、何らかのものをつくりたいという思いはある。しかも、同じ機械を使って、同じ技術を使ってできるものですから、その価格に皆さんおっしゃるように、どれだけ国がしてくれるか、それはもう全くわかりませんが、今度のそういった先生方とお話をする中では、国はやっぱりこれを一つの大きな方向にしたいし、しなければいけない、こういうふうにお聞きをしておりますので、私どももやっぱり国に対して意見書をあげなあかんなどというふうに思っているところでは。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 今、先ほど私申し上げましたように、米を使うというのは、もうJA北海道、それから、三菱商事、それから、キリンビールも参加して、もう既に工場を建設をして、2009年から年間1万5,000キロを製造するという計画をもう既にあげられておるんです。だから、米を使うというのは、もう既に計画の中に入っております。それで、米を使うというのは、それでクリア、私はしとるん違うかなというふうに思ったんですが、ちょっと答弁の方と食い違っておりますので、そういうような中で、結局、原価を安くしなければあわいというのが現実なんです。それでブラジルとか、アメリカ等でも、結局ヘリコプターで全部種をまいて、大きな機械でぶあっと刈ってどっとやると、トウモロコシでは何でも。そやから、休耕田を使うとしても、そういういわゆる田植えなんてできへん、種まきからはじめんなわけですね。種まきではあっと収穫してどっとやるというようなことにならんとあれなんで、そういうことが実際にできるかどうかということに、基本的には賛成なんですよ、先ほども言いましたように、ただそういうことができるかどうかというあたりが、どういように提出者が考えておられるかということをお尋ねさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） おっしゃる点はですね、例えば、今、既に・・・をつけていらっしゃる企業とか、そういうところの状況は見ておりますが、やっぱりここでも例えば1リットル100円という壁があるというふうに聞いておましてね、そのために、ほんなら一体米をどういう格好の価格にせんなんかということになりますと、アメリカではスイッチグラスということで稲科の植物、そういうものが今取り組まれておまして、5年以内に実用化をすると、こういうふうに言われております。大体、農家も7,000円にならんとあかんだらうと、こういうふうに言われております。これは、一つは今の収量ではないんですよ。これに使ったらいいんですから、倍取れても、3倍取れてもいいんですが、そのために果たして国がどれだけ助成ができるかということが、大きなポイントになってくることは事実でしょうけども、農家とすれば、やっぱり3,000円から3,500円ぐらいのあたりで生産ができるかと、こういうことが一つのキーポイントになってくるかなとこのように思っております。

9 番（井田義之） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
服部議員。

1 7 番（服部博和） それでは、勢旗議員に質問させていただきます。私も基本的にはこの前の一般質問でやりましたように、バイオエタノールについては、大賛成でありまして、何ら異を唱えるものではないわけでございますけれども、ただ1点、私も水稲では十分考えておったわけでございますけれども、やはり瑞穂の国と言われるぐらい日本の国には、2000年にわたる米づくり、そしてまた主食ということで、お米を大切にしてきた民俗であることはご存じのとおりだというふうに思っております。その主食であるお米を燃料にかえる、ここの問題が私は大変引っかかりまして、あえて水稲をトウモロコシというふうにシフトして質問をしたわけでございます。そういう中であって、やはり昔からごはんをこぼしたり、残したりすると目がつぶれるというようなことを親からも教えられてきましたし、また私の回りにはかなりお百姓さんがたくさんあって、その方が日ごろおっしゃっていることは、やはりごはんをむだにすることはならんという例えで、一粒の米粒でも、1年たたんをつくれないのだというようなことをよくおっしゃっておられることを私は承知いたしておるわけでございます。そのような民族でありながら、主食を燃料に使うということは、背に腹はかえられないのかもわからないのかもわかりませんが、やはり最後の最後の手段として、私はとっておく必要があるのではなからうかなと、これ以上、どうしてもできないというようなときに、やはり切り札として使うのならやむを得ないのではないなというふうなことも思っておるわけですが、その辺のところにつきまして、勢旗議員の方はどういうふうなお考え、またそれに対して農家の方が素直にそれを受け入れて、燃料にすることをよしとするようなことが可能なのか、その辺のところをもしご承知であれば教えていただきたいとかがように考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 服部議員さんのおっしゃいますように、農耕民俗でございまして、今に至りましても、国の予算を見ていただいても、やっぱり農水省の予算というのは、農は国のもとという考え方のもとに、大変な予算が組まれておまして、以前、加悦町である議員さんに現地を農業視察

に行ったわけですが、田んぼに入ると札束の上を歩いているような気がする、こんな議員さんもあったように思っておるんですが、しかしながら、今、外国からその米を入れなければならないということになっておりまして、日本の今、倉庫には180万トンの米がたまっている、こういうように言われております。その倉庫料、式料が1年に170億円かかる、こういった実態もございまして、だから、私どもはこしひかりをこういう格好ですするというふうには思っていないですよ。先ほど申しましたような、もっと多収穫の、いわゆるこれ専用と言いますか、こういう稲が開発をされるというように思っておりまして、いざというときには主食転換が可能なわけですけれども、今食べている米をそのまま私はこれに入れるという考えは持ってない。ただ、日本の場合でも、古米5年たちますと、今キロ28円なんですよ。政府が払い下げます価格は、そういう実態もあって、そういったものをやっぱり生かすということも一つの方法ではないかなと、こういうふうに私思ったわけですが。

議長（糸井満雄） 服部議員。

- 17番（服部博和） そういうところはよく承知しておりまして、私も一般質問の中で、品質より家畜が食べたりなんだかんだする場合には量だからというようなことも引用しながら質問をしつつわけございまして、こしひかりをそのままバイオの方に持っていくと、燃料の方に持っていくのではなく、それは古古米だとか、それからまた品種も悪い、量がとれるような米ということにはなるかわかりませんが、米にかわりはないじゃなしというところございまして、やはりそのところが道義的に許されないと思うのが瑞穂の国の我々ではなからうかなと思いますので、そのとこだけでもう少しご説明がお願いしたいなと思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 11番（勢旗 毅） 服部議員さんのおっしゃることはよくわかるんです。ただ、ここへきましてご承知のように、非常に国内での米の消費量は落ちておりまして、今までで言いますと、それぞれのご家庭でも考えていただきますと、年間何俵という米が一人当たり、一つの計算として成りたった。ところが今、実際のそれぞれの家庭の統計を見ますと、60キロふりふりなんですね。そこまで今、米の消費も落ちてきていると、こういう実態も私はあると思っております。服部議員さんおっしゃいますように、私どもそういうことで、子どものときから育ててまいっておりますが、やはりこの何か農業を大きく発展さす、火をつける、そういうものが必要だと思っております。今回、こういった提案をさせていただいておるわけなので、農家がつくると、そういう前提もありますけれども、まず国がそういった技術を確立してしまうと、ここではじめて計算式が出たり、このコストが出たりするわけですから、そのとこを国にお願いしたいと、こういうように思っているんです。それで、おっしゃることは私どもも思っておりますが、しかし今の状況は、そこまで米の消費がここに落ちてきたということ踏まえながら、やっぱり新しい道筋というもの、今、国にとって必要ではないかなとこんなふうに思っているところでございます。

- 17番（服部博和） はい、ありがとうございます。終わります。

議長（糸井満雄） 他に。

伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） 今、服部議員からもあったんですが、私はちょっと角度を違まして、今、バイオそのものがエタノールというのは大事なものなんでしょう。それはいいんですが、食糧問題が

非常に世界的に言うたら非常に大きな問題になっているわけですね。あえて水稲ということでここに書かれているんですが、その点では、どういうふうに考えておられるんでしょうかね。食糧危機は非常に厳しいものがありますよね。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これは伊藤議員さんがおっしゃるようなことで、例えばブラジルでもですね、このバイオエタノールをつくるために、森林を切り開いて、そしてかえって我々の生存権を脅かしているのではない、こういうふうにもありますし、先日外国から見えた方もですね、インタビューにもそういう格好で載っております。ただ、残念ながら米の消費を考えると、この東南アジアを中心にして、米を食べる国というのは、たくさんあるわけですが、しかしみなそれぞれによって米の種類が違うというのが1点ございます。日本のようにこしひかりのような米を好む人種と、また本当に全く違ったような米という名ではあっても、そういった民俗もあります。そういうことの中で、ほんなら日本の受給率が今こういう格好だというご指摘があるわけですが、しかしほんならほかの農産物が日本で伸ばすことができるかと言いますと、なかなかこれは伸びませんし、米の需要については先ほど申し上げたとおりです。現実には、いわゆるたくさんの荒廃した農地があると、日本国土の中で、それを何とか生かすためには、それは新しい食糧をつくるということが必要かもわかりません。食糧にきするものをつくるということも大事かもわかりませんが、なかなかそこまで今の農村を支えている世代は難しいということだろうと私は思っております。今のまま農業機械が使われて、今のままの耕作体型でいけるというのが一番日本にあっていてのではないかな。それから、米をこういう格好でつくっても、日本の受給率がどうなるとかということに私は変動は来さない、こう思っております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） 提出者に質問いたします。

私もこの米が余って、いわゆる先ほどおっしゃったように、倉庫で維持するだけでも倉庫料がたくさんかかると、そこへ政府が安くて米を買ってきて、こういったものを使って既に研究されて、先ほど井田議員もおっしゃいましたけれども、北海道では、早速にキリンビール、三菱商事等が中心となって、JAも、米からつくるようにしたんですね、米も麦も、甜菜も、それはもう事実そのとおりであるんですけども、それは今、古古米というものがたくさんある、外国からも輸入しなければならぬというおつき合いもある、そういう中での今の米をいわゆるそんなに安くで提供していると、実際にこれが食糧危機とか、それから、いわゆる雨が降らないとか、不慮のいわゆる1年間できないものですから、天災とか、気候とかによっていつそういった食糧備蓄がなくなるか、だから食糧備蓄をすることはどうなのかという、食糧備蓄に何百億もかかると、だけど本当は備蓄しなければならぬという現状の中で、それから、私もこれはテレビで見ましたけれども、湖みたいのところへヘリコプターでざあっとまいとるんですね。米づくりといったイメージが全然違うんですね、こんな中山間地3段で1畝だ、2畝だというような、湖向こうが地平線みたいところでざあっと、それをエタノールにしようと、コスト安いわけですね。ところが実際にキロ2,000円まででつくれば1俵、実際本当に加悦谷で挑戦する人あるかないかということ等を考えましたら、この内容はよろしいんで、例えば水稲を中心とするのではなしに、

チップでも、わらでも、何でもエタノールにかわるだから水稻にこだわらない、いわゆる代替エネルギーをもっともっと研究してほしいというような提案書にされたら、私はなおいんじやないかなと、余り水稻にこだわり過ぎること自体が、かえってむしろせつかくの意見書がですね、ちょっと違うんじゃないかなという気がいたしますがどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 赤松議員さんのおっしゃることも一々最もでございます。ただ、この間、私、一般質問で、岡山県の真庭市のバイオスタウン構想のことについて若干ふれさせていただきました。ここは木材の皮や、あるいはチップを利用して、それでバイオマスの計画をつくっていらっしゃるということで、それぞれ地域におうたやり方、例えば畜産が主体の農村では、畜産残さでバイオジェゼルに向かっていらっしゃる、そういういろいろなやり方が私はあると思うんです。しかし、一概にアメリカや、大きなところ、カリフォルニアのところと比較をしますと、これはもう日本農業自体が成り立たないということになるのではないかな、米づくりにしましても、1俵6,000円以下でできるところとね、現実に今、米も下がりましたけれども、1万3~4,000円で農家がつくっていらっしゃる、これ将来に向かってどういう格好になるかなと思って、やっぱり上がるということはない、これ将来に向かってどういう格好になるかなと思って、やっぱり上がるということはない、下がる方向であるわけですね。そうしますと、主食は主食として、私はもう少しそういう部分で、国が音頭をとって研究をしてくれるということで、もっと農家も選択肢が広がるのではないかなと、こういうふうに思っております、赤松議員さんおっしゃることなんですが、それらも既にいろいろな角度で研究をされていることと、それから、与謝野町で見ましても、あとそうしますと大きなそういった原材料になるものがあるのかなというふうに考えますと、なかなかそれが難しい。だから先立って、丹後で赤松議員さんご欠席でしたけれども、そういったお話でございまして、丹後の山の木ではこれ足らんと、山を使うならとこういう話がありましたけどね、これもどうももう一つ実感がないと言いますか、今例えばそんなら丹後の山の木を、これだけ不足するほど使うなんて、一体だれがその労働力になってね、一体どうして、どこに長石をしてどうするのか、そういうお話もなかなかそこまでもいきませんでしたし、なかなか難しいな。与謝野町で一番やっぱりやりやすいのは、やっぱり今の体型の中でできるものというふうに考えるのが正しいのではないかなと思って、先だってそういった先生とお話しておったということでございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

- 1 0 番（赤松孝一） 確かにね、今の代替エネルギー、いわゆる化石燃料にかわるものをバイオでつくると、例えばそういったこと、この丹後でね、丹後にそういった基地を将来つくろうとか、そういうようなもくろみのもとにこういうことをする、いわゆる日本全体のことを考えて研究してほしいというのであるならば、別に米にこだわらなくても、エタノールに対する研究もっともっと進めてほしいと、またそれに対する民間企業に対しても助成をしてほしいとかいうようなもんなら私もよく理解できる。水稻にこだわるとなりますと、とてもじゃないけど私この与謝野町で、いわゆるこの今現状の中で、現実問題として1俵2~3,000円で作ると言われますと、現実につくるところあるかないかと。それからもう一つは、やはりこういったところはおいしいお米ができる産地として、やはりおいしいものをつくっておいしいものを今言われるように反対に、

中国や東南アジア、ヨーロッパにも輸出すると、そういうふうな発想で、本当に生き残る道は、この狭いところで、小さいところであって、なおかつ良質なものができる、要するに技術があると、そういう、おいしい水がある、そういったものを利用した作物をつくる、それを特産品として世界へ輸出すると、今の豆でも日本の豆はいいと言われて、わざわざ安い豆あるのに中国でも日本の豆を輸入している。おいしい豆腐をつくりたい、おいしいしょうゆをつくりたい、ロサンゼルスでも、カリフォルニアでも、いわゆるカリフォルニアこしひかりあるのにもかかわらず日本のお米を逆輸入して、お寿司バーに出したいと、そういうのが今、現実なんですよね。やっぱりそういうものは地域特性を生かした、例えば東北の方の滋賀県の方のああいう一畝というのが、この辺の3畝にあたるような広いところもあります。改革地あたりでね、秋田の方のね、あんなん見てきたら、確かにそういうこともあります。このようなまちの小さい中で、果たして本当にこんなことが可能なのかどうかと思うと、私はできうるならば、あえて反対はしませんけれども、水稲に余りにもこだわりが強いん違うかなというような気がしてなりません。以上でございます。同じようなことでしょう。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出議員、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号「水稲」をバイオエタノールづくりの核とした早期の研究を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議員派遣の件を議題とします。

お手元に配布しておりますように議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しておりますように、議員を派遣することに決定しました。

次に日程第12 閉会中の継続審査及び調査申出書を議題とします。

3 常任委員会から審査調査中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案その他はすべて議了しました。

会期を後1日残しておりますが、これをもちまして第10回与謝野町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後6時49分

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議 長

同 議 員

同 議 員